
第7期

茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画

平成30年度～平成32年度

茅ヶ崎市

はじめに

戦後、我が国は経済成長による生活水準の向上や健康増進により平均寿命が延び、長寿国のトップを走る国となりました。また、高齢化率は、世界に類を見ないスピードで上昇しており、平成22年（2010年）には超高齢社会を迎えています。茅ヶ崎市の高齢者人口は28年1月に6万人を超え、29年の高齢化率は25.7%に達しました。引き続き高齢化が加速する中で、37年には27.4%に上昇するものと見込んでおり、高齢者を取り巻く状況の変化を的確に把握し、適切に対応していく必要があります。

このような状況を念頭に置き、第6期計画では、団塊の世代が全て75歳以上の後期高齢者となる平成37年（2025年）を見据え、医療、介護、予防、住まい、生活支援などを一体的かつ包括的に提供する「地域包括ケアシステム」の構築に努めてまいりました。超高齢社会において、高齢者の皆様が可能な限り住み慣れた地域で生活を継続できるよう、「地域包括ケアシステム」の深化・推進をめざし、本計画を策定いたしました。

高齢者一人ひとりの充実した暮らしの実現を目指し、6つの基本方針を軸として、生きがいづくりの支援、日頃からの健康づくり、介護予防・重度化防止に関する取組など、高齢者が元気に暮らせる環境づくりに取り組んでまいります。

本計画の取組を実行するためには、地域の皆様、自治会、民生委員・児童委員、医療、福祉などの組織、機関の方々との様々な連携、協力が重要です。関係する皆様にはお力添えをいただきますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画の策定にあたりましては、茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進委員の皆様、アンケート調査等にご協力いただきました8,000人の市民の皆様及び275の事業者の皆様、パブリックコメントにご意見を寄せていただきました皆様など、多くの方々のご協力をいただきました。ここに、深く感謝申し上げます。

平成30年3月

茅ヶ崎市長 服部 信明

第7期茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画 目次

第1編 総論

第1章 計画策定の考え方	1
1-1 計画策定の趣旨	1
1-2 第7期計画の位置づけと計画期間	2
1-3 第7期計画の基本理念	3
1-4 第7期計画策定の経過	4
第2章 高齢者及び介護者の状況	5
2-1 高齢者の状況	5
2-2 介護者の状況	22
2-3 事業者の状況	24
第3章 高齢者と高齢者を取り巻く社会の将来像	26
3-1 茅ヶ崎市の高齢者の将来像	26
3-2 平成37年（2025年）を見据えた社会の動き	29
第4章 基本方針の設定と施策の体系	31
4-1 第6期計画の評価	31
4-2 第7期計画の基本方針及び施策の体系	50

第2編 各論

第5章 介護保険制度の改正に伴う本市の対応について	55
第6章 基本方針ごとの施策	59
6-1 基本方針1 高齢者の多様な生きがいづくりの支援	59
（1）高齢者の社会参加の促進と地域活動の支援	59
（2）趣味、レクリエーション、生きがいづくりの支援	61
（3）生涯学習の促進	63
（4）世代間交流の促進	64
（5）就労支援の充実	65
6-2 基本方針2 高齢者の健康づくりと介護予防の充実	66
（1）健康づくり、健康増進	66
（2）介護予防のための効果的な取組の支援及び介護予防に対する意識の啓発	69
（3）生活支援サービスの充実・強化	71
6-3 基本方針3 高齢者が安心して暮らせるまちづくり	73
（1）高齢社会に対応した住環境づくり	73
（2）安心・安全なまちづくり	76
（3）災害に強いまちづくり	78
（4）高齢者の住まいの確保	80
6-4 基本方針4 地域における高齢者の支援体制づくり	82
（1）地域の相談窓口の周知と機能強化	82
（2）地域における見守り及び支援体制づくりの推進	87
（3）高齢者を介護している方に対する支援	89

(4) 高齢者の権利擁護	90
(5) 在宅医療及び医療と介護の連携の推進	92
6-5 基本方針5 認知症の早期発見と認知症高齢者を支える体制づくり	93
(1) 認知症の早期発見・早期対応に向けた取組	93
(2) 認知症に対する正しい知識・理解の普及啓発	94
(3) 認知症に関する相談窓口の充実強化	95
(4) 認知症高齢者の支援体制づくり	96
6-6 基本方針6 介護保険サービス及び介護予防・生活支援サービス事業の充実	98
(1) 保険給付等の見込量の設定	98
(2) 介護保険施設等の整備	109
(3) 給付の適正化と人材育成	111
(4) 介護保険事業者への支援	113
(5) 制度周知のための取組	113
(6) 保険給付費等と介護保険料	114
第7章 進行管理	116
7-1 計画の推進体制	116
7-2 計画の進行管理	117

資料編

1. 茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進委員会	119
2. 茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画連絡調整会議	123
3. パブリックコメントの実施結果	126
4. 用語の解説	127
5. 事業の一覧	133
6. 平成30年度保険者機能強化推進交付金（市町村分）に係る評価指標	143

天皇の退位等に関する皇室典範特例法（平成29年法律第63号）が、平成31年4月30日に施行され、天皇陛下が御退位されます。御退位による皇位の継承が行われ、元号が改められますが、本計画書の作成時点（平成30年3月）においては、元号法（昭和54年法律第43号）の規定による政令の改正が行われていないため、本計画における元号の表記は「平成」を用いることとし、改元後は新元号に読み替えるものとします。

- 文中及び各表・グラフ等の割合は、小数点第2位を四捨五入して表示しています。そのため、合計と内訳の計、差し引きなどが一致しない場合（内訳の合計が100%にならない等）があります。また、金額を千円単位で表示している場合においても、同様です。
- アンケート結果についてのグラフの中に表記されている「n」（number of caseの略）は、当該設問の回答者数を表しています。
- 本文中には、アンケート結果だけでなく、各種統計データも使用しています。その中で、茅ヶ崎市と国や県とを比較する場合には、同じ定義・同じ基準日のデータをそろえる観点から、住民基本台帳だけでなく、国勢調査や総務省人口推計等も使用しています。

第1編 総論

第1章 計画策定の考え方

1-1 計画策定の趣旨

日本の高齢者人口は、国立社会保障・人口問題研究所による日本の将来推計人口（平成29年出生中位（死亡中位）推計）によれば、高齢化率は27年の26.6%で4人に1人を上回る状況から、37年に30.0%とちょうど3割に達し、48年に33.3%で3人に1人と見込まれています。

本市では、総人口が緩やかに増加すると同時に、高齢者人口も年々増加しており、住民基本台帳による高齢化率は29年10月1日現在で25.7%（62,331人）となっています。総人口に占める75歳以上の割合である後期高齢化率は12.5%で、総人口に占める65～74歳人口の割合である前期高齢化率よりも、今後は大きく上昇し続けることが見込まれます。また、要支援・要介護者数も増加しており、29年9月末日現在の要支援・要介護者数（第1号被保険者）は9,144人、認定率（65歳以上の高齢者に占める要介護・要支援認定者の割合）は14.7%となっています。

このような状況のもと、本市では第6期茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（計画期間は27年度から29年度まで。以下、「第6期計画」と表記します）では、「超高齢社会において、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じた自立した日常生活を送ることができるよう、地域の支え合いの力が連携して機能し、効果を発揮できる仕組みづくりを進め、高齢者一人ひとりの日々充実した暮らしの実現を目指す。」という基本理念のもとに、医療、介護、予防、住まい、生活支援などのサービスを一体的に提供する「地域包括ケアシステム」の構築に取り組んできました。

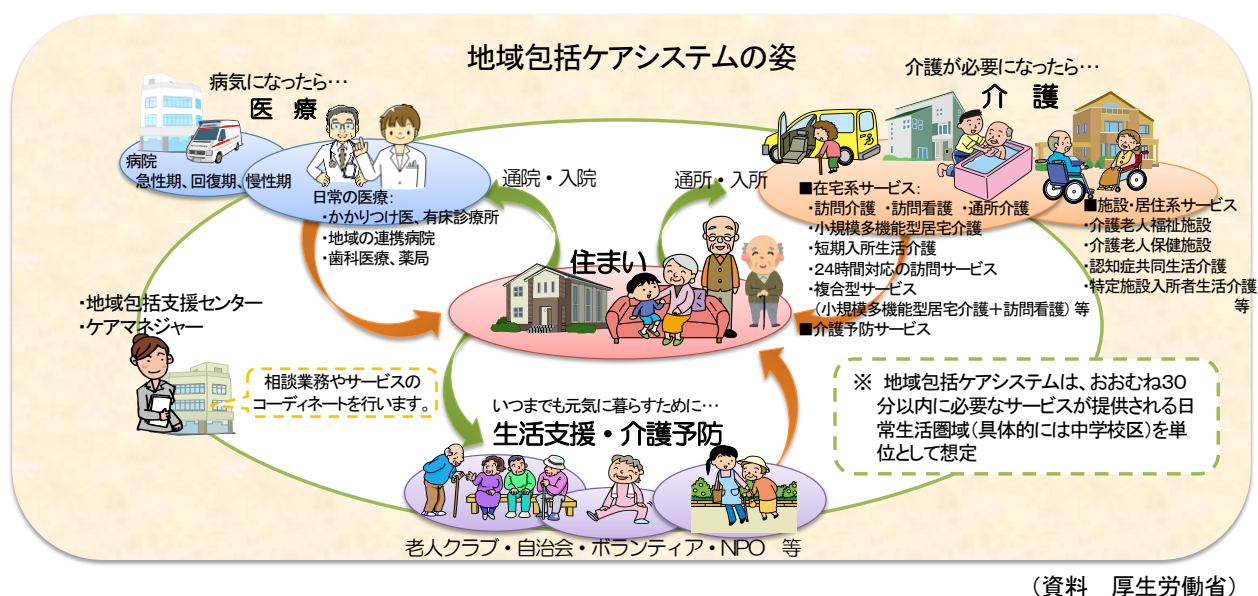
本計画では、第6期計画の内容やその課題から、今後3年間の高齢者福祉施策及び介護保険事業において取り組むべき事項を整理し、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる37年を見据えた第7期茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（以下、「第7期計画」と表記します）を策定し、地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組みます。

地域包括ケアシステムとは

団塊の世代が75歳以上となる平成37（2025）年を目途に、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるようにするため、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供される社会的な仕組みのことを指します。

この地域包括ケアシステムは、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていく必要があります。

図1 地域包括ケアシステムの姿

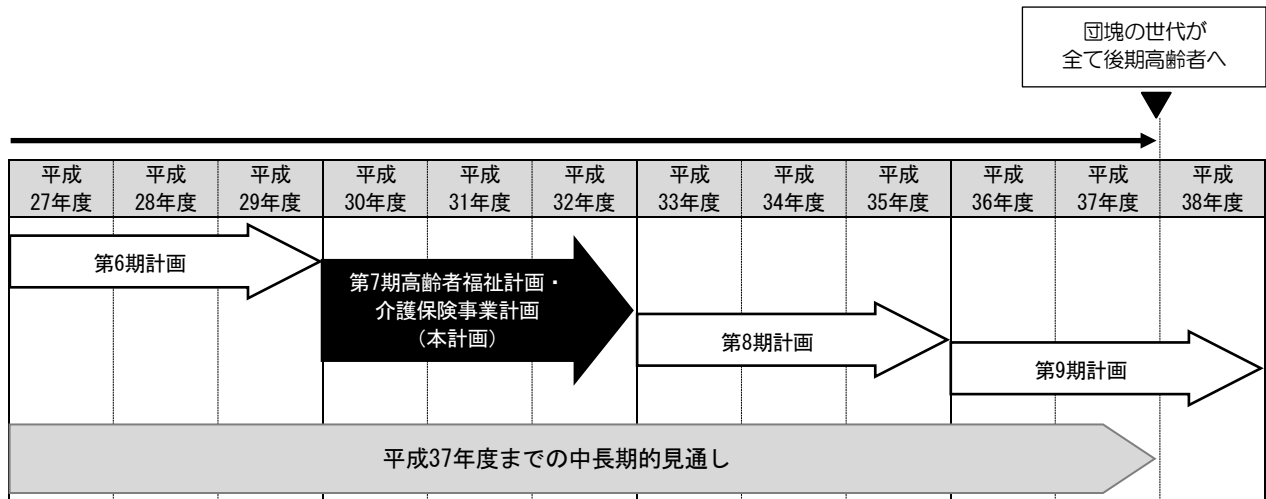


1-2 第7期計画の位置づけと計画期間

平成30年度から32年度までの3か年を計画期間とする本計画は、老人福祉法（第20条の8）に基づく「市町村老人福祉計画」及び介護保険法（第117条）に基づく「市町村介護保険事業計画」を一体のものとして策定するものであり、神奈川県が策定する「かながわ高齢者保健福祉計画」と連携するものです。

また、本計画の策定にあたっては、平成23年度から32年度までを計画期間とした「茅ヶ崎市総合計画」における高齢者保健福祉に関連する分野の部門別計画として位置付け、社会福祉法（第107条）に基づく「第3期茅ヶ崎市地域福祉計画・第5次茅ヶ崎市地域福祉活動計画」（愛称 みんながつながるちがさきの地域福祉プラン）（27年度～32年度）との整合を図っております。

図 2 計画期間



第7期計画では、第9期計画期間中にあたる平成37年度の茅ヶ崎市の高齢者の状況や介護需要等を見据え、第6期計画から段階的な構築を目指している「地域包括ケアシステム」の深化・推進に取り組みます。

1-3 第7期計画の基本理念

本計画では「地域包括ケアシステム」の構築を第6期計画に引き続き進めていくことを目指すため、第6期計画の基本理念を踏襲することとします。

超高齢社会において、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ、自立した日常生活を送ることができるよう、地域の支え合いの力が連携して機能し、効果を発揮できる仕組みづくりを進め、高齢者一人ひとりの日々充実した暮らしの実現を目指す。

1-4 第7期計画策定の経過

(1) 調査の実施と回収状況

平成30～32年度を計画期間とする第7期茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画を策定するにあたり、高齢者とその家族及び事業者の意見や要望等を把握するために「第7期茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画に関する調査」を実施しました。

調査の回収状況は次のとおりです。

調査種別 〔対象〕	調査対象数	有効回答数	有効回答率
① 一般高齢者個別調査 〔満65歳以上の市民の方（要支援・要介護認定者を除く）〕	4,500人	3,431人	76.2%
② 要支援・要介護認定者個別調査（在宅） 〔要支援・要介護の認定を受け、在宅で生活している方〕	3,000人	1,782人	59.4%
③ 要支援・要介護認定者個別調査（施設） 〔要支援・要介護の認定を受け、施設サービス等を利用している方〕	500人	295人	59.0%
④ 介護サービス事業者調査 〔市民に介護サービスを提供している事業所〕	275事業所	193事業所	70.2%

(2) 推進委員会及び連絡調整会議での議論の経過

本計画を策定するために、茅ヶ崎市の介護保険の被保険者、市の区域内の公共的団体等の代表者、高齢福祉に関する活動を行う団体の代表者、市の区域内の介護サービス事業者、学識経験を有する者の14人で構成する「茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進委員会」及び茅ヶ崎市の関係部課長19人で構成する「茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画連絡調整会議」において審議を行いました。

平成28年3月28日、推進委員会に対し計画策定について諮問し、29年10月13日に推進委員会より「第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画（素案）」の答申がありました。

(3) パブリックコメントの実施とその結果

平成29年11月24日から12月26日までの1か月間にわたり、高齢福祉介護課窓口、市政情報コーナー、各出張所、各公民館等の公共施設に第7期計画（素案）を備え付けるとともに、市のホームページにて公開し、本計画に対する意見を募集しました。

このパブリックコメントにより、2名の方より17件のご意見をいただきました。

第2章 高齢者及び介護者の状況

2-1 高齢者の状況

(1) 人口及び人口構造の変化

①茅ヶ崎市の人口の推移

国勢調査に基づく平成27年10月1日現在の茅ヶ崎市の総人口は239,348人で、5年前の22年と比較して、全国では減少に転じているのに対し、市では1.8%の増加となっています。7年以降の推移をみると、人口の増加は続いています、5年ごとの増加率は低下傾向にあります。

表1 茅ヶ崎市の総人口と増加率の推移

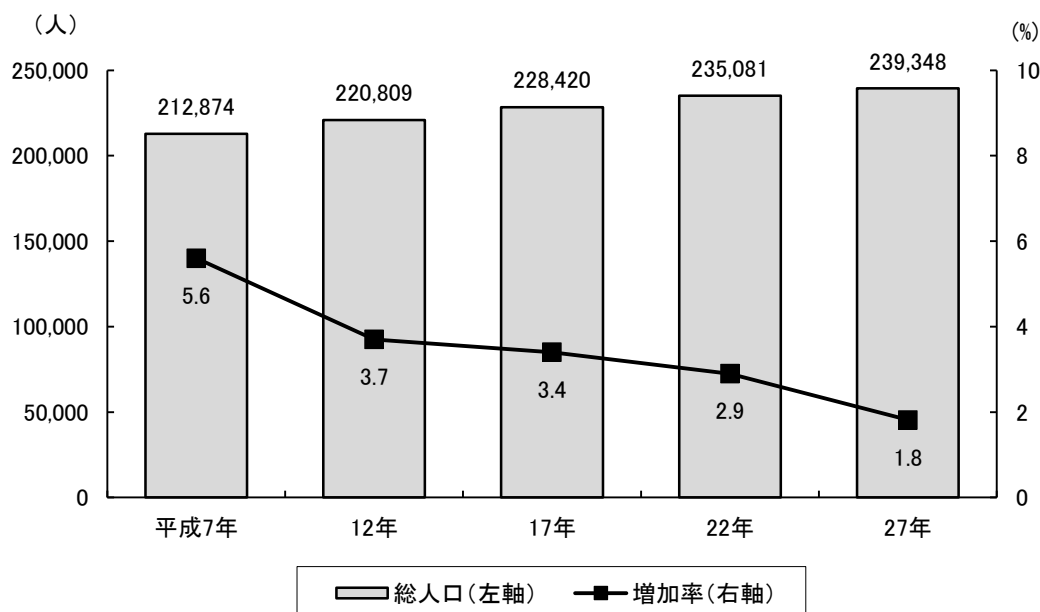
(単位：人、%)

		平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
茅ヶ崎市	総人口（人）	212,874	220,809	228,420	235,081	239,348
	増加率（%）	5.6	3.7	3.4	2.9	1.8
神奈川県	総人口（人）	8,245,900	8,489,974	8,791,597	9,048,331	9,126,214
	増加率（%）	3.3	3.0	3.6	2.9	0.9
全国	総人口（人）	125,570,246	126,925,843	127,767,994	128,057,352	127,094,745
	増加率（%）	1.6	1.1	0.7	0.2	-0.8

※総人口には年齢不詳を含みます。

(資料 国勢調査 各年10月1日現在)

図3 茅ヶ崎市の総人口と増加率の推移



(資料 国勢調査 各年10月1日現在)

②茅ヶ崎市の人口構造

住民基本台帳に基づく平成29年10月1日現在の総人口は242,457人です。21年から29年までの年齢3区分人口の推移をみると、生産年齢人口は減少が続き、高齢者人口が増加し続けています。

また、前期高齢者数と後期高齢者数の差が、21年は8,208人でしたが、29年は1,511人まで縮まっています。

表2 茅ヶ崎市の年齢3区分人口の推移

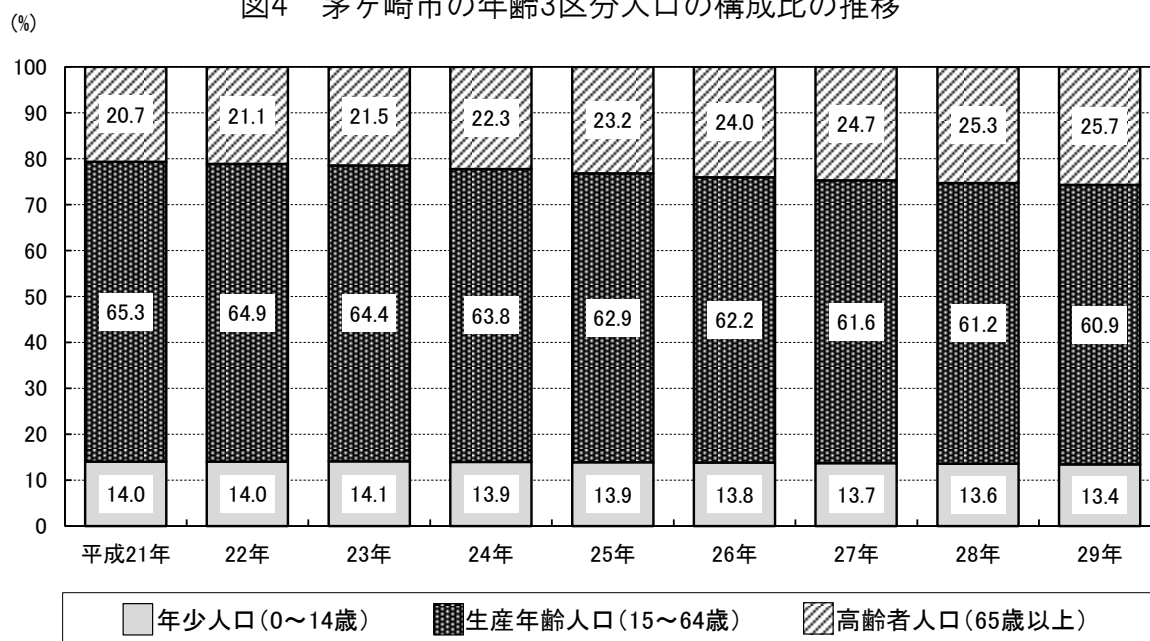
(単位：人)

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
年少人口	33,029	33,059	33,293	33,265	33,293	33,237	33,056	32,784	32,520
生産年齢人口	153,483	153,164	152,495	152,136	150,747	149,331	148,472	147,932	147,606
高齢者人口	48,582	49,817	50,827	53,094	55,448	57,695	59,601	61,147	62,331
前期高齢者 (65～74歳)	28,395	28,433	28,140	29,209	30,516	31,725	32,283	32,296	31,921
後期高齢者 (75歳～)	20,187	21,384	22,687	23,885	24,932	25,970	27,318	28,851	30,410
総人口	235,094	236,040	236,615	238,495	239,488	240,263	241,129	241,863	242,457

(資料 住民基本台帳 各年10月1日現在)

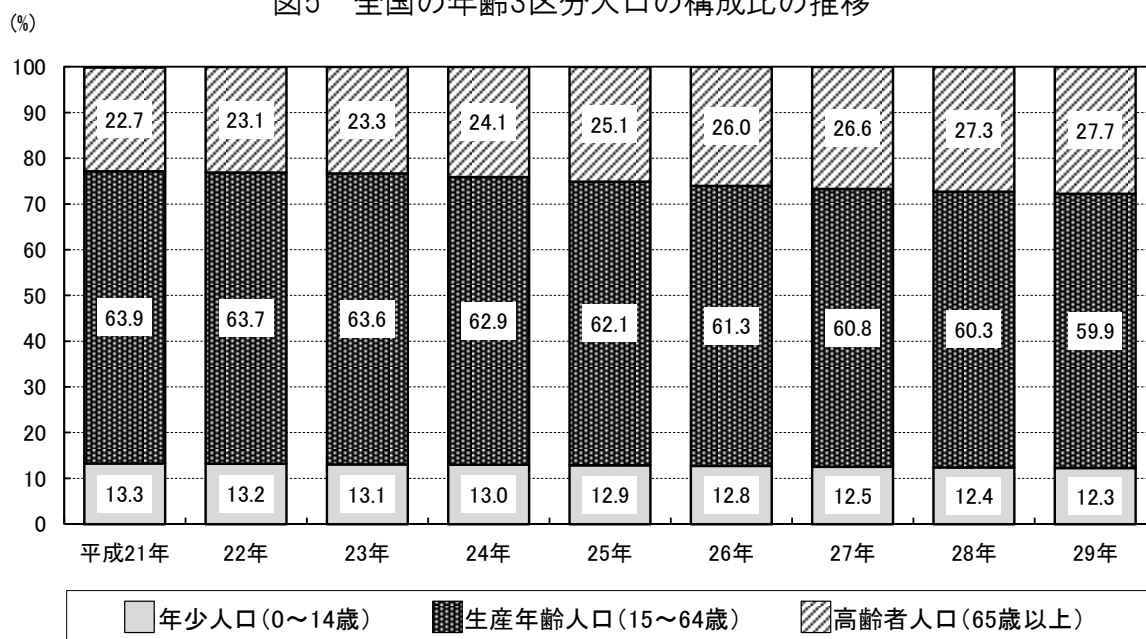
これらを構成比としてみると、年少人口の割合は平成24年以降わずかに低下していますが、概ね横ばいで推移しています。生産年齢人口は21年の65.3%から29年の60.9%へと低下し、高齢者人口の割合は21年の20.7%から29年の25.7%へと上昇しています。

図4 茅ヶ崎市の年齢3区分人口の構成比の推移



(資料 住民基本台帳 各年10月1日現在)

図5 全国の年齢3区分人口の構成比の推移



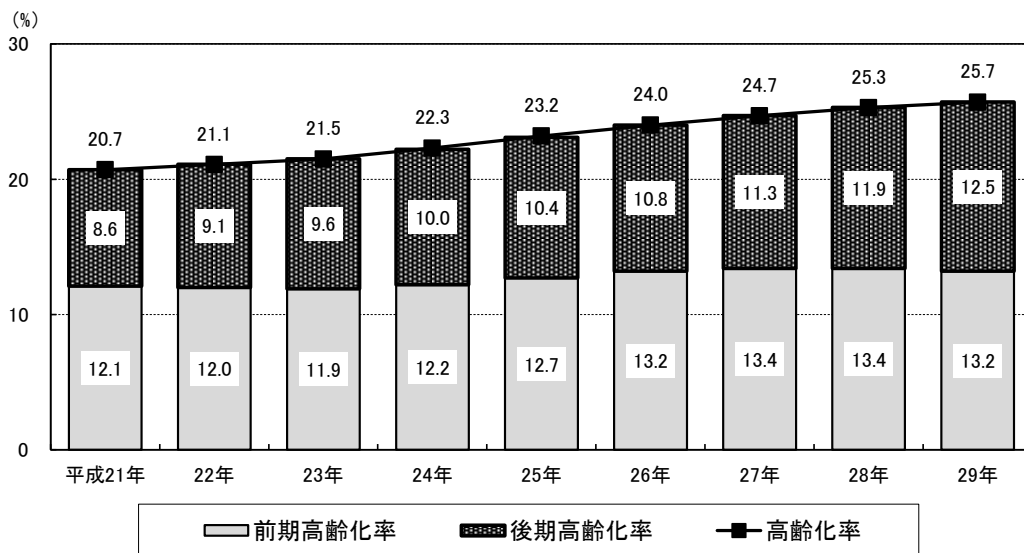
(資料 総務省 人口推計 各年10月1日現在。ただし、平成29年は概算値)

③高齢化率

表2の年齢3区分人口のうち、高齢者人口を抜き出し、高齢化率とともに前期高齢化率、後期高齢化率の推移を図示すると、下図のようになります。

前期高齢化率は平成24年から25年、25年から26年にかけて、それぞれ0.5ポイント上昇していますが、後期高齢化率は21年以降、毎年0.5ポイント前後上昇し続けており、前期高齢化率に近づいています。

図6 茅ヶ崎市の高齢化率

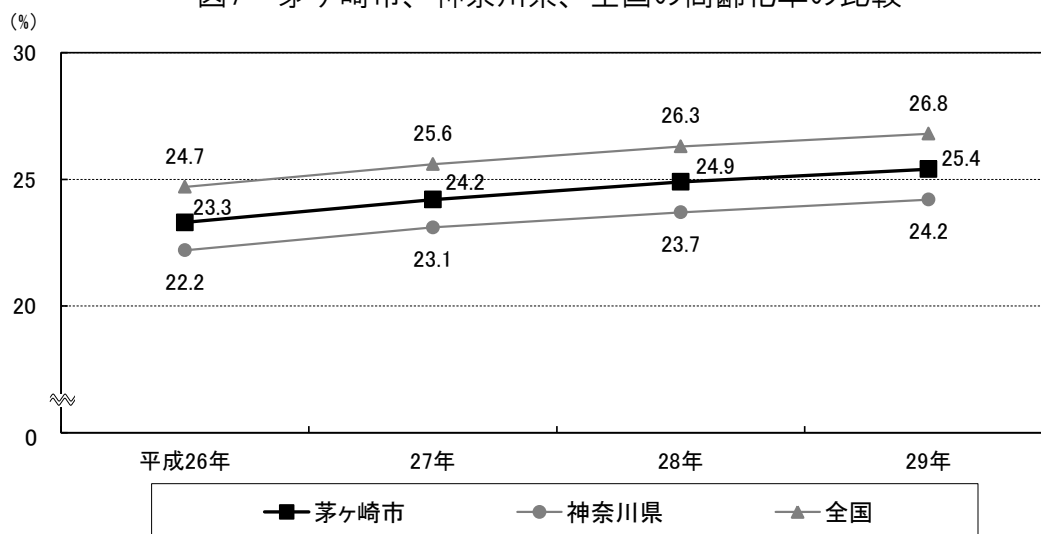


(資料 住民基本台帳 各年10月1日現在)

高齢者人口と高齢化率を茅ヶ崎市、神奈川県、全国で比較すると、平成29年1月1日現在の茅ヶ崎市の高齢化率が25.4%であるのに対して、神奈川県では24.2%、全国では26.8%となっています。

茅ヶ崎市の高齢化率は、神奈川県に比べて高く、全国に比べて低くなっています。

図7 茅ヶ崎市、神奈川県、全国の高齢化率の比較



(資料 住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査 各年1月1日現在)

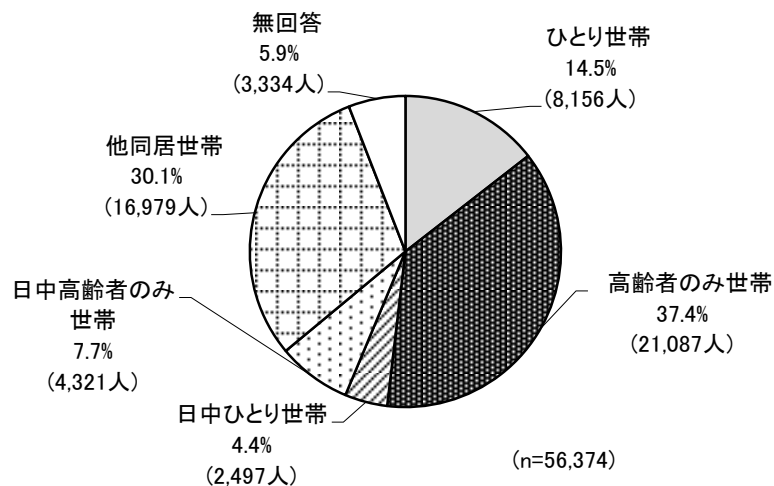
※茅ヶ崎市、神奈川県、全国の比較ができ、また過去との比較のできる数値として、ここでは上記の資料を参照しています。

(2) 世帯構成

平成27年度に実施した「在宅高齢者実態調査」から、高齢者の世帯の状況をみると、「高齢者のみ世帯」が全体の37.4%で最も高く、次いで「他同居世帯」が30.1%となっています。

「ひとり世帯」は14.5%で、「日中高齢者のみ世帯」が7.7%、「日中ひとり世帯」が4.4%となっています。

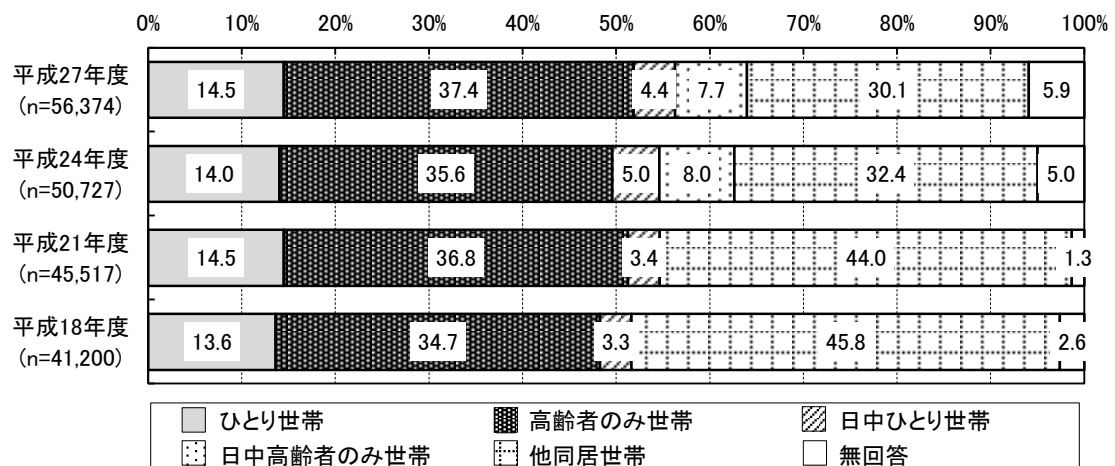
図8 高齢者世帯の状況



世帯類型	定 義
ひとり世帯	生計と居住が独立しているひとり暮らしの65歳以上の高齢者の世帯
高齢者のみ世帯	生計と居住が独立している65歳以上の高齢者のみの2人以上の世帯
日中ひとり世帯	65歳未満の若年者の家族等と65歳以上の高齢者が同居している世帯で、昼間は通常、高齢者が1人になってしまう世帯
日中高齢者のみ世帯	65歳未満の若年者の家族等と65歳以上の高齢者が2人以上同居している世帯で、家族が仕事等で、昼間は通常、高齢者だけになってしまう世帯
他同居世帯	65歳未満の若年者の家族等と65歳以上の高齢者が同居している世帯で、昼間も通常、高齢者が1人にならない世帯

(資料 高齢福祉介護課 平成27年度在宅高齢者実態調査)

図9 高齢者世帯の推移



※平成18年度、及び21年度の調査では、「日中高齢者のみ世帯」は「他同居世帯」に含まれています。

(資料 高齢福祉介護課 平成27年度在宅高齢者実態調査)

(3) 地区別人口・高齢化の状況

平成29年10月1日現在の市内居住地区別の高齢化の状況は、すべての地区で2割以上となり、小出地区（36.6%）が最も高く、次いで湘北地区（30.2%）、湘南地区（28.5%）となっています。

なお、29年より一部の区域が再編されましたが、26年、23年の状況と比較すると、どの地区も高齢化率は上昇している傾向にあり、特に、鶴嶺西地区は26年から29年にかけて3.7ポイント上昇しています。

表3 地区別にみた人口、及び高齢化の状況

（単位：人、%）

地区名	総数 (平成29年)	高齢者人口 (平成29年)	高齢化率		
			平成29年	平成26年	平成23年
茅ヶ崎	16,739	4,391	26.2	24.0	21.9
茅ヶ崎南	14,715	3,509	23.8		
海岸	20,487	5,033	24.6	23.4	21.6
南湖	9,778	2,632	26.9	25.3	23.0
湘南	15,238	4,343	28.5	27.1	24.3
鶴嶺東	33,037	7,467	22.6	20.4	18.4
鶴嶺西	16,468	4,210	25.6	21.9	17.9
松林	26,436	6,782	25.7	23.7	19.5
小和田	13,319	2,771	20.8	19.4	17.0
松浪	25,415	5,964	23.5	22.7	21.1
浜須賀	14,256	3,528	24.7	23.5	20.7
湘北	26,369	7,964	30.2	28.3	27.2
小出	10,200	3,737	36.6	34.0	28.8
全市	242,457	62,331	25.7	24.0	21.5

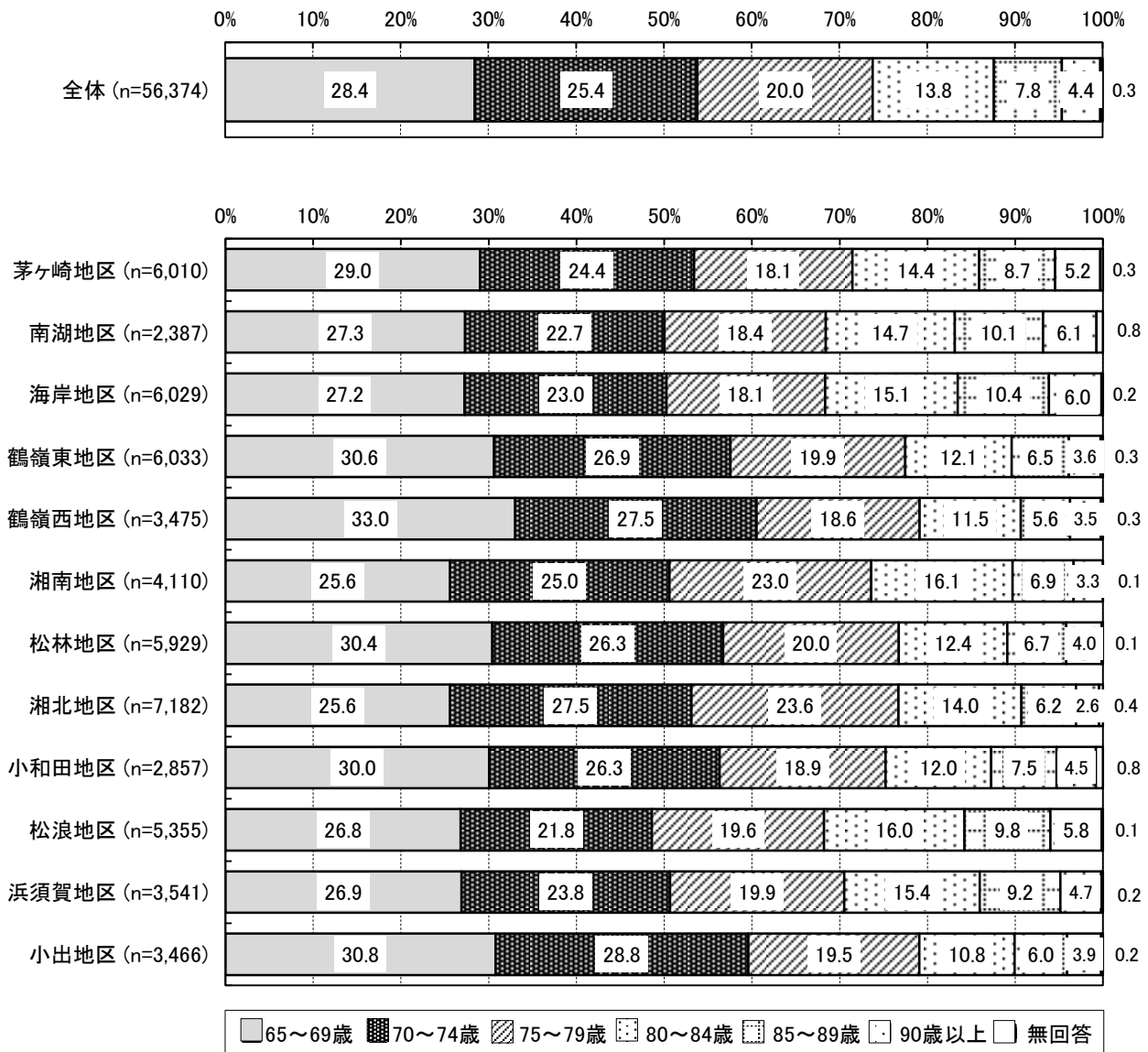
（資料 住民基本台帳 各年10月1日現在）

※平成29年4月1日に市内のまちぢから協議会の区域が再編成され、茅ヶ崎南地区が追加となりました。なお、茅ヶ崎南地区は、茅ヶ崎地区及び海岸地区の一部から編成されました。

高齢者の年齢区分（5歳階級）ごとの構成比を、平成27年度に実施した在宅高齢者実態調査から居住地区別にみると、図10のとおりとなります。

松浪地区を除いた地区では、前期高齢者が5割以上となっていますが、松浪地区は後期高齢者が51.2%と高くなっています。

図10 居住地区別高齢者年齢区分



（資料 高齢福祉介護課 平成27年度在宅高齢者実態調査）

(4) 健康及び要介護等認定者の状況

①高齢者の健康状態

高齢者が自身の健康状態をどのように感じているかという主観的健康感について、平成28年度の一般高齢者個別調査の結果をみると、「よい」が27.9%、「まあよい」が20.1%で、これらを合わせた《よい》は48.0%となっています。「ふつう」が37.2%で最も高くなっており、「あまりよくない」(11.6%)と「よくない」(1.4%)を合わせた《よくない》は13.0%です。

健康状態を保つために実践していることとしては、「食事、栄養に注意する」が67.5%で最も高くなっています。次いで「規則正しい生活を心がける」が59.8%、「睡眠、休養を十分にとる」が59.1%、「意識的に運動をする」が53.9%などとなっています。「特に実践していることはない」が7.8%で、健康状態を保つために多くの方が何らかの取組を行っており、健康への関心が高いことが伺えます。

図11 一般高齢者の主観的健康感

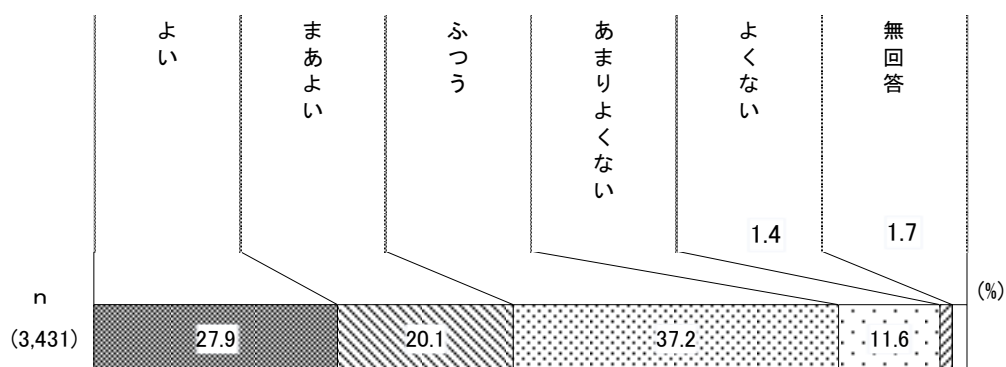
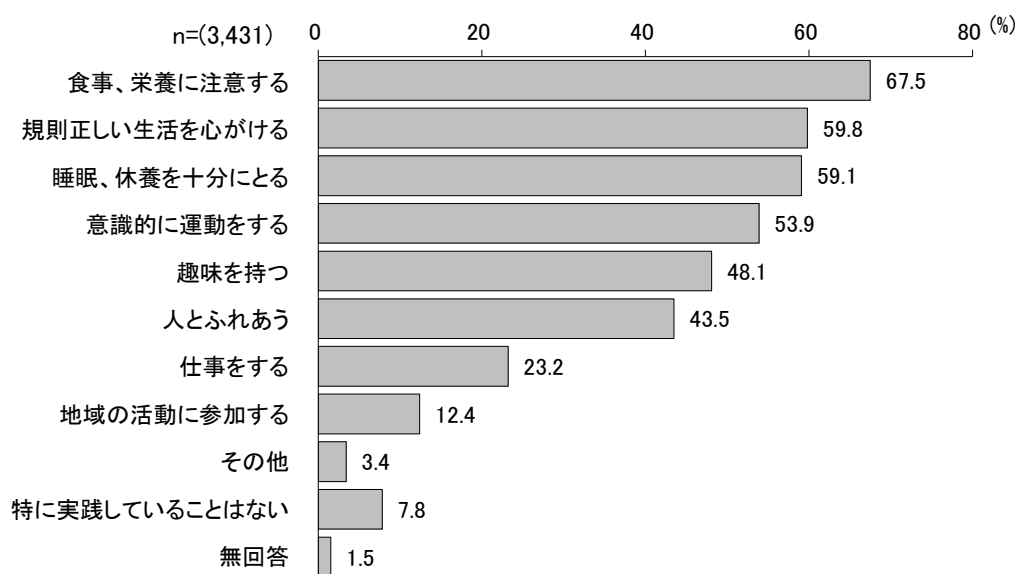


図12 健康状態を保つために実践していること



(資料 高齢福祉介護課 一般高齢者個別調査)

②要介護等認定者の状況

ア) 被保険者数の推移について

平成21年から29年までの第1号被保険者数の推移をみると、29年9月末現在の被保険者数は62,366人で、21年と比較して13,666人増加し、1.28倍となっています。

表4 茅ヶ崎市の介護保険被保険者数の推移

(単位 人)

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
第1号被保険者	48,700	49,947	50,994	53,182	55,549	57,771	59,666	61,185	62,366
前期高齢者 (65～74歳)	28,448	28,496	28,214	29,211	30,511	31,726	32,276	32,289	31,923
後期高齢者 (75歳～)	20,252	21,451	22,780	23,971	25,038	26,045	27,390	28,896	30,443
40～64歳人口	80,030	81,277	82,649	83,401	83,609	83,982	84,403	84,855	85,447

(資料 第1号被保険者数：高齢福祉介護課 各年9月末日現在／40～64歳人口：住民基本台帳 各年10月1日現在)

イ) 要介護等認定者数と認定率の推移について

平成21年から29年までの要介護等の認定者数（要支援認定者数＋要介護認定者数）の推移をみると、29年の認定者数は9,144人であり、21年の1.47倍となりました。

第1号被保険者数に占める要介護等認定者数の割合を示す認定率は、22年から13%台となり、25年以降は14%台で推移しています。

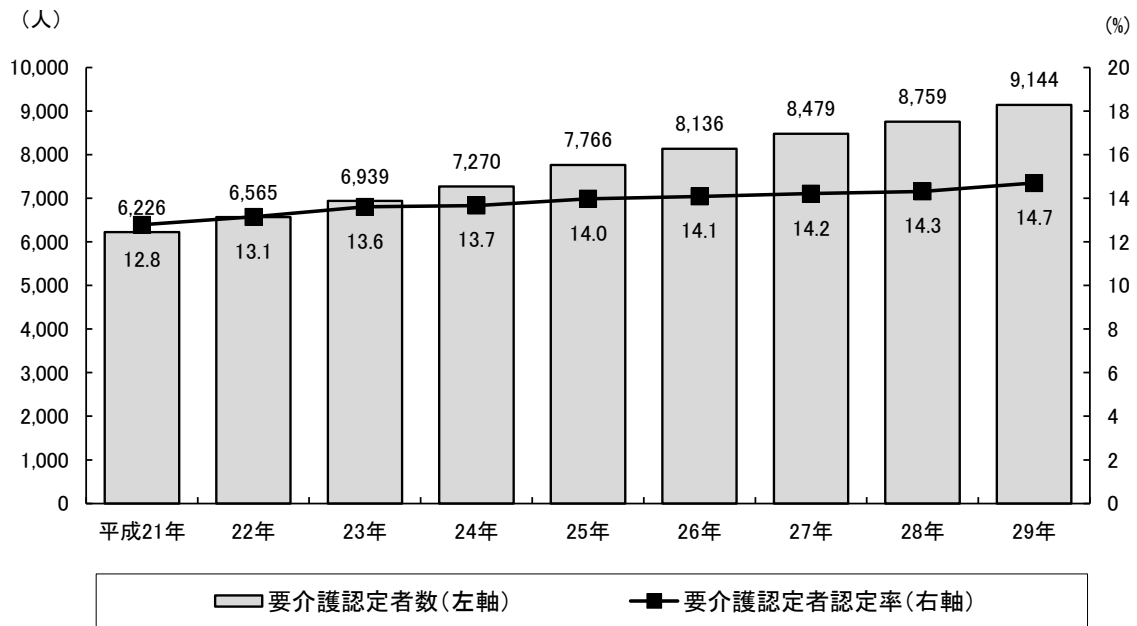
表5 茅ヶ崎市の要介護等認定者数と認定率の推移

(単位 人、%)

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
要介護等認定者数 (第1号被保険者)	6,226	6,565	6,939	7,270	7,766	8,136	8,479	8,759	9,144
要介護等認定者 認定率 (%) (第1号被保険者)	12.8	13.1	13.6	13.7	14.0	14.1	14.2	14.3	14.7

(資料 高齢福祉介護課 各年9月末日現在)

図13 茅ヶ崎市の要介護等の認定者数と認定率の推移



(資料 高齢福祉介護課 各年9月末日現在)

ウ) 前期高齢者・後期高齢者認定率の推移について

前期高齢者の認定率（前期高齢者のうち要介護等の認定を受けているものの割合）及び後期高齢者の認定率（後期高齢者のうち要介護等の認定を受けているものの割合）について見ると、前期高齢者は3%台で推移しています。後期高齢者は平成24年まで26%台で推移してきましたが、25年から27年は27%台で、28年以降は再び26%台となっています。

29年9月末日現在の茅ヶ崎市、神奈川県、全国で比較すると、茅ヶ崎市は前期高齢者の認定率は3.2%であるのに対し、神奈川県では4.2%、全国では4.3%となっています。また、後期高齢者では、茅ヶ崎市が26.7%であるのに対し、神奈川県では30.4%、全国では32.2%となっています。茅ヶ崎市は、前期高齢者及び後期高齢者ともに神奈川県、全国の認定率よりも低く、この状況は26年時点から変化していません。

表6 茅ヶ崎市の前期高齢者及び後期高齢者別認定率の推移

(単位 %)

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
前期高齢者 認定率 (%)	3.2	3.2	3.2	3.1	3.1	3.2	3.2	3.2	3.2
後期高齢者 認定率 (%)	26.2	26.4	26.5	26.5	27.2	27.3	27.2	26.7	26.7

(資料 高齢福祉介護課 各年9月末日現在)

表7 茅ヶ崎市、神奈川県、全国の要介護等の認定率

(単位 %)

	要介護等の認定率（平成29年）			要介護等の認定率（平成26年）		
		前期高齢者	後期高齢者		前期高齢者	後期高齢者
茅ヶ崎市 (%)	14.7	3.2	26.7	14.1	3.2	27.3
神奈川県 (%)	16.8	4.2	30.4	16.1	4.3	30.9
全国 (%)	18.1	4.3	32.2	17.9	4.4	32.6

(資料 茅ヶ崎市：高齢福祉介護課／神奈川県及び全国：介護保険事業状況報告月報 各年9月末日現在)

エ) 要介護等の状態区分ごとの認定者数の推移について

第1号被保険者に関しては、平成21年から29年までの要介護等の状態区分ごとの認定者数をみると、21年以降、要介護1と要介護4は増加し続けています。また、27年から28年にかけては、要支援1が減少する一方で、要支援2と要介護2が100人以上増加しています。

なお、要支援1は、28年から29年にかけて再び44人増加しました。

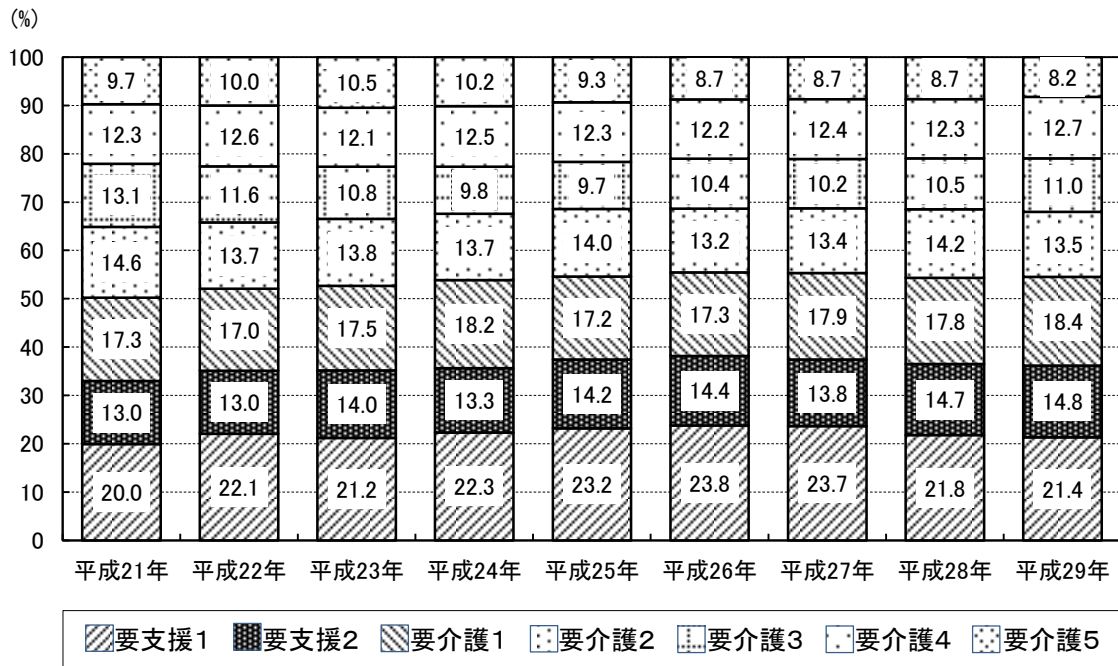
表8 茅ヶ崎市の要介護状態等区分ごとの認定者数の推移

(単位 人)

		平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
第1号被保険者	要支援1	1,243	1,451	1,473	1,624	1,805	1,938	2,009	1,911	1,955
	要支援2	811	855	970	970	1,106	1,170	1,169	1,289	1,355
	要介護1	1,075	1,114	1,213	1,323	1,332	1,404	1,516	1,561	1,679
	要介護2	910	900	961	997	1,085	1,075	1,132	1,242	1,231
	要介護3	814	762	752	709	756	843	866	922	1,008
	要介護4	768	827	842	909	956	995	1,050	1,075	1,163
	要介護5	605	656	728	738	726	711	737	759	753
	合計	6,226	6,565	6,939	7,270	7,766	8,136	8,479	8,759	9,144
第2号被保険者	要支援1	23	31	33	20	28	30	30	27	31
	要支援2	35	35	29	44	45	41	44	42	55
	要介護1	23	23	25	18	15	18	23	20	26
	要介護2	49	48	47	42	49	38	43	34	35
	要介護3	38	28	21	16	16	19	16	21	22
	要介護4	17	19	22	16	15	18	26	22	18
	要介護5	26	27	24	22	22	20	17	19	19
	合計	211	211	201	178	190	184	199	185	206
認定者総数		6,437	6,776	7,140	7,448	7,956	8,320	8,678	8,944	9,350

(資料 高齢福祉介護課 各年9月末日現在)

図14 茅ヶ崎市の要介護等の状態区分別の認定者数に対する割合（第1号被保険者）



（資料 高齢福祉介護課 各年9月末日現在）

第1号被保険者の要介護等の状態区分別認定者割合をみると、29年9月末日現在では、茅ヶ崎市は要支援1が20%台で、神奈川県、全国に比べて高く、逆に、要介護2が13%台で、神奈川県、全国に比べて低くなっています。なお、この傾向は26年時点においても同様です。

表9 茅ヶ崎市、神奈川県、全国の要介護等の状態区分ごとの認定者の割合

（単位 %）

	平成29年			平成26年		
	茅ヶ崎市	神奈川県	全国	茅ヶ崎市	神奈川県	全国
要支援1	21.4	12.6	14.0	23.8	12.7	14.3
要支援2	14.8	14.2	13.6	14.4	13.5	13.8
要介護1	18.4	19.0	20.1	17.3	18.6	19.2
要介護2	13.5	19.2	17.4	13.2	19.2	17.4
要介護3	11.0	13.5	13.2	10.4	13.4	13.1
要介護4	12.7	12.2	12.2	12.2	12.2	12.1
要介護5	8.2	9.4	9.4	8.7	10.3	10.2

（資料 茅ヶ崎市：高齢福祉介護課／神奈川県及び全国：介護保険事業状況報告月報 各年9月末日現在）

(5) 住まいの状況

高齢者のいる世帯の住まいの種類について、平成27年の国勢調査の結果をみると、茅ヶ崎市では81.1%の方が「持ち家」に住んでいることがわかります。神奈川県や全国との比較では、茅ヶ崎市の「持ち家」の割合は県に比べるとやや高く、全国に比べるとやや低くなっています。

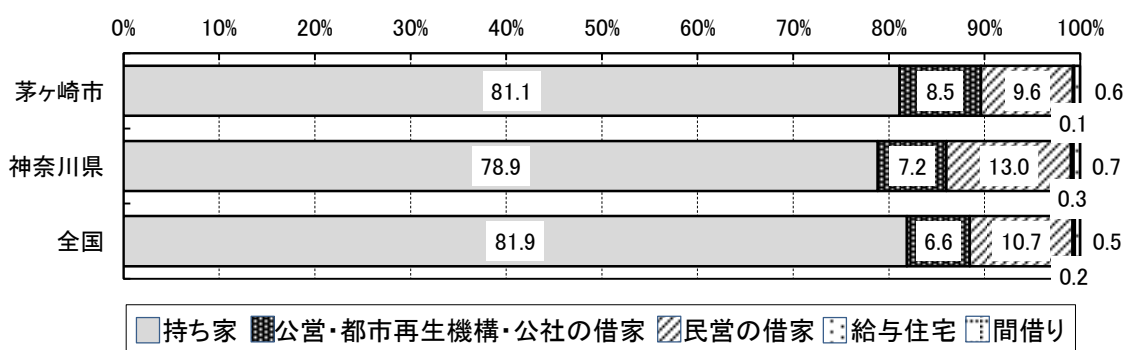
表10 住まいの種類（高齢者のいる一般世帯、茅ヶ崎市）

（単位 世帯数）

住まいの種類	持ち家	公営・都市再生機構・公社の借家	民営の借家	給与住宅	間借り	合計
高齢者のいる世帯	31,202	3,278	3,692	48	240	38,460

（資料 国勢調査（平成27年））

図15 住まいの種類（高齢者のいる一般世帯）の全国との比較



（資料 国勢調査（平成27年））

住んでいる住宅の建て方をみると、「一戸建」が73.3%となっており、神奈川県と比較すると一戸建の割合が高くなっていますが、全国と比較するとやや低くなっています。

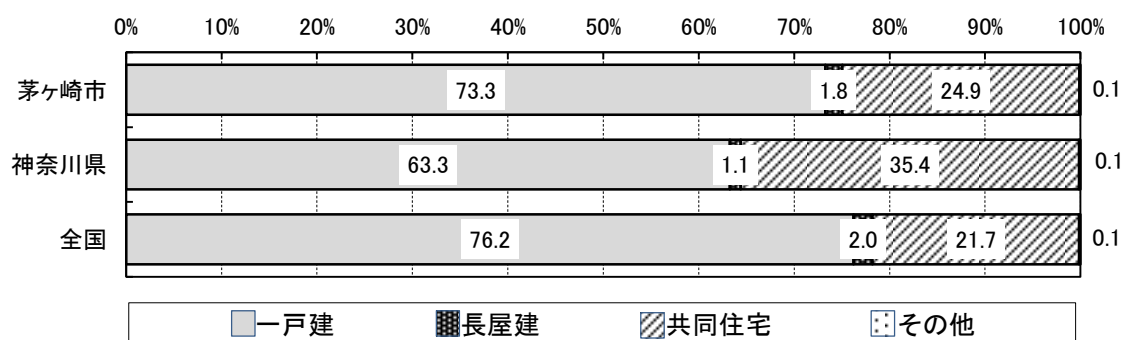
表11 住まいの建て方（高齢者のいる一般世帯、茅ヶ崎市）

（単位 世帯数）

住まいの建て方	一戸建	長屋建	共同住宅	その他	合計
高齢者のいる世帯	28,172	682	9,565	41	38,460

（資料 国勢調査（平成27年））

図16 住まいの建て方（高齢者のいる一般世帯）の全国との比較



（資料 国勢調査（平成27年））

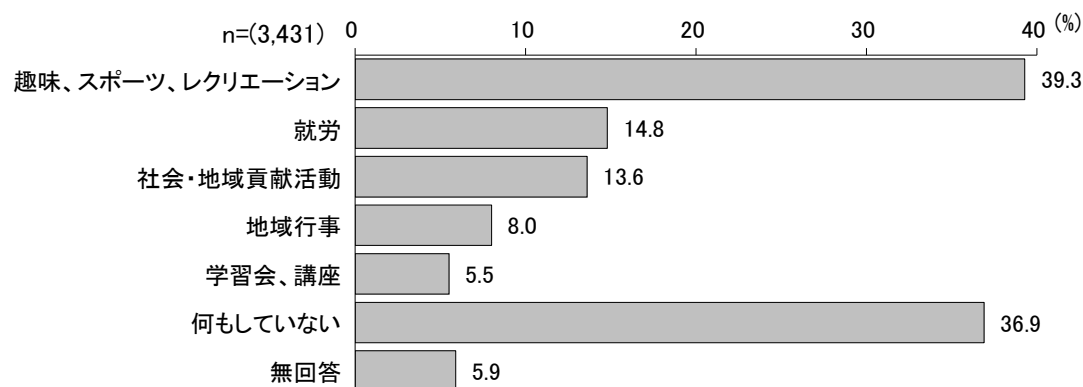
(6) 社会参加の状況

①高齢者の社会参加の状況と今後の意向

就労を含めた高齢者の社会参加の状況について、平成28年度の一般高齢者個別調査の結果をみると、《活動をしている》が57.2%で、「何もしていない」が36.9%となっています。

活動している中では、「趣味、スポーツ、レクリエーション」が39.3%で最も高く、次いで「就労」が14.8%、「社会・地域貢献活動」が13.6%などとなっています。

図17 高齢者の社会参加の状況（複数回答）

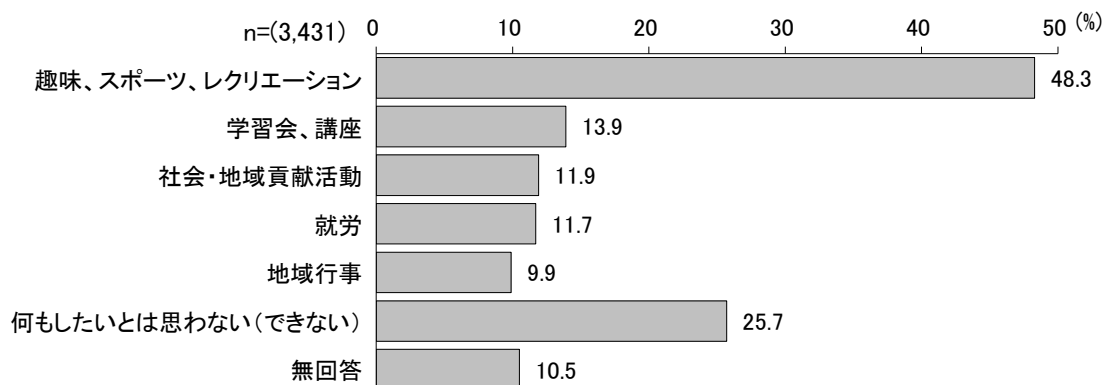


※《活動をしている》＝100%－「何もしていない」－無回答

社会参加の今後の意向では、《今後活動したい（活動を続けたい）ことがある》が63.8%で、「何もしたいとは思わない（できない）」が25.7%となっています。

今後活動したい（活動を続けたい）中では、「趣味、スポーツ、レクリエーション」が48.3%で最も高くなっています。このほか、「学習会、講座」が13.9%、「社会・地域貢献活動」が11.9%、「就労」が11.7%などとなっています。

図18 高齢者の社会参加の今後の意向（複数回答）



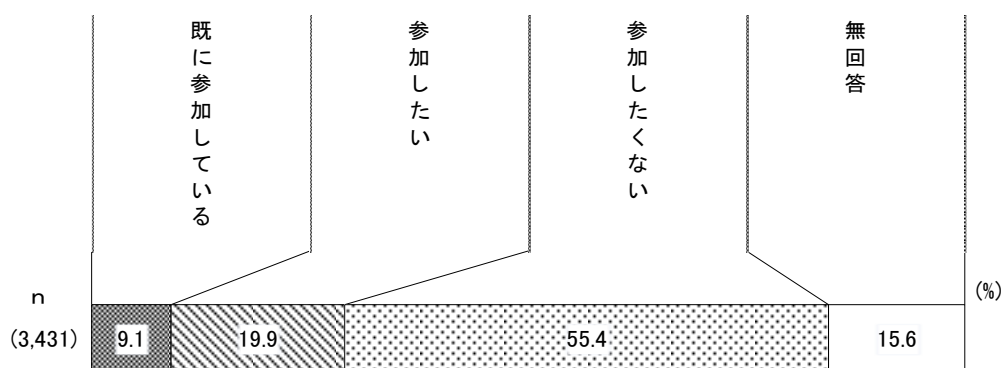
※《今後活動したい（活動を続けたい）ことがある》＝100%－「何もしたいとは思わない（できない）」－無回答

（資料 高齢福祉介護課 一般高齢者個別調査）

②地域のボランティア活動への参加意向

地域のボランティア活動への参加意向では、「参加したくない」が55.4%で最も高くなっていますが、「既に参加している」が9.1%で、「参加したい」が19.9%となっており、ボランティア活動への参加に対して積極的な意向も少なくありません。

図19 地域のボランティア活動への参加意向



(資料 高齢福祉介護課 一般高齢者個別調査)

(7) 就労の状況

①高齢者の労働力状態

高齢者の労働力状態の推移を国勢調査の結果でみると、平成7年は高齢者人口が25,159人でしたが、22年に5万人を超え、27年では59,592人となっています。

「主に仕事」をした人数は調査のたびに増加しているものの、22年まで高齢者人口に占める割合は低下傾向にありました。しかし、27年になり再び上昇し13.3%となっています。

なお、「主に仕事」、「家事のほか仕事」、「通学のかたわら仕事」を合計した、仕事をした人は、高齢者人口に対して、17年から増加し続けています。

表12 高齢者の就労状況

(単位：人)

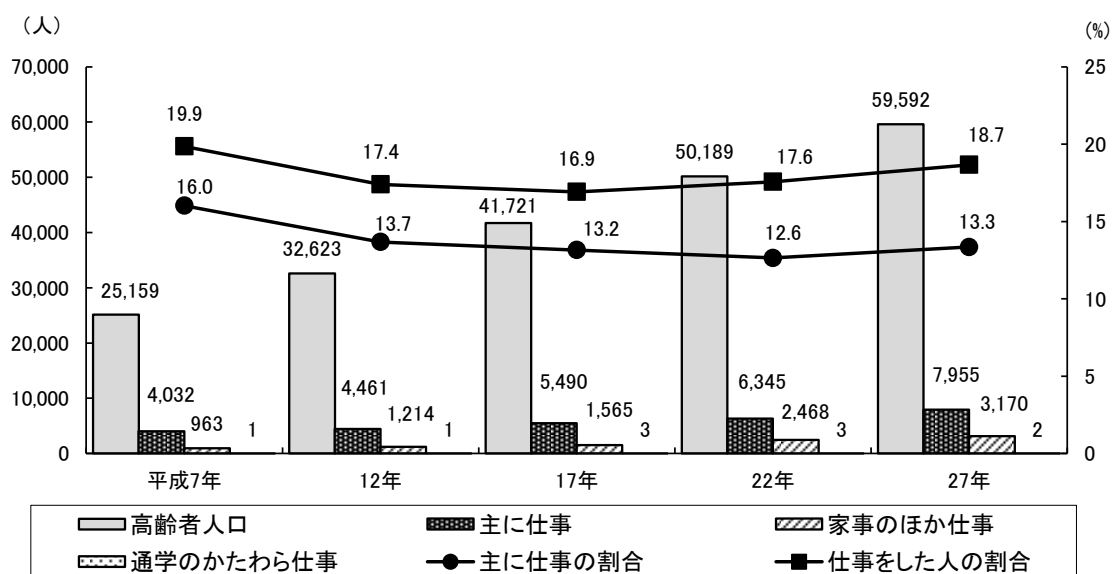
	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
高齢者人口	25,159	32,623	41,721	50,189	59,592
主に仕事	4,032	4,461	5,490	6,345	7,955
家事のほか仕事	963	1,214	1,565	2,468	3,170
通学のかたわら仕事	1	1	3	3	2
仕事をした人（計）	4,996	5,676	7,058	8,816	11,127
休業者（※1）	147	187	418	678	567
完全失業者（※1）	397	336	401	551	385
その他（※2）	19,619	26,424	33,844	40,144	47,513

※1 休業者とは仕事を休んでいた者、完全失業者とは仕事を探していた者

※2 その他には、家事、通学のほか不詳を含む

(資料 国勢調査 各年10月1日現在)

図20 高齢者の就労状況

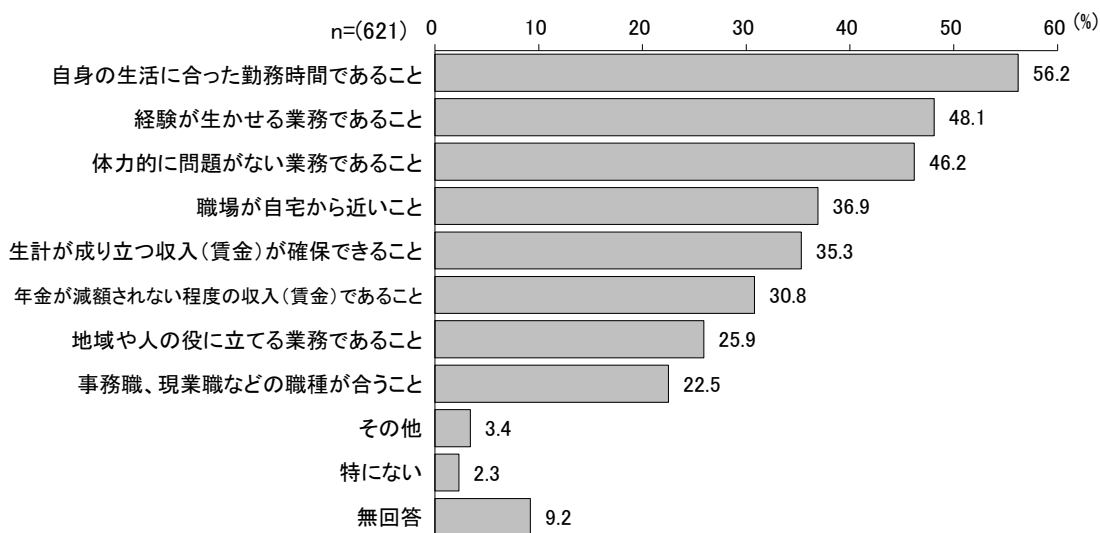


(資料 国勢調査 各年10月1日現在)

②高齢者の就労意欲

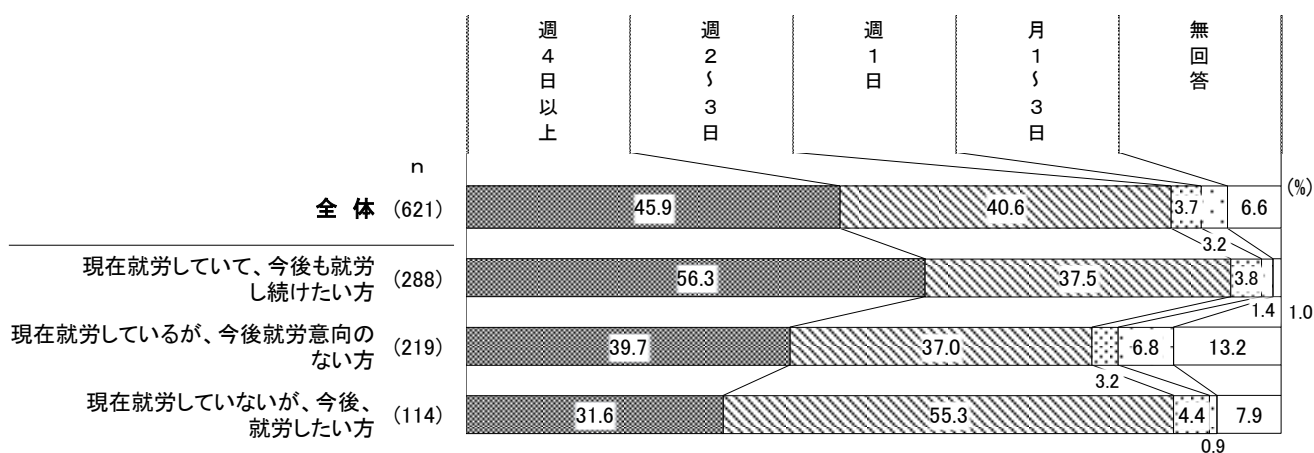
平成28年度の一般高齢者個別調査で、就労している方又は就労したい方の就労するうえで重視することについてみると、「自身の生活に合った勤務時間であること」が56.2%で最も高く、次いで「経験が生かせる業務であること」が48.1%、「体力的に問題がない業務であること」が46.2%などとなっています。

図21 就労するうえで重視すること（複数回答）



現在の就労状況と今後の就労意向の場合分けして、就労（したい）日数を尋ねたところ、「週4日以上」は“現在就労していて、今後も就労し続けたい方”で56.3%、「週2～3日」は“現在就労していないが、今後、就労したい方”で55.3%と、それぞれ他の回答状況よりも高くなっています。

図22 就労（したい）日数



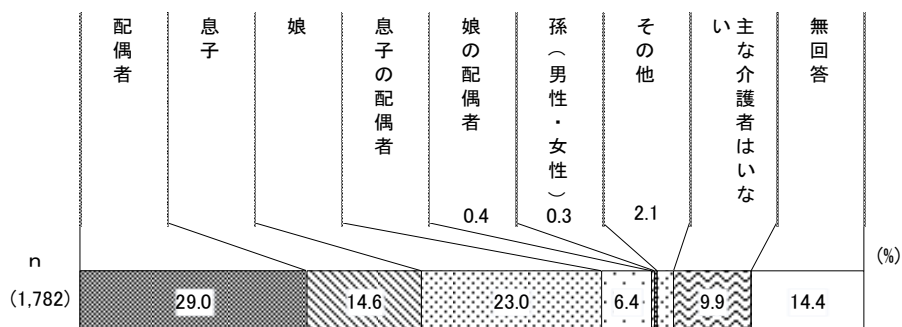
（資料 高齢福祉介護課 一般高齢者個別調査）

2-2 介護者の状況

①主な介護者の状況

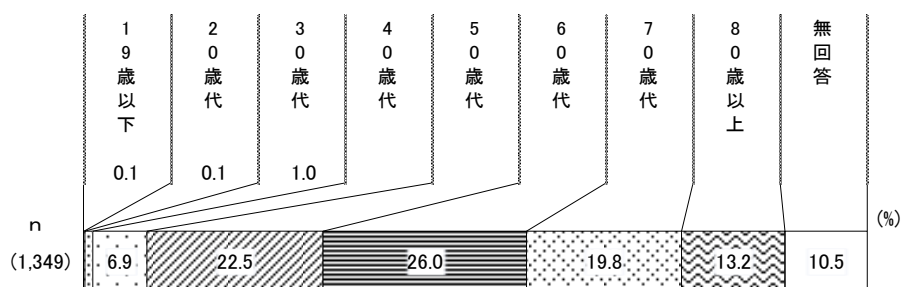
主な介護者の状況について、平成28年度の要支援・要介護認定者個別調査（在宅）の結果をみると、「配偶者」が29.0%で最も高く、次いで「娘」が23.0%、「息子」が14.6%などとなっています。一方、「主な介護者はいない」が9.9%みられます。

図23 主な介護者



主な介護者の年齢は、「60歳代」が26.0%で最も高く、次いで「50歳代」が22.5%、「70歳代」が19.8%、「80歳以上」が13.2%などとなっています。

図24 主な介護者の年齢

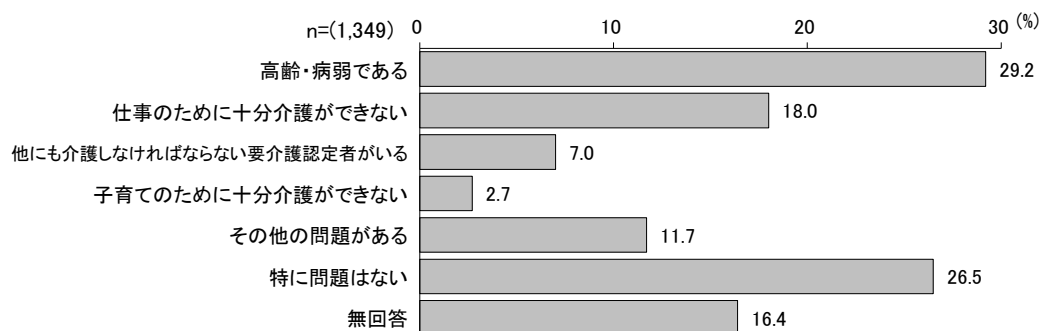


（資料 高齢福祉介護課 要支援・要介護認定者個別調査（在宅））

②主な介護者を取り巻く状況

68.6%の介護者が何かしらの問題を抱えており、そのうち「高齢・病弱である」が29.2%で最も高く、次いで「仕事のために十分介護ができない」が18.0%などとなっています。一方、「特に問題はない」が26.5%です。

図25 主な介護者を取り巻く状況（複数回答）

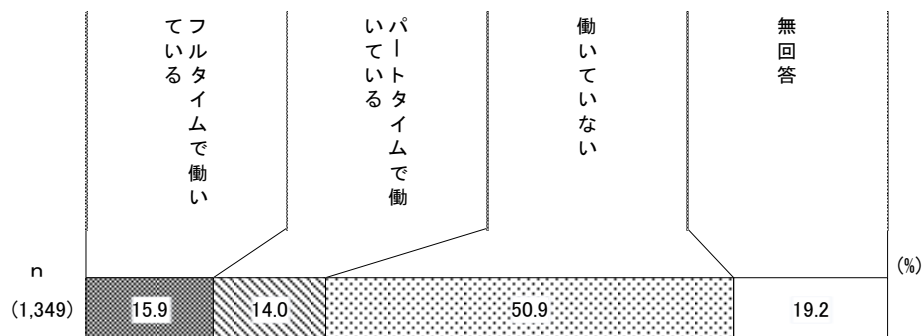


（資料 高齢福祉介護課 要支援・要介護認定者個別調査（在宅））

③主な介護者の勤務形態と今後の見込み

主な介護者の勤務形態は、「働いていない」が50.9%で最も高くなっています。なお、「フルタイムで働いている」は15.9%、「パートタイムで働いている」は14.0%です。

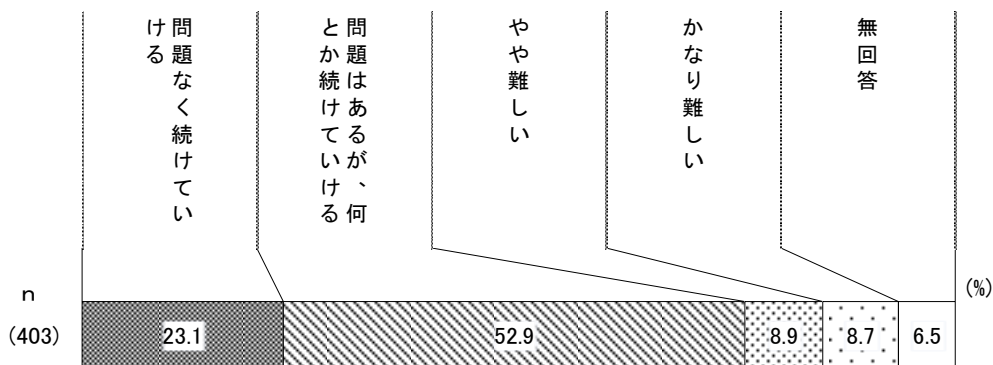
図26 主な介護者の勤務形態



「フルタイムで働いている」、「パートタイムで働いている」と回答した方に、働きながら介護を続けることの今後の見込みを尋ねたところ、「問題なく続けていける」が23.1%で、「問題はあるが、何とか続けていける」が52.9%と最も高くなっています。これらを合わせた《続けていける》は76.0%です。

一方、「やや難しい」(8.9%)と「かなり難しい」(8.7%)を合わせた、《難しい》は17.6%みられます。

図27 働きながら介護を続けることの今後の見込み



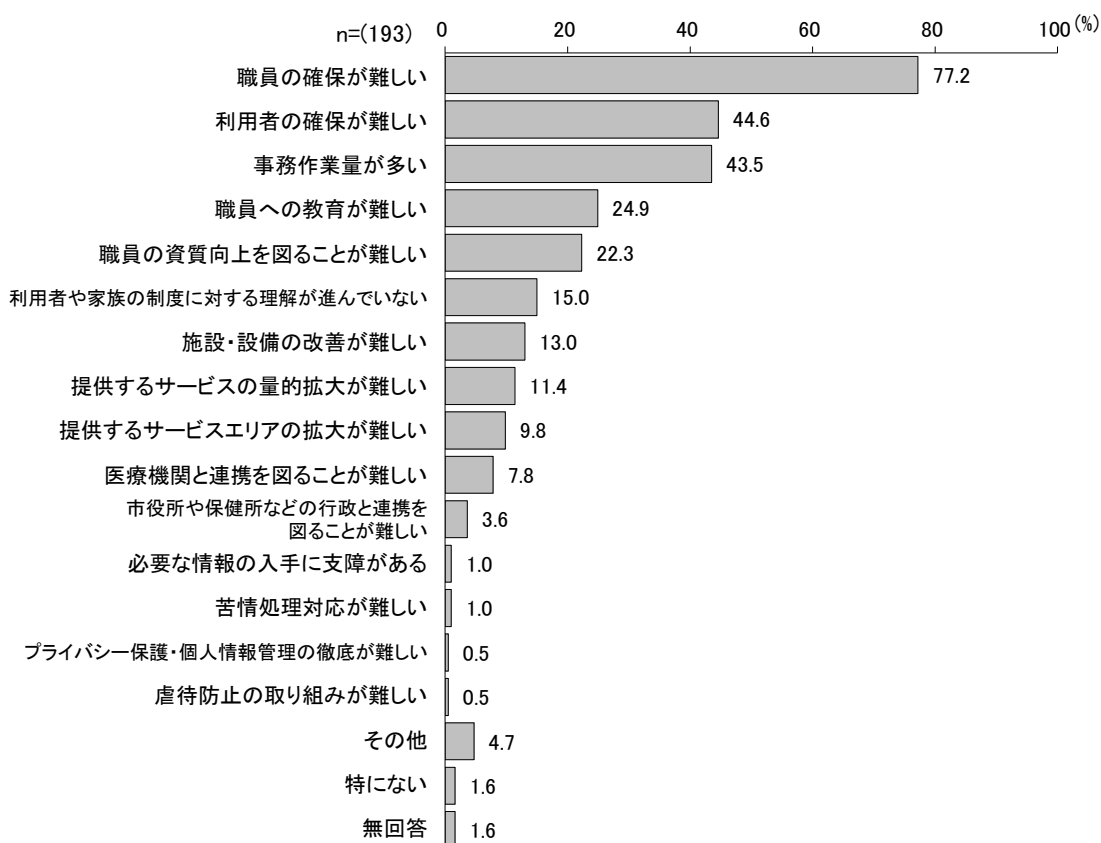
(資料 高齢福祉介護課 要支援・要介護認定者個別調査 (在宅))

2-3 事業者の状況

①円滑な事業運営を進めていく上での経営上の問題

円滑な事業運営を進めていく上での経営上の問題としては、「職員の確保が難しい」が77.2%で最も高く、次いで「利用者の確保が難しい」が44.6%、「事務作業量が多い」が43.5%となっています。このほか、「職員への教育が難しい」が24.9%、「職員の資質向上を図ることが難しい」が22.3%などとなっています。

図28 円滑な事業運営を進めていく上での経営上の問題（複数回答）

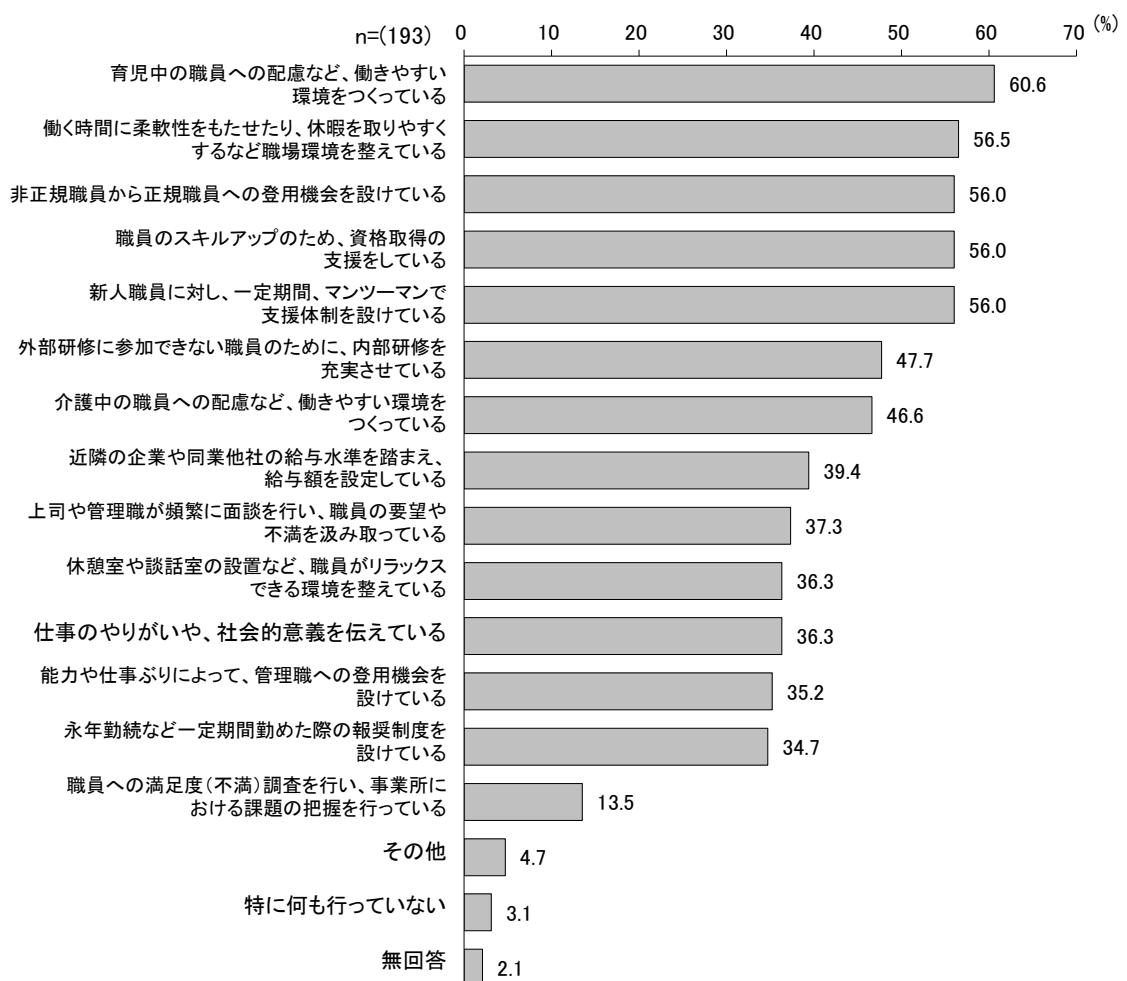


（資料 高齢福祉介護課 介護サービス事業者調査）

②人材の定着・育成（離職の防止）の取組

人材の定着・育成（離職の防止）の取組としては、「育児中の職員への配慮など、働きやすい環境をつくっている」が60.6%で最も高く、次いで「働く時間に柔軟性をもたせたり、休暇を取りやすくするなど職場環境を整えている」が56.5%となっています。このほか、「非正規職員から正規職員への登用機会を設けている」、「職員のスキルアップのため、資格取得の支援をしている」、「新人職員に対し、一定期間、マンツーマンで支援体制を設けている」が56.0%で並んでいます。

図29 人材の定着・育成（離職の防止）の取組（複数回答）



(資料 高齢福祉介護課 介護サービス事業者調査)

第3章 高齢者と高齢者を取り巻く社会の将来像

3-1 茅ヶ崎市の高齢者の将来像

(1) 住民基本台帳に基づく高齢者の将来人口の見込み

本市の将来の総人口及び高齢者人口について、住民基本台帳を基に推計を行いました。

総人口については、平成32年にピークを迎え、33年以降は減少に転じると見込まれます。

高齢者人口については、前期高齢者は減少し続けますが、後期高齢者は増加し続け、その増加幅が大きいことで高齢者人口も総じて増加すると見込まれます。

また、高齢化率は、高齢者人口の増加に相まって、29年の25.7%に対し、30年の26.0%、31年の26.3%、32年の26.5%と、上昇が続きます。

表13 将来の総人口及び高齢者人口

(単位：人)

	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年	平成37年
総人口	242,457	242,933	243,263	243,428	242,389
高齢者人口 (65歳以上)	62,331	63,275	63,937	64,481	66,303
高齢化率	25.7	26.0	26.3	26.5	27.4
前期高齢者	31,921	31,461	30,745	30,563	26,167
65～69歳	17,251	16,106	14,820	13,906	12,871
70～74歳	14,670	15,355	15,925	16,657	13,296
後期高齢者	30,410	31,814	33,192	33,918	40,136
75～79歳	12,819	13,363	14,006	13,739	15,462
80～84歳	9,345	9,685	9,886	10,294	11,955
85歳以上	8,246	8,766	9,300	9,885	12,719

※平成29年は住民基本台帳に基づく実績値、30年以降は住民基本台帳に基づく推計値

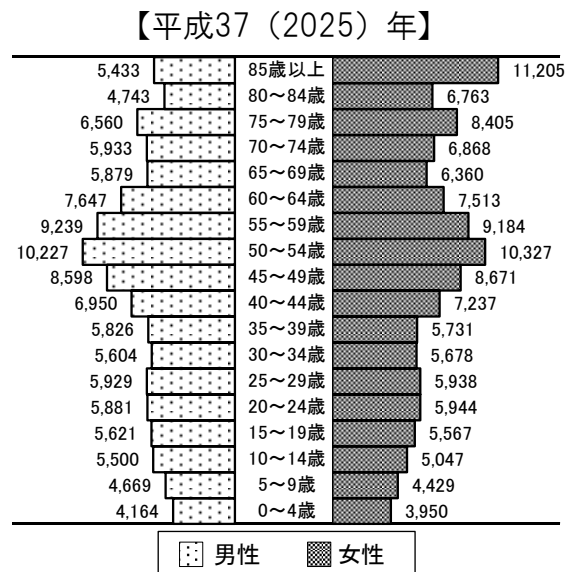
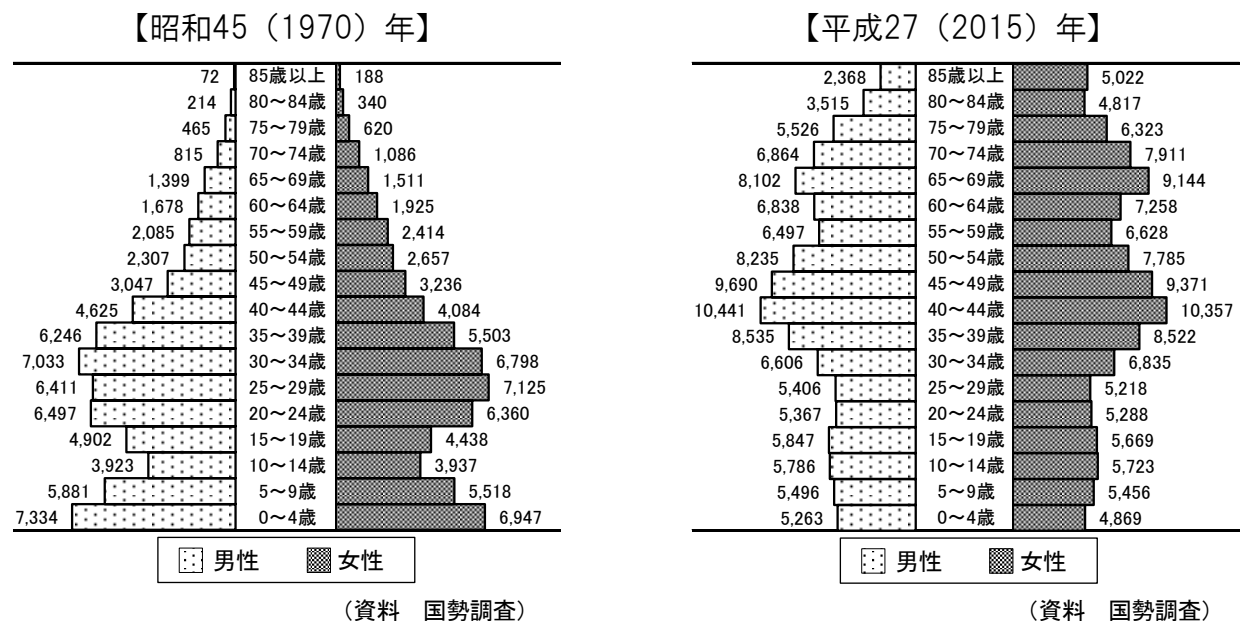
(各年10月1日現在)

介護保険法第9条では、介護保険の被保険者について「市町村の区域内に住所を有する者」としていることから、本計画では将来の高齢者人口を住民基本台帳に基づいて見込みました。

(参考) 3時点の人口ピラミッドの比較

茅ヶ崎市の3時点（昭和45年、平成27年、平成37年）の人口ピラミッドを比較すると、昭和45年当時は、若い世代が高齢者を支える、ピラミッド型の人口構造ができていたことが確認できるのに対し、平成27年では人口の多い層が、40代や60～74歳と昭和45年よりも上方にあり、「つぼ型」の構造になっています。また、国勢調査を基に市が推計した平成37年の人口をみると、男女ともに50～54歳とともに、女性は85歳以上も人口の多い年齢層となり、概して、高年齢層への偏りがさらに大きくなっています。

図30 3時点の人口ピラミッド



※平成37（2025）年の人口ピラミッドは、国勢調査に基づいて茅ヶ崎市が平成29年に行った人口推計の結果から作成しています。そのため、P26の平成37年の将来推計とは一致しません。

(2) 要介護（支援）認定者数

本市の将来の総人口及び高齢者人口の推計結果に基づき、要介護（支援）認定者数について推計を行いました。

認定者数は今後も増加が続き、平成31年に10,000人を超え、37年には12,000人を超えると推計されます。

表14 要介護（支援）認定者数の見込み

（単位：人）

	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年	平成37年
要支援1					
第1号被保険者	1,955	1,956	1,975	1,991	2,067
第2号被保険者	31	30	30	30	30
総数	1,986	1,986	2,005	2,021	2,097
要支援2					
第1号被保険者	1,355	1,413	1,474	1,556	1,996
第2号被保険者	55	60	69	78	96
総数	1,410	1,473	1,543	1,634	2,092
要介護1					
第1号被保険者	1,679	1,701	1,765	1,813	2,132
第2号被保険者	26	23	23	23	23
総数	1,705	1,724	1,788	1,836	2,155
要介護2					
第1号被保険者	1,231	1,325	1,382	1,460	1,752
第2号被保険者	35	35	35	35	35
総数	1,266	1,360	1,417	1,495	1,787
要介護3					
第1号被保険者	1,008	1,059	1,122	1,194	1,529
第2号被保険者	22	26	31	35	44
総数	1,030	1,085	1,153	1,229	1,573
要介護4					
第1号被保険者	1,163	1,215	1,271	1,324	1,609
第2号被保険者	18	18	18	18	18
総数	1,181	1,233	1,289	1,342	1,627
要介護5					
第1号被保険者	753	790	820	857	937
第2号被保険者	19	21	22	23	26
総数	772	811	842	880	963
合計					
第1号被保険者	9,144	9,459	9,809	10,195	12,022
第2号被保険者	206	213	228	242	272
総数	9,350	9,672	10,037	10,437	12,294
第1号被保険者認定率	14.7%	14.9%	15.3%	15.8%	18.1%

（各年10月1日現在）

※要介護認定者の推計方法は、年齢（5歳階級）別、男女別、要介護状態区分別の平成29年9月末時点の認定率及び高齢者の将来人口の見込みを基に推計しました。

3-2 平成37年（2025年）を見据えた社会の動き

（1）高齢社会対策大綱

高齢社会対策大綱は、高齢化の急速な進展に適切に対処するための対策を総合的に推進し、経済社会の健全な発展及び国民生活の安定向上を図ることを目的とした高齢社会対策基本法の規定に基づいて、国が推進する高齢社会対策の中長期にわたる基本的かつ総合的な指針として定めたものです。大綱は原則5年に1度見直され、平成30年2月に新たな大綱が閣議決定されました。

高齢社会対策大綱では、高齢社会対策基本法で掲げる次のような社会が構築されることを基本理念としています。

- ・ 国民が生涯にわたって就業その他の多様な社会的活動に参加する機会が確保される公正で活力ある社会
- ・ 国民が生涯にわたって社会を構成する重要な一員として尊重され、地域社会が自立と連帯の精神に立脚して形成される社会
- ・ 国民が生涯にわたって健やかで充実した生活を営むことができる豊かな社会

また、これらの基本理念を実現するため「(1)年齢による画一化を見直し、全ての年代の人々が希望に応じて意欲・能力をいかして活躍できるエイジレス社会を目指す。」「(2)地域における生活基盤を整備し、人生のどの段階でも高齢期の暮らしを具体的に描ける地域コミュニティを作る。」「(3)技術革新の成果が可能にする新しい高齢社会対策を志向する。」といった、3つの基本的考え方に基づいて高齢社会対策を推進することとしています。

さらに、基本的考え方を踏まえ、6つの分野別の基本的施策に関する中期にわたる指針が定められています。

①就業・所得

- エイジレスに働ける社会の実現に向けた環境整備
- 公的年金制度の安定的運営 ○資産形成等の支援

②健康・福祉

- 健康づくりの総合的推進
- 介護サービスの充実（介護離職ゼロの実現）
- 認知症高齢者支援施策の推進
- 住民等を中心とした地域の支え合いの仕組み作りの促進
- 持続可能な介護保険制度の運営
- 持続可能な高齢者医療制度の運営
- 人生の最終段階における医療の在り方

③学習・社会参加

- 学習活動の促進 ○社会参加活動の促進

④生活環境

- 豊かで安定した住生活の確保
- 交通安全の確保と犯罪、災害等からの保護
- 高齢社会に適したまちづくりの総合的推進
- 成年後見制度の利用促進

⑤研究開発・国際社会への貢献等

- 先進技術の活用及び高齢者向け市場の活性化
- 研究開発等の推進と基盤整備
- 諸外国との知見や課題の共有

⑥全ての世代の活躍推進

(2) 一億総活躍社会の実現に向けて

平成28年5月の一億総活躍国民会議（第8回）で取りまとめられた「ニッポン一億総活躍プラン」（同年6月2日閣議決定）において、高齢者の就労促進や、子育てを家族で支える三世代同居・近居しやすい環境づくりのほか、「介護離職ゼロ」に向けて、介護の受け皿整備に加え、介護の仕事の魅力を向上し、介護人材の処遇改善、多様な人材の確保・育成、生産性の向上を通じた労働負担の軽減を柱として25万人の介護人材の確保に総合的に取り組むなど介護の環境整備を行うこと、また健康寿命の延伸と介護負担の軽減、障害者・難病患者・がん患者等の活躍支援、地域共生社会の実現について取り組むこととされました。

(3) 地域包括ケアシステムの強化に向けて

平成29年5月26日に成立した「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」では、高齢者の「自立支援」と要介護状態の「重度化防止」を図るとともに、介護保険制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるようにするため、次のような考え方が示されています。

I 地域包括ケアシステムの深化・推進

- 1 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進（介護保険法）
 - ・ 全市町村が保険者機能を発揮し、自立支援・重度化防止に向けて取り組む仕組みの制度化
- 2 医療・介護の連携の推進等（介護保険法、医療法）
 - ・ 「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能とを兼ね備えた、新たな介護保険施設を創設
 - ・ 医療・介護の連携等に関し、都道府県による市町村に対する必要な情報の提供その他の支援の規定を整備
- 3 地域共生社会の実現に向けた取組の推進等（社会福祉法、介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法）
 - ・ 市町村による地域住民と行政等との協働による包括的支援体制作り、福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画の策定の努力義務化
 - ・ 高齢者と障害児者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉制度に新たに共生型サービスを位置付ける

II 介護保険制度の持続可能性の確保

- 4 2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割とする（介護保険法）
- 5 介護納付金への総報酬割の導入（介護保険法）
 - ・ 各医療保険者が納付する介護納付金（40～64歳の保険料）について、被用者保険間では『総報酬割』（報酬額に比例した負担）とする

第4章 基本方針の設定と施策の体系

4-1 第6期計画の評価

第6期計画において、茅ヶ崎市では6つの基本方針に従って様々な施策を展開してきました。ここでは、第6期計画の6つの基本方針についての評価を行うとともに、高齢者やその支援者等を取り巻く環境、茅ヶ崎市の現状及び今後の課題について改めて整理します。

(1) 第6期計画における基本方針指標及び事業評価と市民等の現状

第6期計画は、基本方針という大きな枠組みについて、指標と目標が設定されていました。この指標は、いわゆる成果指標（施策、事業の実施による行政活動の本質的な成果を測る指標。アウトカム指標ともいう）の性質を持つものです。

そして、基本方針の中で展開される個々の事業にも、活動指標（事業の具体的な活動量や活動実績を測る指標。アウトプット指標ともいう）の側面を持つ指標が設けられており、毎年度、事業評価を行い、進捗管理を実施しています。

第6期計画の基本方針に沿って、【基本方針に関連する指標】の達成状況を整理し、別途実施している事業評価結果の要点と、平成28年度に実施した「第7期茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画に関する調査」の結果等から、第6期計画の振り返りを行いました。

基本方針1 高齢者の多様な生きがいくりの支援

高齢者が地域でいきいきと生活することができるよう、趣味の活動や生涯学習、社会参加などを促すための支援を行います。また、活動機会や情報の提供に加え、活動の拠点となる施設の維持管理や、各種活動の場を確保することにも取り組みます。

【基本方針に関連する指標】

指標	項目	策定時の目標値 (平成28年度)	達成値 (平成28年度)	達成状況
健康状態を保つために心がけていることのうち「趣味を持つ」、「人とふれあう」、「地域の活動に参加する」と回答した方の割合	趣味を持つ	46.2%以上	48.1%	達成
	人とふれあう	40.7%以上	43.5%	達成
	地域の活動に参加する	12.3%以上	12.4%	達成

基本方針に関連する指標は、全て達成することができました。

【事業評価における評価及び課題等と市民等の現状】

（高齢者の社会参加の促進と地域活動の支援） 6事業

事業評価における 評価及び課題等

- 各課が進めている「地域における居場所づくりの取組支援」で、平成27年度及び28年度にあわせて新たに7ヵ所のサロンが設置されるなど、多様な居場所が地域に形成されつつあります。
- 「まなび人材事業」では、講師が80人を超えて推移しており、今後も、まなびの講師登録者数の増加を目指すため市民周知活動にも注力します。
- 「セカンドライフセミナー」及び「新しいオトナ世代セミナー」を開催し、活動に向けた気づきの場を提供できました。

市民等の現状

- 一般高齢者個別調査では、社会参加の状況において、「何もしていない」方は36.9%ですが、今後の参加意向で「何もしたいと思わない（できない）」方は25.7%であり、一定の参加意向があることがわかります。
- すでに社会参加をしている方の、参加し続けたい意欲は高いことがわかりました。
- 社会参加の活動をしやすい（続けやすい）する条件には、「家族や知人、友人からの後押し」、「既に活動している人の様子や感想が分かる情報」などが挙げられています。

（趣味、レクリエーション、生きがいづくりの支援） 11事業

事業評価における 評価及び課題等

- 「老人クラブ等助成事業」、「老人憩いの家の管理・運営」、「老人福祉センターの管理・運営」など、高齢者が活動できる組織や活動拠点の支援を通じて、外出するきっかけづくりにも成果が出ました。一方、老人クラブの会員数、老人憩いの家や老人福祉センターの利用団体数及びその加入者数には減少傾向がみられます。この要因として、各施設等への聞き取りによると、高齢者自身が個人で活動する場を自ら見つけられていることなどが影響していると推察されます。災害時の共助という観点からも、団体及び加入者の増加に対し積極的な支援が必要と考えます。
- 「生きがいふれあいバス運行事業」といった外出支援策や、「高齢者のための優待サービス事業」といった外出機会の創出を、当初の計画どおり進めました。
- 「多様な主体による高齢者の外出の機会の提供事業の検討」は、平成28年度から事業を開始し、協賛店舗を150店舗確保しました。地域により協賛店舗数の少ない地域があるため、利用実態の把握に努め、今後も、協賛店舗の少ない地域を含め更なる充実をはかります。

市民等の現状

- 一般高齢者個別調査では、「趣味、スポーツ、レクリエーション」活動をしている方が全体で39.3%います。年齢別でみると、70歳～79歳では4割を超えています。
- 今後の意向では、65歳～79歳で、「趣味、スポーツ、レクリエーション」活動をしたい（活動を続けたい）方が約5割と高くなっています。
- 特に、すでに「趣味、スポーツ、レクリエーション」の活動をしている方の8割以上は、活動を続けたいと考えており、活動をしていない方でも約3割は活動をしたいと考えています。

(生涯学習の促進) 7事業

事業評価における 評価及び課題等

- 「パソコン体験コーナー運営管理」、「ちがさき丸ごとふるさと発見博物館事業」、「高齢者の学びの機会創出事業」など、高齢者の学びの機会の創出を行いました。「高齢者の学びの機会創出事業」では多世代との交流も図られました。
- 「大活字資料の提供」や「高齢者読書支援事業」など、学習意欲を後押しする支援も行いました。

市民等の現状

- 一般高齢者個別調査では、興味を持っていることとして、「旅行」、「スポーツ、運動、体操」といった身体活動を伴うものが高くなっていますが、それ以外にも、「読書」、「音楽」、「映画」などの文化的な興味も高く、65歳～84歳で2割から3割台となっています。
- 現在「学習会、講座」の活動をしている方は5.5%ですが、今後の参加意向で「学習会、講座」の活動をしたい(活動を続けたい)方は13.9%であり、「学習会、講座」の活動への関心が高いことがわかります。
- すでに「学習会、講座」の活動をしている方の7割以上は、活動を続けたいと考えています。「既に活動している人の様子や感想が分かる情報」は、これから始める方にとっても、有益な情報であると考えられます。

(世代間交流の促進) 3事業

事業評価における 評価及び課題等

- 「ファミリーサポートセンター事業」では、平成28年度の支援会員の新規登録者27名のうち60歳以上が5名と、全体の18.5%に上りました。
- 「世代間交流を推進する事業」や「公民館まつり等の開催」といった事業で、高齢者と児童・生徒の世代を超えた交流やふれあいの場を広めました。

市民等の現状

- 一般高齢者個別調査では、「地域行事」の活動をしている方が、全体で1割を下回っており、今後、「地域行事」の活動をしたい(活動を続けたい)方も9.9%に留まっています。

(就労支援の充実) 3事業

事業評価における 評価及び課題等

- 「生涯現役応援窓口」の開設により、社会参加のための多様なニーズを満たすための支援が可能となりました。「生涯現役応援窓口」は、平成28年度に延べ532人が利用し、結果として就労、ボランティア等を合わせて延べ115名のマッチングができました。

市民等の現状

- 一般高齢者個別調査では、「就労」している方が全体で14.8%ですが、年齢別でみると、65歳～69歳で28.0%と高く、この年代は、就労への今後の意向も高くなっています。
- 就労するうえで重視することは、全体では、「自身の生活に合った勤務時間であること」、「経験が生かせる業務であること」、「体力的に問題がない業務であること」などが高くなっています。特に、「自身の生活に合った勤務時間であること」は、65歳～74歳で約6割に上ります。
- また、「生計が成り立つ収入(賃金)が確保できること」は65歳～69歳で44.0%ですが、70歳以上になると1割～2割台となっています。

【総括】

基本方針の中で、30事業（再掲を含む）を展開し、指標のある事業の多くは策定時に掲げた事業の目標を達成しつつあり、また、指標のない事業も予定どおり進めることができました。

しかし、社会参加を「何もしていない」方がまだ多くみられ、その一步をうまく踏み出せていない傾向もみられます。

高齢者が生きがいや活力を実感し、充実した生活を営むことができるよう、多様な高齢者のニーズに応え、生涯学習や趣味、地域におけるサークル・団体活動等の促進や、就労等の支援も含め、引き続き高齢者の社会参加の機会の充実を図る必要があります。

基本方針2 高齢者の健康づくりと介護予防の充実

高齢者がいつまでも元気で生活できるよう、日常の中での健康づくりや、介護予防に関する取組の充実に努めます。

また、高齢者の生活を支援するためのサービスを提供します。

【基本方針に関連する指標】

指標	項目	策定時の目標値 (平成28年度)	達成値 (平成28年度)	達成状況
健康状態がよいと感じている方の割合 健康を保つために心がけていること 介護予防事業への参加意向	健康状態がよい	75.0%以上	85.2%	達成
	健康を保つために特に心がけていることはない	5.0%以下	7.8%	未達成
	介護予防事業に参加したい	40.0%以上	40.1%	達成

※「健康状態がよい」の達成値(平成28年度)は、選択肢変更により「よい」、「まあよい」、「ふつう」の合計値より算出。

※「介護予防事業に参加したい」の達成値(平成28年度)は、設問設計変更により100%－「参加したい(参加し続けない) 事業はない」－無回答より算出。

基本方針に関連する指標を3項目掲げていましたが、「健康を保つために特に心がけていることはない」が未達成となり、それ以外の2項目は達成することができました。

【事業評価における評価及び課題等と市民等の現状】

(健康づくり、健康増進) 9事業

事業評価における 評価及び課題等

- 各課が進めている「健康づくり、健康増進」の支援については、健康増進を目的に身体を動かす機会を増やすこと及び、健康診査やインフルエンザ、肺炎球菌ワクチン接種等の実施により、疾病の予防、早期発見に向けた取組を行いました。
- 健康づくり、健康増進に係る多くの事業で、一定の成果は上がっているが、広報や周知方法に一層の工夫が必要です。

市民等の現状

- 一般高齢者個別調査では、健康状態が「よい」、「まあよい」、「ふつう」の合計が85.2%となっています。
- 一般高齢者個別調査では、多くの方が、健康状態を保つために、「食事、栄養に注意する」、「規則正しい生活を心がける」、「睡眠、休養を十分にとる」などを実践しています。健康状態がよい人ほど実践している傾向にあります。
- 健康診断は、「受けている」方が74.1%で、平成25年度よりも増加しています。しかし、健康診断を「受けていない」方に尋ねた理由では、「健康だから」が約3割、「病院へ行くのが嫌だから」が約2割となっており、これらは平成25年度よりも増加していました。
- 一般高齢者個別調査では、運動の習慣のある方は62.2%で、具体的には「ウォーキング」は61.6%、「体操」が30.3%となっています。平成25年度の調査と概ね同様でした。

(介護予防の効果的な取組の支援及び介護予防に対する意識の啓発)

14事業

事業評価における 評価及び課題等

- 介護予防事業や介護予防に対する意識の啓発を促進する事業等への参加者が増えており、介護状態にならないための取組を実践している方が多いものと考えられます。
- 平成29年4月から「介護予防・生活支援サービス事業(介護予防・日常生活支援総合事業)」が開始されました。今後も市民への事業の周知及び介護サービス事業者への事業実施に係る案内について、引き続き行う必要があります。

市民等の現状

- 一般高齢者個別調査では、市の介護予防事業について、「参加している事業はない」という方が68.3%と高くなっています。また、「参加したい(参加し続けたい)事業はない」という方が43.9%みられます。
- 市の介護予防事業に参加していない理由は、「利用する必要がないほど元気だから」が最も多くなっています。次いで「同じ目的のために別のことをやっているから」という理由が約3割となっており、平成25年度と比べると1割程度増加がみられ、介護予防に取り組む方等が増えていることがわかります。
- 市が実施している介護予防事業への参加は合計9.4%と低くなっていますが、今後、参加したい(参加し続けたい)意向は、合計40.1%と高くなっています。

(生活支援サービスの充実・強化)

10事業

事業評価における 評価及び課題等

- 生活支援サービスの充実・強化については、介護保険におけるサービスと一体となった利用が図られており、在宅における自立した日常生活の維持・継続が図られていると考えられます。
- 「介護用品支給サービス事業(紙おむつ等の支給)」、「寝具類等洗濯乾燥消毒サービス事業」の利用件数は増加しており、今後もサービスを必要とする人に適切にサービスが行き届くよう広報周知が必要です。
- 「マイライフ(エンディング)ノート活用事業」では、関係者等による検討会等で、記載内容を検討し、「わたしの覚え書き～希望のわだち～」を平成29年3月に発行しました。

市民等の現状

- 一般高齢者個別調査では、支えられる側としてボランティア等をお願いしたい内容は、「声掛け、見守り、安否確認」、「掃除・洗濯などの家事援助」、「買い物」などが挙げられています。支える側としてボランティア等にすでに参加している方の多くは、「声掛け、見守り、安否確認」の活動をしています。
- 一方、「掃除・洗濯などの家事援助」、「買い物」は、ボランティア等にすでに参加している方でも携わることは低い状況にあります。要支援・要介護認定者個別調査(在宅)でも、地域の支え合いによる支援を「受けている」方は10.5%となっています。
- 一般高齢者個別調査では、自分らしい最期を迎えるために、何か準備をしている人は、8.8%で、必要だと思うがまだ準備していない方が、80.1%でした。
- 一般高齢者個別調査では、自分らしい最期を迎えるために、エンディングノートや家族等への伝達など、考える機会があれば参加してみたい方は、27.8%でした。

【総括】

基本方針の中で、33事業を展開し、指標のある事業の多くは策定時に掲げた事業の目標を達成しつつあり、また、指標のない事業も予定どおり進めることができました。

一般高齢者の健康状態もよく、健康づくりにも自発的に取り組んでいる方が多いと考えられますが、市の介護予防事業への参加は多いとはいえません。

介護予防については、市の介護予防事業やスポーツクラブ等での運動、更にはウォーキング、ジョギングなど個人で取り組むことができる運動、日常生活のちょっとした行動での運動など、様々な選択肢があります。

健康寿命の延伸を図り、要支援・要介護の予防や悪化を予防していくためには、高齢者自身が自分に最も適した支援・サービスを自ら選択し、利用しながら、身体の機能を維持向上する努力を続けられるよう、市民が主体となった高齢者を支える活動を支援するとともに、多様なサービスによる提供体制の連携を強化していく必要があります。

また、一人暮らし等の方が益々増加することを踏まえ、介護や医療が必要になった時などに備えて、自分の意思を表明しておくことの意義等の周知を図っていく必要があります。

基本方針3 高齢者が安心して暮らせるまちづくり

高齢者が安心して暮らせるまちを目指し、住環境の整備、防犯や交通安全対策、災害等の緊急時への備え、各種相談対応の充実などを推進します。また、高齢者が地域に住み続けることができるよう、住まいの確保に対しても取り組みます。

【基本方針に関連する指標】

指標	項目	策定時の目標値 (平成28年度)	達成値 (平成28年度)	達成状況
茅ヶ崎市のまちづくり市民満足度調査における平均スコア 「高齢者の介護や自立した暮らしへの支援」 「地域の支え合いの仕組み（安心して生活できる環境）」	高齢者の介護や自立した暮らしへの支援	0.01以上	▲0.06	未達成
	地域の支え合いの仕組み（安心して生活できる環境）	0.21以上	0.15	未達成

※平成28年度のまちづくり市民満足度調査は未実施だったことから、平成27年度の数値で達成状況を把握している。

基本方針に関連する指標は、2項目とも未達成となりました。その中でも、「高齢者の介護や自立した暮らしへの支援」は、マイナスに転じてしまいました（スコアは、0点を中間点として、正の値は満足寄り、負の値は不満寄りであることを表しています）。

【事業評価における評価及び課題等と市民等の現状】

（高齢社会に対応した環境づくり） 14事業

事業評価における 評価及び課題等

- 高齢者が外出しやすい地域を作るための取組は、総じて、順調に事業を進めることができました。
- 「住環境整備事業の調査・研究」では、「住まいの相談窓口」及び「空き家利活用マッチング制度」について議論を行い、施策に結びつけました。
- 「バリアフリー化や福祉のまちづくりを推進」では、公共性の高い新築施設の計画15件（民間施設12件、公共施設3件）に、バリアフリー法に基づく指導を行い、みんなのトイレなど誰もが安心して利用できる施設整備を推進しました。

市民等の現状

- 一般高齢者個別調査では、安全で安心なまちづくりで必要だと思うこととして、「歩道の段差解消など、歩きやすい環境の整備」が56.2%で最も高く、「災害発生時の対応、及び防災・防火対策の推進」、「救急医療体制の整備」、「防犯灯の設置や防犯パトロール等、地域の安全を守るための取組」などが続き、平成25年度と傾向は変わりません。

(安心・安全なまちづくり) 9事業

事業評価における 評価及び課題等

- 交通安全や、消費生活における相談業務など、高齢者が安心・安全に暮らせるまちづくりに向けた取組は、順調に事業を進めることができました。
- 犯罪の未然防止対策として、啓発活動、ちがさきメール配信サービスによる犯罪発生情報の配信、広報ちがさきへの記事掲載、地域及び警察等と連携した70歳以上の単身を含む世帯への「こんな電話は詐欺！」チラシの配付など、多様な取組を行いました。

市民等の現状

- 前述の高齢社会に対応した環境づくりでも触れたとおり、一般高齢者個別調査の安全で安心なまちづくりで必要だと思うことでは、「救急医療体制の整備」が第3位、「防犯灯の設置や防犯パトロール等、地域の安全を守るための取組」が第4位となっています。
- 一般高齢者個別調査では、現在のくらしで不安に思っていることとして、「犯罪・防犯に関すること」が10.9%、「詐欺・悪質商法に関すること」が6.7%みられます。
- 一般高齢者個別調査、要支援・要介護認定者個別調査（在宅）とも、振り込め詐欺に対する考えで、「自分は被害に遭うことはない」と考えている方が4割前後と最も多くなっています。

(災害に強いまちづくり) 12事業

事業評価における 評価及び課題等

- 災害時要援護者支援制度（平成29年度から避難行動要支援者支援制度へ移行）の周知やその体制整備をはじめ、防災意識の向上、災害時の応急対策を進めることができました。
- 「地域で助け合える体制の充実」として、災害時において地域の中心的役割を担っていただく防災リーダーの養成研修会を各年2回開催し、延べ364人の方の受講がありました。その研修を通じて、日頃の顔の見える関係づくりや地域での支えあいの重要性を発信していくことの大切さを伝えてきました。

市民等の現状

- 前述の高齢社会に対応した環境づくりでも触れたとおり、一般高齢者個別調査の安全で安心なまちづくりで必要だと思うことでは、「災害発生時の対応、及び防災・防火対策の推進」が第2位となっています。
- 一般高齢者個別調査では、現在のくらしで不安に思っていることとして、「地震・台風など自然災害」を44.4%の方が感じており、防犯等よりも高くなっています。
- しかし、一般高齢者個別調査、要支援・要介護認定者個別調査（在宅）とも、災害の備えについて「特に何もしていない」方が一般で25.3%、要支援・要介護（在宅）で43.3%みられます。
- 災害時や緊急時に身近で手助けしてくれる人が「いない」方は、一般高齢者個別調査の全体で17.1%、要支援・要介護認定者個別調査（在宅）の全体で19.5%となっています。これらをひとり暮らしに絞ってみると、一般高齢者個別調査、要支援・要介護認定者個別調査（在宅）とも、約4割に上ります。

(高齢者の住まいの確保) 7事業

事業評価における 評価及び課題等

- 市営住宅の維持管理、借上げ、生活援助員派遣など、順調に事業を進めることができました。
- 「高齢者等居住支援事業」では、相談回数は達成できているものの、来場件数が伸び悩んでいます。

市民等の現状

- 一般高齢者個別調査、要支援・要介護認定者個別調査（在宅）ともに、「持ち家（一戸建て）」は7割を超えています。
- 住まいで困っていることは、一般高齢者個別調査、要支援・要介護認定者個別調査（在宅）ともに、全体で見ると、「住宅が老朽化している」が高くなっています。しかし、住居形態別で見ると、公営住宅や公社・UR都市機構の賃貸住宅に住んでいる方では「エレベーターがない」が高くなっています。

【総括】

基本方針の中で、最も多い42事業を展開し、指標のある事業の多くは策定時に掲げた事業の目標を達成しつつあり、また、指標のない事業も予定どおり進めることができました。

しかし、市民満足度調査において市民が安心して暮らせるまちであるという、目標を達成できておらず、依然として、外出しやすい道路の整備や緊急時及び災害時に迅速に対処できる仕組みについてのニーズは高い状況にあります。その一方で、防犯や防災などでは、自助の意識啓発も充実しなくてはなりません。

そのため、高齢になっても、日常的な社会生活を安全・安心・快適に送るために、ハード面のみならず、情報やサービスなどソフト面も含めて、すべての方が安心して暮らせるまちづくりを引き続き推進していく必要があります。

基本方針4 地域における高齢者の支援体制づくり

今後、高齢者を地域で支えていくことが求められているなか、地域に存在する多様な主体との連携や基盤の整備を通じ、高齢者を地域が支える体制の構築を推進します。

【基本方針に関連する指標】

指標	項目	策定時の目標値 (平成28年度)	達成値 (平成28年度)	達成状況
地域包括支援センターの周知 介護サービスと医療機関との連携 促進 成年後見制度の周知	地域包括支援センターを知らなかった	40.0%以下	58.2%	未達成
	介護サービスと医療機関との連携ができている	34.8%以上	28.7%	未達成
	成年後見制度の内容を知っている	37.4%以上	39.5%	達成

※「地域包括支援センターを知らなかった」の達成値（平成28年度）は、設問設計変更により、地域を担当している地域包括支援センターの認知度より算出。

基本方針に関連する指標を3項目掲げていましたが、「成年後見制度を知っている」は達成したものの、それ以外の2項目は未達成となりました。

【事業評価における評価及び課題等と市民等の現状】

(地域包括ケアシステム構築に向けた基盤整備)

12事業

事業評価における 評価及び課題等

- 地域包括ケアシステムの構築に向けた、医療と福祉の連携、多様な主体との協力体制の構築等、地域包括ケアシステムの基盤整備は概ね予定通り進んでいます。
- 地域ケア会議も包括レベルの会議を年間約30回、市レベルの会議を年に1回開催するなど、継続的に開催されています。
- 各地域包括支援センターでは、地域の関係者が集まる、地域ケア会議の中で、地域での高齢者等の見守りについて話し合いを行い、支援者間のネットワークの拡大等を図りました。
- 増加する高齢者への支援をさらに充実させていくため、基幹型及び委託型地域包括支援センターの機能強化及び充実とともに、地域包括支援センターの役割等について更なる周知を図る必要があります。

市民等の現状

- 一般高齢者個別調査では、自分の住んでいる地域を担当している地域包括支援センターがどこにあるか知らない方は、58.2%でした。

(地域の相談窓口の周知と機能強化)

9事業

事業評価における 評価及び課題等

- 「コーディネーター配置事業」に遅れがみられます。
- 今後も高齢者の抱える様々な不安の解消のため、地域包括支援センター及びセンター内に設置している「福祉相談室」をはじめとする地域の相談窓口の周知に引き続き努める必要があります。
- 各地域包括支援センターが、高齢者等からの相談窓口として、適切かつ効果的に機能していくため、更なる職員のスキルアップ等に努める必要があります。

市民等の現状	○一般高齢者個別調査では、地域を担当している地域包括支援センターを「知っている」は全体で38.1%です。しかし、地区別では、3割前後の地区もあれば、約5割の地区もあるなど、地区により差があります。 ○悩みや心配事の相談先は、一般高齢者個別調査では「家族・親族」、「友人・知人」が高くなっており、「市役所」をはじめ、「地域包括支援センター」、「福祉相談室」などの割合はそれほど高くありません。要支援・要介護認定者個別調査（在宅）では、主な介護者の相談先として「地域包括支援センターやケアマネジャー」が高くなっています。
--------	--

（地域における見守り体制の強化） 9事業

事業評価における 評価及び課題等	○SOSネットワークの新規登録件数は増えています。平成28年度は、SOSネットワークを利用したすべての高齢者が無事発見されました。 ○保健師等による介護認定非該当者への訪問については、目標は達成していないものの、高齢者のニーズや健康状態を確認し必要な支援を行うことができました。
市民等の現状	○一般高齢者個別調査では、防災無線を使って、行方不明の高齢者等を市民に呼びかけて捜していただいていることについて、必要だと思う方が85.3%でした。

（高齢者を介護している方に対する支援） 4事業

事業評価における 評価及び課題等	○介護用品支給サービス事業では、利用へのニーズが高く、毎年度利用件数が増加傾向にあります。 ○12の地域包括支援センター、市及び公民館との共催により、多岐にわたったテーマで「家族介護教室」を開催しています。介護している家族が参加しやすい日程を調整する難しさがあります。
市民等の現状	○要支援・要介護認定者個別調査（在宅）では、主な介護者の年齢が60歳代は26.0%、70歳代は19.8%、80歳以上は13.2%となっており、約6割が60歳以上です。 ○家族や親族の中で、介護のために仕事を辞めたケースでは、「主な介護者が仕事を辞めた」が11.5%みられました。 ○現在、主な介護者が「フルタイムで働いている」は15.9%、「パートタイムで働いている」は14.0%です。働きながら介護を続けることの今後の見込みは、「問題なく続けていける」が23.1%みられるものの、「問題はあがあるが、何とか続けていける」が52.9%と最も高くなっています。仕事と介護を両立するために効果的だと思う支援としては、職場環境の充実・整備、経済的な支援、施設の整備、相談窓口の充実などが挙げられています。

(高齢者の権利擁護)

4事業

事業評価における 評価及び課題等

- 成年後見制度の利用が必要であるものの、親族の支援が得られない認知症高齢者が増加しており、「市長申立て」の相談が多く寄せられています。
- 平成28年度より「市民後見人養成研修」を開催し、市民後見人の養成に着手しました。
- 平成29年3月24日に「成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定されました。今後、国の計画を踏まえた市町村における取組の充実・強化が求められます。
- 「高齢者虐待防止対策事業」では、地域包括支援センターや介護関係事業所職員向けの研修を開催し、虐待防止に向けた意識の醸成を図りました。

市民等の現状

- 一般高齢者個別調査では、成年後見制度の「制度の内容について知っていた」が39.5%と平成25年度よりも増加しました。
- 一方、成年後見制度の利用・相談窓口があることを「知っている」は21.7%で、制度の認知度と、いざ利用する際の窓口の認知度との乖離がみられます。

【総括】

基本方針の中で、39事業を展開し、指標のある事業の多くは策定時に掲げた事業の目標を達成しつつあり、また、指標のない事業も予定どおり進めることができました。

地域包括ケアシステム構築のために、関係者が地域の課題を共有し、課題解決に向けたネットワーク化は進んでいますが、そのことに対する市民の認知度は高まっていないと考えられ、市が進めていることと市民の理解との間に温度差がみられます。

今後、「自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進」、「医療・介護の連携の推進等」が求められる中で、ますます市民の身近な相談窓口としての地域包括支援センターの重要性は高まると考えられます。市では、地域包括支援センターに福祉相談室も併設しており、複合的な課題への対応力を向上させています。そういった強みを様々な機会を活用して市民に知ってもらい、同時に、地域包括支援センター職員による訪問相談支援や関係者等とのネットワーク強化に取り組むことで、地域での認知度を高めていく必要があります。

また、介護離職を防止する観点に立って、働きながら介護に取り組む家族や、仕事と介護の両立への将来的な不安や悩みを持つ就業者に対する相談支援や介護者の負担軽減に向けた取組を進め、成年後見制度や日常生活自立支援事業を必要とする高齢者に対して、制度の紹介や手続きの支援を積極的に行う必要もあります。

基本方針5 認知症の早期発見と認知症高齢者を支える体制づくり

認知症の予防に努めるとともに、認知症の症状が現れた後にも地域で生活できるよう、認知症に対する周囲の方々の正しい理解の促進や、認知症高齢者を支えるための体制づくりに努めます。

【基本方針に関連する指標】

指標	項目	策定時の目標値 (平成28年度)	達成値 (平成28年度)	達成状況
認知症サポーターの養成人数 認知症対応型共同生活介護の整備	2年間の認知症サポーター養成人数の合計	960人以上	延べ、3,564人	達成
	認知症対応型共同生活介護の整備	1か所	0か所	未達成

※「認知症対応型共同生活介護の整備」の達成値（平成28年度）は0か所としていますが、平成29年度に1か所整備を行いました。

基本方針に関連する指標を2項目掲げていましたが、「2年間の認知症サポーター養成人数の合計」は平成27年度中に延べ2,001人に達し、策定時の目標値を大きく上回りました。一方、平成28年度では未達成ではありますが、「認知症対応型共同生活介護の整備」も、平成29年度に開設し、目標を達成することができました。

【事業評価における評価及び課題等と市民等の現状】

（認知症の早期発見・早期対応に向けた取組） 2事業

事業評価における 評価及び課題等

- 平成27年1月より「認知症初期集中支援事業」を実施し、認知症が疑われる高齢者の早期発見・早期対応に向けた支援を行うことができました。
- 認知症施策検討会等で、（仮称）認知症ケアパス及び（仮称）認知症自己チェックシートの作成に取り組み、その骨子ができました。
- （仮称）認知症ケアパス等に掲載するため、茅ヶ崎医師会に加入している医療機関に認知症の診療等に関する調査を行いました。
- 「認知症初期集中支援事業」については、課題が多岐にわたる事例が増えてきており、医療機関につながらない事例やサービスの導入が困難な事例が多くあります。また、成年後見制度を必要とする事例も増えてきています。

市民等の現状

- 厚生労働省研究班の推計を基に、本市では、平成29年10月現在、認知症の高齢者は、約9,300人、認知症の予備軍ともいわれている軽度認知症障害の高齢者が、約8,100人いると推計されます。
- 一般高齢者へのアンケート（平成27年度に実施した二次予防事業対象者事業一介護予防のためのはつらつ健康アンケート）の結果、年齢が高くなるにつれ、認知症のリスクが高くなっています。（65～69歳：26.8%、85歳以上：38.8%）
- コグニサイズ等認知症予防教室については、定員を上回る申し込みがあることが多く、認知症予防への関心が高いことが考えられます。

(認知症に対する正しい知識・理解の普及啓発) 1事業

事業評価における 評価及び課題等

- 「認知症サポーター養成講座」以外に、サポーター養成講座の受講者を対象にステップアップ教室を開催するなど、内容の充実化を図りました。
- 平成28年度には、「認知症サポーター養成講座」を開催できるキャラバンメイトの交流会を開催しました。
- サポーター数も順調に増加しています。

市民等の現状

- 認知症サポーター養成講座の受講者は、年々増える傾向にあるものの年度によりばらつきがあります。(25年度：968人、26年度：1,195人、27年度：2,001人、28年度：1,563人)
- 認知症サポーター養成講座の受講者として、企業や児童・生徒等が増えています。
- 一般高齢者個別調査では、防災無線を使って、行方不明の高齢者等を市民に呼びかけて捜していただいていることについて、必要だと思う方が85.3%でした。

(認知症に関する相談窓口の充実強化) 4事業

事業評価における 評価及び課題等

- 認知症地域支援推進員について、その業務や職種等について検討し、平成28年度に一定の方向性を見出し、29年度に配置、認知症の方への支援を開始しました。
- 若年性認知症の方やその家族が集まる“若年性認知症のつどいーうみの会”に参加し、寄り添うことができるよう努めました。また、認知症の方やその家族が集まる“にこにこクラブ”との連携を図りました。
- 成年後見支援ネットワーク連絡協議会を開催し、認知症の方等への支援のあり方について、関係者による意見交換を行いました。

市民等の現状

- 成年後見支援センターの相談内容が複雑化しています。
- 茅ヶ崎医師会に加入している医療機関に、認知症の診療等に関する調査を行った結果、認知症の診療を行っている医療機関は、平成29年1月時点で51機関でした。

(認知症高齢者の支援体制づくり) 3事業

事業評価における 評価及び課題等

- 徘徊高齢者及び障害児(者)のためのSOSネットワーク連絡協議会を開催し、関係者による意見交換を行いました。
- SOSネットワークへの登録や認知症への理解を深めていただくため、平成28年度は、広報等で周知すると共に、認知症フォーラムを開催しました。
- SOSネットワークへの新規登録は年々増える傾向にあります。(26年度：42件、27年度：49件、28年度：53件)

市民等の現状

- 認知症サポーター養成講座を開催できる認知症キャラバン・メイトは、平成29年10月現在133人となっています。
- SOSネットワークを利用し、防災無線等を活用した人数は、延べ43人でしたが、うち、SOSネットワークへの登録者は、延べ8人でした。(平成28年度実績)

【総括】

基本方針の中で、9事業を展開し、指標のある事業の多くは策定時に掲げた事業の目標を達成しつつあり、また、指標のない事業についても予定どおり進めることがほぼできました。

平均寿命の延伸により、今後ますます認知症高齢者が増加すると予測される中、これらの事業を更に推進する必要性は高まっています。

認知症になったときに最初に気づくのは本人であるとも言われていますが、自分から進んで受診する方はまだまだ少ないのではないかと考えられることから、本人や家族、支援者が、認知症に気づく取組と認知症の早期受診、早期支援が連動できる仕組みの強化を図る必要があります。

また、基本方針1及び2の取組により、認知症予防のため、高齢者の生きがいや健康づくりを強化していくことが求められます。

さらに、認知症になった方が本人の望む場所で、できるだけ生活し続けることができるよう、様々な介護サービスの充実及び従事者のスキルアップに向けた取組の強化が必要です。また、元気なうちから、自分の意思を家族や関係者に伝えておくことが重要です。

認知症の方の家族の負担軽減のために、家族等が相談できる場や認知症の方への接し方について学ぶ場の充実を図っていく必要があります。

基本方針6 予防給付及び介護給付サービスの充実

要介護等の認定者が介護保険の利用を通じて、自立した日常生活を送ることができるように、保険給付サービスの充実に取り組みます。

【基本方針に関連する指標】

指標	項目	策定時の目標値 (平成28年度)	達成値 (平成28年度)	達成状況
介護保険サービスの利用を通じて生活に張りができた、または心身の状態が良くなってきたと感じる人の割合	張りができた	32.4%以上	32.0%	未達成
	心身の状態が良くなった	43.3%以上	37.1%	未達成

基本方針に関連する指標は、2項目とも未達成となりました。その中でも、「心身の状態が良くなった」と回答した人が大きく減っています。

【事業評価における評価及び課題等と市民等の現状】

(保険給付見込量の設定) ※保険給付見込量のため、事務事業数にはカウントせず

事業評価における 評価及び課題等

○予防給付、介護給付とも、「(介護予防) 訪問リハビリテーション」については、見込値に対する実績値が低いものの、全体的には概ね計画どおり進んでいます。

市民等の現状

○要支援・要介護認定者個別調査(在宅)では、介護サービスを現在利用している方が77.9%で、「通所介護(デイサービス)」、「福祉用具貸与」、「通所リハビリテーション(デイケア)」、「福祉用具購入」、「訪問介護(ホームヘルプ)」などの利用が高くなっています。

○今後利用したい介護保険サービスは、「一つの事業所でデイサービス、ホームヘルパー、宿泊を組み合わせ、介護や看護ケアを受けることができるサービス」が最も高くなっています。

○また、今後介護を受けたい場所では、「可能な限り自宅で生活を続けたい」が72.5%で最も高くなっています。

(介護保険施設等の整備) 4事業

事業評価における 評価及び課題等

○「居宅介護支援事業者の指定事務」については、事業者指定等に係る条例の制定や事業者への周知等、権限が移譲される平成30年度に向けて準備を進めています。

○施設・居住系サービスについては、平成28年度に「介護老人福祉施設」を1か所、平成29年度に「介護老人保健施設」を1か所整備しました。

○地域密着型サービスについては、「認知症対応型共同生活介護」について平成28年度に1か所の整備を見込んでいましたが、平成29年度当初の整備となりました。また、「看護小規模多機能型居宅介護」は、平成27年度から29年度にかけて毎年1か所の整備を見込んでいましたが、平成29年度に2か所の整備となりました。「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」は、平成28年度に1か所の整備を見込んでいましたが、29年度に運営事業者を選定しました。(※平成30年4月に整備予定です。)

市民等の現状

- 要支援・要介護認定者個別調査（在宅）では、施設等への入所・入居の検討状況で、「すでに申込みをしている」が4.7%、「申し込んでいないが、今後1年以内には申し込みをしたい」が9.1%となっており、これらの方のうち48.6%が、「特別養護老人ホーム」へ申し込みや申し込み意向があります。
 - 要支援・要介護認定者個別調査（施設）では、入所・入居している施設は、「特別養護老人ホームに入所中」が35.6%で最も高く、「介護老人保健施設に入所中」が26.2%、「有料老人ホームに入居中」が24.2%などとなっており、施設サービスに多くの方が満足しています。
-

（給付の適正化と人材育成） 4事業

事業評価における 評価及び課題等

- 適正化や事業者支援については、順調に事業を進めることができました。
 - 「介護保険事業者に対する人材育成」として、適切なケアプラン作成に係る研修会を2回開催し、出席者の良い反応も得られました。
-

市民等の現状

- 要支援・要介護認定者個別調査（在宅）では、介護保険サービス提供者の満足度について、「かかわったすべての事業者に対して概ね満足している」が65.3%と高くなっています。
 - 「（一部またはすべての事業者に対して）不満を感じている」と回答した方の理由は、「担当者のケアの技術に不満がある」が51.3%でした。
 - 介護サービス事業所調査では、円滑な事業運営を進めていく上での経営上の問題として、「職員の確保が難しい」が最も高くなっています。
 - 人材確保、人材の定着・育成の取組では、「育児中の職員への配慮など、働きやすい環境をつくっている」、「働く時間に柔軟性をもたせたり、休暇を取りやすくするなど職場環境を整えている」など、働きやすさの取組で効果がみられます。
-

（介護保険事業者への支援） 2事業

事業評価における 評価及び課題等

- 介護サービス事業者連絡協議会で、適時に情報提供を行うことができた。
 - 介護保険利用中に発生した事故については、迅速な報告を求めるよう指導し、再発防止の指導に努めました。
-

市民等の現状

(制度周知のための取組) 2事業

事業評価における 評価及び課題等

- 平成27年度には被保険者への情報提供として、制度改正を反映したパンフレットを作成しました。また、平成28年度には平成29年4月から開始される介護予防・日常生活支援総合事業の内容を含んだパンフレットも作成しました。
- 苦情については、利用者とその家族、事業者の双方の事情を聞き、解決に向けた取組を行いました。

市民等の現状

- 一般高齢者個別調査では、介護保険や高齢者福祉に関する情報の入手先は、「市の広報紙（広報ちがさき）」、「市役所からの案内（通知やチラシを含む）」、「回覧板」などが高くなっています。
- 要支援・要介護認定者個別調査（在宅）では、「ケアマネジャー」、「市の広報紙（広報ちがさき）」、「市役所からの案内（通知やチラシを含む）」、「地域包括支援センター」などが高くなっています。

【総括】

基本方針の中で、12事業を展開し、指標のある事業の多くは策定時に掲げた事業の目標を達成しつつあり、また、指標のない事業も予定どおり進めることができました。

今後、可能な限り自宅で生活が続けたいという高齢者が多い中で、地域包括ケアを推進するために、要介護度が高い方にも対応できるサービス提供体制を整備していく必要があります。

また、「介護保険制度の持続可能性の確保」が求められており、市民にその理解を得るためにも、介護サービスの質の確保を追求し続ける必要があります。そのため、サービスの提供に当たる事業所の人材の確保・育成への支援への取組が必要です。

4-2 第7期計画の基本方針及び施策の体系

(1) 第7期計画の基本方針及び施策の方向性について

第6期計画策定時には、「団塊の世代」がすべて後期高齢者となる平成37年を見据え、第6期から第9期までの期間において中長期的な施策展開をする趣旨で、基本方針を設定しました。本計画では、その趣旨を鑑みて、第6期計画の基本方針を発展的に受け継ぐこととします。

ただし、第6期計画の推進とその評価、及び地域包括ケアシステムの強化に向けての動きに呼応して、一部変更を行うものとします。

変更点につきましては、次のとおり基本方針4と基本方針6についてとなります。

基本方針4については、地域包括ケアシステムは大きな概念であり、施策の方向性という枠組みに収まるものではなく、計画全体を包含するものであることから、第6期計画の「(1) 地域包括ケアシステムの構築に向けた基盤整備」を、施策の方向性からは外しました。それに伴い、第6期計画で紐づいていた事業の位置づけの変更を行います。

事業の位置づけの変更により、第6期計画の「(3) 地域における見守り体制の強化」が担う範囲を広げ、「(2) 地域における見守り及び支援体制づくりの推進」へと変更します。

また、地域包括ケアシステムの深化・推進における、医療・介護の連携の推進に向け、新たな施策の方向性として「(5) 在宅医療及び医療と介護の連携の推進」を新設しました。

基本方針4 地域における高齢者の支援体制づくり

第6期計画時		本計画	
(1)	地域包括ケアシステムの構築に向けた基盤整備	—	—
(2)	地域の相談窓口の周知と機能強化	(1)	地域の相談窓口の周知と機能強化
(3)	地域における見守り体制の強化	(2)	地域における見守り及び支援体制づくりの推進
(4)	高齢者を介護している方に対する支援	(3)	高齢者を介護している方に対する支援
(5)	高齢者の権利擁護	(4)	高齢者の権利擁護
		(5)	在宅医療及び医療と介護の連携の推進

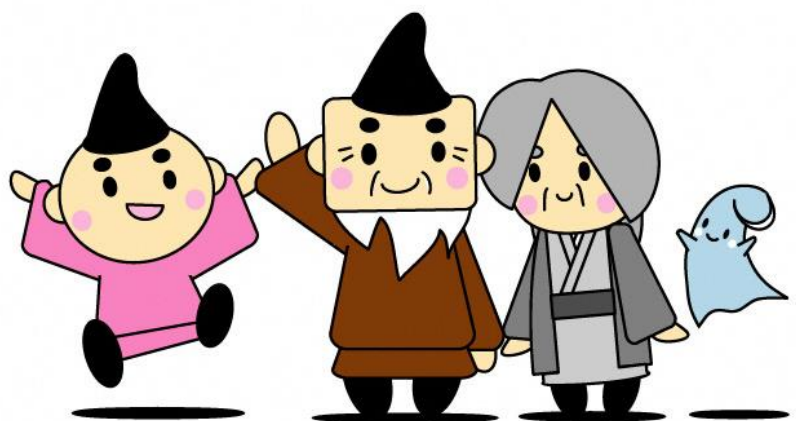
基本方針6については、平成29年4月から開始した介護予防・日常生活支援総合事業の見込み量にも言及することから、基本方針及び施策の方向性の文言を変更しました。

第6期計画時：基本方針6 予防給付及び介護給付サービスの充実

本計画：基本方針6 介護保険サービス及び介護予防・生活支援サービス事業の充実

第6期計画時：施策の方向性 (1) 保険給付見込量の設定

本計画：施策の方向性 (1) 保険給付等の見込量の設定



(2) 第7期計画の施策の体系

基本方針1 高齢者の多様な生きがいの支援

(1) 高齢者の社会参加の促進と地域活動の支援

(2) 趣味、レクリエーション、生きがいの支援

(3) 生涯学習の促進

(4) 世代間交流の促進

(5) 就労支援の充実

基本方針2 高齢者の健康づくりと介護予防の充実

(1) 健康づくり、健康増進

(2) 介護予防のための効果的な取組の支援及び介護予防に対する意識の啓発

(3) 生活支援サービスの充実・強化

基本方針3 高齢者が安心して暮らせるまちづくり

(1) 高齢社会に対応した住環境づくり

(2) 安心・安全なまちづくり

(3) 災害に強いまちづくり

(4) 高齢者の住まいの確保

基本方針4 地域における高齢者の支援体制づくり

- (1) 地域の相談窓口の周知と機能強化
- (2) 地域における見守り及び支援体制づくりの推進
- (3) 高齢者を介護している方に対する支援
- (4) 高齢者の権利擁護
- (5) 在宅医療及び医療と介護の連携の推進

基本方針5 認知症の早期発見と認知症高齢者を支える体制づくり

- (1) 認知症の早期発見・早期対応に向けた取組
- (2) 認知症に対する正しい知識・理解の普及啓発
- (3) 認知症に関する相談窓口の充実強化
- (4) 認知症高齢者の支援体制づくり

基本方針6 介護保険サービス及び介護予防・生活支援サービス事業の充実

- (1) 保険給付等の見込量の設定
- (2) 介護保険施設等の整備
- (3) 給付の適正化と人材育成
- (4) 介護保険事業者への支援
- (5) 制度周知のための取組
- (6) 保険給付費等と介護保険料

第2編 各論

第5章 介護保険制度の改正に伴う本市の対応について

高齢者の自立支援と要支援要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されることを目的に「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が公布されました。介護保険法の改正の概要と本市の対応は次のとおりです。

5-1 認知症に関する施策の総合的な推進等について

国は、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会を実現すべく、平成27年1月「認知症施策推進総合戦略～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～」(以下、「新オレンジプラン」と表記します)を策定しました。

平成29年5月の「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」では、新オレンジプランの基本的な考え方を法律上にも位置づけ、以下のような内容を介護保険法に規定しました。

- ①認知症への理解を深めるための知識の普及や啓発
- ②認知症の人の介護者への支援の推進
- ③認知症及びその家族の意向の尊重の配慮

本市では、「認知症初期集中支援推進事業」を継続して実施するとともに、「認知症サポーター養成講座」、「ステップアップ講座」等を通じて、認知症への理解を深めるための普及啓発を行います。また、「認知症地域支援推進員配置事業」等により、医療機関、介護サービス事業所や地域の支援機関をつなぐ連携支援や認知症の方やその家族を支援する相談業務を行います。

5-2 介護医療院の創設について

今後、増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナルケア」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた施設として、新たに「介護医療院」が創設されます。

本市にある介護療養型医療施設については、「介護医療院」への転換も含めて、施設の意向や国の動向を注視し、的確に対応していきます。

5-3 介護保険制度における所得指標の見直しについて

介護保険制度では、第1号被保険者の介護保険料の段階を判定するにあたり、地方税法上の合計所得金額（収入から必要経費等を控除した額）を指標として用いています。

施行日は平成30年4月1日で、合計所得金額から、長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額及び公的年金等に係る雑所得を控除した額を用いることとなります。

市民の皆さまからの問い合わせ等に対し、丁寧に対応していきます。

5-4 利用者負担割合の見直しについて

介護保険制度の持続可能性を高めるため、世代内・世代間の負担の公平や負担能力に応じた負担を求める観点から、第1号被保険者のうち、現役並みの所得を有する方の負担割合が2割から3割に引き上げられます。ただし、自己負担額の上限は月額44,400円です。3割負担の具体的な基準は、①合計所得金額220万円以上、②年金収入＋その他の合計所得金額340万円以上（世帯内に2人以上の第1号被保険者がいる場合は463万円以上）の両方を満たしている場合となります。

施行日は平成30年8月1日で、3割負担の対象者については負担割合証に3割負担を記載し、見直しのお知らせ等に当たっては、丁寧で分かりやすい説明を行います。

5-5 介護納付金への総報酬割の導入について

第2号被保険者（40～64歳）の保険料は、介護納付金として医療保険者（協会けんぽ、健保組合、国保、各種共済）に賦課しており、各医療保険者が加入者である第2号被保険者の負担すべき費用を一括納付しています。

各医療保険者の負担を決定する際に、加入者数に応じて決定される方式が採用されていることから、被用者保険（協会けんぽ、健保組合、各種共済）の間で報酬額に占める第2号被保険者の保険料の比率に差が生じていました。

そこで、被用者保険間では、報酬額に比例して負担する仕組み（総報酬割）が、激変緩和の観点から平成29年8月より段階的に導入され、平成32年度から全面総報酬割となります。

市民の皆さまからの問い合わせ等に対し、丁寧に対応していきます。

5-6 共生型居宅サービス事業者等に係る特例について

高齢者と障害児者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉両方の制度に新たに共生型サービスが位置付けられます。

障害福祉サービス事業所等であれば、介護保険事業所の指定を受けやすくなる特例が設けられており、事業者から指定の申請があった場合において、都道府県又は市町村の条例で別途定める基準を満たしているときは、指定を行うことができることになります。

本市では、引き続き県とも協力しながら共生型サービスの質の確保に努めてまいります。

5-7 有料老人ホームに係る指定の取消等について

悪質な事業を続ける有料老人ホームへの指導監督の仕組みを強化するため、未届有料老人ホームも含め、悪質な有料老人ホームに対する事業停止命令措置が新設されます。

具体的には、市町村長が、都道府県知事から有料老人ホームの設置者に対して事業の制限又は停止を命じた旨の通知を受けたときは、指定地域密着型サービス事業者に係る指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができるようになります。

5-8 地域包括支援センターの機能強化について

地域包括支援センターの機能強化を図るため、地域包括支援センターに事業の自己評価を行い、必要な措置を講ずることにより事業の質の向上を図ることが義務付けられるとともに、市町村に対しても、地域包括支援センターの事業の実施状況の評価を行うことが義務付けられました。

評価の実施にあたっては、国が全国で統一して使用する評価指標を策定し、全国の市町村及び地域包括支援センターを比較評価することを可能とすることで、個々の地域包括支援センターの業務の状況や量等の程度を市町村が把握し、これを地域包括支援センター運営協議会等が、評価・点検することができる仕組みを構築することが予定されています。

従前より本市では、独自の基準を設けて各地域包括支援センターの運営状況の評価を実施するとともに、地域包括ケアの充実のため、人材育成システム構築事業を実施する等、地域包括支援センターの機能強化に取り組んでまいりましたが、今後は国の動向を注視し、全国統一の評価指標の導入・活用を図り、各地域包括支援センターがその機能をより効果的に発揮できる体制づくりを継続していきます。

また、地域共生社会の実現に向けて、関係部局等と連携し、地域における包括的な支援体制のあり方、地域の連携体制やその中での地域包括支援センターの位置づけや役割の具体化について検討していきます。

5-9 被保険者の自立した日常生活の支援等に関し取り組むべき 施策等について

被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要支援要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付等に要する費用の適正化に関し、市町村が取り組むべき施策及びその目標に関する事項を介護保険事業計画の記載事項に追加することが求められました。

本市では、被保険者の自立支援や重度化防止の取組を推進するために、PDCAサイクルを活用して保険者機能の機能を強化していくことが重要であるという認識に立ち、国から提供されたデータの分析を実施し、本計画に自立支援・重度化防止等の取組内容及び目標を記載し、実績に関する評価を行うとともに、その結果を公表するよう努めます。

第6章 基本方針ごとの施策

※以下、個別事業については評価の指標を数値で設定している事業を枠で囲み、評価の指標を数値で設定していない事業は文章のみで掲載しています。

6-1 基本方針1 高齢者の多様な生きがいの支援

高齢者が地域でいきいきと生活することができるよう、趣味の活動や生涯学習、社会参加などを促すための支援を行います。また、活動機会や情報の提供に加え、活動の拠点となる施設の維持管理や、各種活動の場を確保することにも取り組みます。

【基本方針に基づく施策の方向性】

- (1) 高齢者の社会参加の促進と地域活動の支援
- (2) 趣味、レクリエーション、生きがいの支援
- (3) 生涯学習の促進
- (4) 世代間交流の促進
- (5) 就労支援の充実

「高齢者の多様な生きがいの支援」に関する評価に関して、次のとおり指標、目標を設定します。

【基本方針に関連する指標】

指標	・ 地区のボランティア活動への意向 ・ 社会参加の状況のうち、現在活動していることで「趣味、スポーツ、レクリエーション」、「就労」と回答した方の割合
目標 (平成31年度)	・ 地域ボランティア活動に参加している 9.1%以上 ・ 趣味、スポーツ、レクリエーション活動を行っている 39.3%以上 就労している 14.8%以上

(1) 高齢者の社会参加の促進と地域活動の支援

日々の生活を活気に満ちたものにするため、高齢者が自身の能力を活かして活動できる機会の提供など、様々な活動に対し意欲的に参加することを促すような支援を行います。

事業名	事業内容	評価の指標
セカンドライフのプラットフォーム（高齢期における社会参加の仕組みづくり） （企画経営課）	高齢者のセカンドライフへの円滑な移行に向けた意識醸成を行い、就労や市民活動への参加機会の場の充実を図り、生きがいを持った生活を続けることができますようにします。	社会参加のマッチング数： 30年度：270件 31年度：300件 32年度：300件 (28年度実績 115件)

事業名	事業内容	評価の指標
中高年齢者就業支援事業 (雇用労働課)	勤労市民会館において、職業相談及び紹介、就職・転職活動の相談、就職活動についての講座を実施し、中高年齢者を含む求職者の就職を支援します。	就職サポートコーナー 相談者における65歳以上の相談者割合： 30年度：2.9% 31年度：3.0% 32年度：3.1% (28年度実績 2.7%)
まなび人材事業 (文化生涯学習課)	様々な分野で学習活動されている方、しようとしている方を生涯学習における身近な支援者として登録していただき、学びたい人やグループなどに紹介します。高齢者の経験を生かせる、活動機会の提供を図ります。	まなびの市民講師の登録数： 各年度90人 (28年度実績 64人)
住区基幹型公園等整備事業 (公園緑地課)	緑の保全とともに市民生活に安らぎや憩いの場を提供することで、子どもから高齢者まで安心して利用し、地域交流や防災活動などの拠点ともなる、公園、緑地等の整備を行います。既存公園については地元の要望を踏まえながら改修を進め、健康遊具の設置も検討していきます。	市民一人当たりの都市公園面積： 各年度8.73㎡/人 (28年度実績3.31㎡/人)
ちがさき丸ごとふるさと発見博物館事業 (社会教育課)	ふるさと茅ヶ崎を学び、知る機会を講座やまち歩き等の事業を通して提供し、高齢者が外出するきっかけや、ふるさとについて語る場をつくれます。	講座、まち歩き事業等の回数： 各年度2回 (28年度実績 6回)
高齢者が活躍する事業 (公民館)	地域の高齢者が公民館の事業において指導者として活躍し、子供たちとふれあい、交流を図るとともに、高齢者の生きがいを作り出します。	高齢者の指導する事業数： 各年度10事業 (28年度実績 10事業)

【(仮) 高齢者の活動支援事業】(高齢福祉介護課)

関係者等へのアンケートや関係機関・関係者等の意見交換を通して、地域住民、高齢者同士が支え合える地域づくり及び、高齢者自身の社会参加及び介護予防等に資するボランティア制度のあり方を研究します。

【地域における多様な居場所づくりへの取組支援】(市民自治推進課、福祉政策課、高齢福祉介護課)

身近に心の拠り所となる場所があることにより、孤立を防ぐことができます。

高齢者や障害者はもとより様々な方々が気軽に参加することができる居場所づくりが求められています。地域が主体的に取り組む、居場所づくりを支援します。

【自治会及びまちぢから協議会等地域活動への参画促進支援】(市民自治推進課)

高齢者がこれまで培ってきた知識や経験、技術を活かして地域の担い手として活躍していただけるよう、自治会及びまちぢから協議会等が進める地域活動への参画促進の取組を支援します。

【長寿社会における共助のきっかけづくり】(企画経営課)

長寿社会において地域での共助の取組を推進するため、活動に関わる人の発掘を行います。

(2) 趣味、レクリエーション、生きがいつくりの支援

高齢者が趣味の活動やレクリエーションなどを楽しめるよう、様々な機会を提供するとともに、活動の拠点となる施設の維持管理及び活動の主体となるグループ(老人クラブ、ボランティア団体等)に対する助成を行います。また、外出のきっかけ作りや送迎バスの運行など、高齢者の外出を促すための取組を進めます。

事業名	事業内容	評価の指標
老人クラブ等助成事業 (高齢福祉介護課)	高齢者の積極的なスポーツ活動・文化活動の促進や、海岸清掃等の地域社会に対する奉仕活動の促進を図るため、補助金を交付します。	補助対象クラブ数： 各年度94クラブ (28年度実績 94クラブ)
老人憩の家の管理・運営 (高齢福祉介護課)	高齢者のサークル活動や生きがいつくりの場として、指定管理者制度により施設管理を行い、合わせて指定管理者による自主事業を展開します。	利用者数： 各年度70,000人 (28年度実績 70,608人)

事業名	事業内容	評価の指標
老人福祉センターの管理・運営 (高齢福祉介護課)	高齢者のサークル活動や生きがいつくりの場として、指定管理者制度により施設管理を行い、合わせて指定管理者による自主事業を展開します。	利用者数： 各年度98,000人 (28年度実績 105,027人)
生きがいと健康づくり 推進事業 (高齢福祉介護課)	高齢者が家庭や地域等の各分野で、豊かな経験と知識、技能を活かし、健康かつ生きがいを持って社会活動を行うきっかけづくりを支援するため、老人クラブ連合会への委託事業をはじめとした各種事業を実施します。	老人クラブ連合会委託 事業（きずな） 開催数：各年度12回 参加者数 30年度：462人 31年度：467人 32年度：472人 (28年度実績 12回 457人)
生きがいふれあいバス 運行事業 (高齢福祉介護課)	高齢者及び障害者の10人以上の団体が、福祉施設等を利用し、研修会やレクリエーションを行う際の送迎バスを運行します。	年間運行台数： 各年度24台 (28年度実績 24台)
多様な主体による高齢者の外出の機会の提供事業（高齢者のための優待サービス事業） (高齢福祉介護課)	高齢者がまちへ出かけ、健康の維持・増進や趣味等を見つけ、生き生きと、楽しく、豊かな生活を送れるよう支援するため、企業や民間事業者の協力を得て、様々なサービスを提供します。	参画企業・事業者数： 30年度：155事業者 31年度：160事業者 32年度：165事業者 (28年度実績 150事業者)

【敬老祝金贈呈事業】（高齢福祉介護課）

多年にわたり社会の発展に寄与してきた高齢者に敬愛の意を表し、その長寿を祝うため、99歳以上の高齢者に敬老祝金を贈呈します。また、100歳以上の方々には長寿のお祝いと交流を目的としてご長寿祝賀会を開催します。

(3) 生涯学習の促進

高齢者の生活をより豊かなものにするため、様々な学びの機会を提供するなど、高齢者の学習意欲を後押しするような支援を行います。また、図書館の資料など、地域の学習資源を高齢者が利用しやすくなるような取組を進めます。

事業名	事業内容	評価の指標
高齢者の学びの機会創出事業 (高齢福祉介護課)	高齢者を対象とした学習会を開催し、関心のある講義（授業）に楽しみながら参加してもらいます。社会参加・生涯学習・外出支援・孤立防止・一人暮らしの不安解消・認知症予防のきっかけをつくります。	学習会参加者数： 各年度60人 (28年度実績 81人)
パソコン体験コーナー 運営管理 (文化生涯学習課)	高齢者を含む市民のICT（情報推進技術）教育の推進を図ります。また、タブレットなど時代に即したコミュニケーションツールの支援促進も強化していきます。	体験コーナー利用者数： 各年度2,600人 (28年度実績 2,656人)
映画会の開催 (図書館)	高齢者が定期的に外出できるよう月1回程度を目安として開催します。加えて、加齢により聴覚や視覚に支障が生じて、字幕で楽しめるような映画上映を実施します。	開催回数：各年度12回 (28年度実績 12回)
大活字資料の提供 (図書館)	継続して大活字本を整備するほか、一般的な図書でも活字の大きさや行間などが高齢者の読書に配慮された資料も意欲的に収集し提供します。	全蔵書数のうち大活字本の占める割合： 各年度0.3%以上 (28年度実績 0.3%)

【各種講座の開催】（公民館）

高齢者の学びに対するニーズの把握に努めるとともに、生きがいつくりや健康づくりを支援するために趣味・レクリエーションをはじめとして各種講座を開催し、自主的な学習機会を提供します。

【高齢者読書支援事業】（図書館）

高齢者が読書活動を容易に継続するために、身近な場所で利用できるよう各図書室の蔵書の充実を図りながら、地域の読書活動の拠点となるよう整備を進めます。家庭配本サービスについても民間と連携し継続して実施します。

（４）世代間交流の促進

高齢者の生活を豊かにするとともに、高齢者の知識や経験の伝承や子どもの社会性や情操性を育むため、様々な活動を通じ、世代間の交流を促進します。

事業名	事業内容	評価の指標
ファミリーサポートセンター事業 （子育て支援課）	安心して子育てができる環境づくりを進めるため、高齢者に子どもを預かる支援会員として活躍の機会を提供し、世代間交流を図ります。	新規登録者（支援会員）の60歳以上の割合： 各年度25% （28年度実績 18.5%）

【世代間交流を推進する事業】（保育課）

公立保育園6園で、高齢者施設等を訪問し、お楽しみ会等に参加することにより、世代を超えた交流を図ります。また、公立保育園6園で、高齢者を招いたお楽しみ会等を開催することにより、世代を超えた交流やふれあいの場を提供します。

【公民館まつり等の開催】（公民館）

公民館まつりの開催により、高齢者が外出する機会を創出するとともに、地域における交流や仲間づくりを支援します。また、日本の年越しにおけるしめ縄づくりなどの伝統行事の伝承を通じて、児童・生徒と高齢者の世代を超えた交流やふれあい、活躍の場を提供します。

(5) 就労支援の充実

就労意欲を持った高齢者が地域で働き続けることができるよう、シルバー人材センター等を通じ、就労支援の充実を図ります。

事業名	事業内容	評価の指標
シルバー人材センター 運営費補助事業 (高齢福祉介護課)	臨時的かつ短期的な就労の機会の提供、就労を希望する高齢者に対する職業紹介及び就労に必要な知識・技術の講習を行う公益社団法人シルバー人材センターの効率的な運営を図るため、財政援助を行い、高齢者の就業機会の増大・職業の安定に寄与します。	会員数： 30年度：1,020人 31年度：1,040人 32年度：1,060人 (28年度実績 978人)
セカンドライフのプラットフォーム（高齢期における社会参加の仕組みづくり）＜再掲＞ (企画経営課)	高齢者のセカンドライフへの円滑な移行に向けた意識醸成を行い、就労や市民活動への参加機会の場の充実を図り、生きがいを持った生活をするようにします。	社会参加のマッチング数： 30年度：270件 31年度：300件 32年度：300件 (28年度実績 115件)
中高年齢者就業支援事業＜再掲＞ (雇用労働課)	勤労市民会館において、職業相談及び紹介、就職・転職活動の相談、就職活動についての講座を実施し、中高年齢者を含む求職者の就職を支援します。	就職サポートコーナー相談者における65歳以上の相談者割合： 30年度：2.9% 31年度：3.0% 32年度：3.1% (28年度実績 2.7%)

6-2 基本方針2 高齢者の健康づくりと介護予防の充実

高齢者がいつまでも元気で生活できるよう、日常の中での健康づくりや、介護予防に関する取組の充実に努めます。また、高齢者の生活を支援するためのサービスを提供します。

【基本方針に基づく施策の方向性】

- (1) 健康づくり、健康増進
- (2) 介護予防のための効果的な取組の支援及び介護予防に対する意識の啓発
- (3) 生活支援サービスの充実・強化

「高齢者の健康づくりと介護予防の充実」に関する評価に関して、次のとおり指標、目標を設定します。

【基本方針に関連する指標】

指標	・ ちがさき体操の周知状況 ・ 健康を保つための実践状況 ・ 歌体操教室の開催会場数 ・ 介護予防ボランティア養成講座受講者数
目標 (平成31年度)	・ ちがさき体操を知っている 16%以上 ・ 健康を保つために実践していることがある 93%以上 ・ 歌体操教室の開催会場数 20会場 ・ 介護予防ボランティア（高齢者支援リーダー、歌体操ボランティア、フレイルサポーター）の3年間の養成講座受講者延べ数 70人

(1) 健康づくり、健康増進

様々な行事の開催を通じ、運動や健康づくりに対する意識の啓発を行います。また、健診事業を通じ、高齢者の健康状態の把握に努めます。

事業名	事業内容	評価の指標
フレイルチェック事業 (高齢福祉介護課)	高齢者に自身の心身の状況に気づいてもらい、早期からの健康増進・介護予防に参加することで健康寿命の延伸となるよう、虚弱化の予防に向けた気づき・学びの機会を創出します。	フレイルチェック参加者数（累積）： 30年度：1,000人 31年度：1,600人 32年度：2,300人 (28年度実績 単年度 359人)

事業名	事業内容	評価の指標
介護予防講演会 (高齢福祉介護課)	生活習慣病、食生活、歯科保健等、介護予防や健康づくりに関する講演会を実施します。	参加者数： 各年度800人 (28年度実績 1,150人)
各種体育大会等の開催 (スポーツ推進課)	高齢者を含めた市民の健康の保持増進及び体力の向上を図るため、市総合体育大会、各種事業等及びスポーツ教室を開催し、スポーツに親しめる機会を提供します。	市総体、各種大会開催回数： 各年度47回 (28年度実績 47回) 教室開催回数： 各年度45回 (28年度実績 45回)
総合型地域スポーツクラブの育成 (スポーツ推進課)	総合型地域スポーツクラブの継続活動に向けて、既存の活動団体の支援を行うとともに、高齢者を含む市民への周知を図るため、啓発活動を行います。	広報紙への掲載回数： 各年度11回 (28年度実績 6回)
体力テストの開催 (スポーツ推進課)	スポーツや健康に対する関心を深め、生涯スポーツの推進と健康生活の向上を図るため体力テストを開催し、自身の体力の現状を知ることにより、自分にあったスポーツ・健康活動への計画的な取組を行っていくための機会を提供します。	開催数： 30年度：13回 31年度：16回 32年度：19回 (28年度実績 9回) (茅ヶ崎市スポーツ振興基本計画目標値)
歯科保健事業 (健康増進課)	歯と口の健康週間において、オーラルフレイルなど歯科保健に関する知識の普及を行います。	参加者数： 30年度：200名 31年度：210名 32年度：220名 (28年度実績 148名)
健康診査事業 (健康増進課)	75歳以上の市民及び40歳以上の生活保護受給者を対象として、生活習慣病の早期発見のために健康診査を実施します。	受診率：各年度47.8% (28年度実績 47.8%)

事業名	事業内容	評価の指標
高齢者インフルエンザ 予防接種事業 (健康増進課)	65歳以上の市民及び60歳以上65歳未満で心臓・腎臓・呼吸器・免疫の機能障害により身体障害者手帳1級相当の手帳を所有する市民を対象に、インフルエンザワクチンの予防接種費用の助成をします。	接種率：各年度40.5% (28年度実績 40.5%)
高齢者肺炎球菌ワクチン 接種事業 (健康増進課)	65歳以上の市民及び60歳以上65歳未満で心臓・腎臓・呼吸器・免疫の機能障害により身体障害者手帳1級相当の手帳を所有する市民を対象に、肺炎球菌ワクチンの予防接種費用の助成をします。	接種率：各年度5.1% (28年度実績 5.1%)
栄養改善事業 (健康増進課)	高齢者の栄養改善による体力づくりを目的として、調理実習を含む教室を実施します。	実施回数及び参加者数： 各年度2回 各20名 (28年度実績なし) ※29年度より、対象年齢を見直したため

【短期集中通所型サービス】(高齢福祉介護課)

排泄、入浴、調理、買い物、趣味活動等の生活行為に支障のある事業対象者、要支援の方等を対象に、保健・医療の専門職が運動機能・認知機能・栄養状態・口腔機能の複合機能を向上させるための実技及び指導等を行います。

【短期集中通所型サービスフォロー事業】(高齢福祉介護課)

短期集中通所型サービスを利用した方を対象に、フォロー教室を開催し機能の維持や改善を目指すとともに、介護予防への動機づけを行います。

【短期集中訪問型サービス】(高齢福祉介護課)

事業対象者、要支援の方等を対象に、理学療法士、歯科衛生士、管理栄養士が自宅を訪問し、栄養バランス・低栄養等の栄養改善指導、口腔ケア指導や摂食・嚥下機能の向上のための機能訓練、体力及び運動器機能の向上のための運動指導、生活リズムの改善や生活習慣の指導、社会資源の情報提供等を実施します。

(2) 介護予防のための効果的な取組の支援及び介護予防に対する意識の啓発

健康や運動に関する教室の開催を通じ、健康の維持・増進に関する効果的な取組を支援します。また、高齢者の介護予防を支援するボランティアの養成や研修を実施します。

事業名	事業内容	評価の指標
介護予防・健康づくり事業（60歳からのフィットネス教室） （高齢福祉介護課）	運動機能の低下のため、市内スポーツクラブに委託し、医師、看護師、運動指導員等の指導のもと、筋力トレーニングや健康体操などを実施することにより、自立した日常生活の維持継続を図ります。	教室参加者数： 各年度90人 (28年度実績 90人)
脳の健康教室 （高齢福祉介護課）	認知症予防に効果的な「読み・書き・計算」をわかりやすい教材で実践する「脳の健康教室」を開催し、脳の活性化を図りながら、心身の健康を保つと共に、学習サポーターや仲間同士の交流で社会参加を促進します。	参加者数： 30年度：70人 31年度：72人 32年度：74人 (28年度実績 67人)
介護予防講演会 ＜再掲＞ （高齢福祉介護課）	生活習慣病、食生活、歯科保健等、介護予防や健康づくりに関する講演会を実施します。	参加者数： 各年度800人 (28年度実績 1,150人)
転倒予防教室 （高齢福祉介護課）	転倒骨折により介護が必要な状態となることを予防し、高齢者の社会参加や外出機会の拡大を図るため、転倒予防教室を開催します。	実施会場数・参加延人数： 各年度312回 16,000人 (28年度実績 288回 15,589人)
歌体操教室ねぼし（寝防止） （高齢福祉介護課）	歌体操ボランティアが主体となって、身近な会場で、ロコモティブ症候群（運動器症候群）や認知症予防のために、童謡（10曲程度）を歌いながら簡単な運動と簡単な体操等を行います。	実施会場数： 30年度：15会場 31年度：20会場 32年度：25会場 (28年度実績 3会場)

事業名	事業内容	評価の指標
地区組織活動支援事業 (高齢福祉介護課)	地区社会福祉協議会における高齢者事業（福祉のつどい、敬老会、給食会）等に市の保健師が出席し、健康相談や血圧測定等を行います。	実施回数： 各年度30回 (28年度実績 36回)

【短期集中通所型サービス】＜再掲＞（高齢福祉介護課）

排泄、入浴、調理、買い物、趣味活動等の生活行為に支障のある事業対象者、要支援の方等を対象に、保健・医療の専門職が運動機能・認知機能・栄養状態・口腔機能の複合機能を向上させるための実技及び指導等を行います。

【短期集中通所型サービスフォロー事業】＜再掲＞（高齢福祉介護課）

短期集中通所型サービスを利用した方を対象に、フォロー教室を開催し機能の維持や改善を目指すとともに、介護予防への動機づけを行います。

【短期集中訪問型サービス】＜再掲＞（高齢福祉介護課）

事業対象者、要支援の方等を対象に、理学療法士、歯科衛生士、管理栄養士が自宅を訪問し、栄養バランス・低栄養等の栄養改善指導、口腔ケア指導や摂食・嚥下機能の向上のための機能訓練、体力及び運動器機能の向上のための運動指導、生活リズムの改善や生活習慣の指導、社会資源の情報提供等を実施します。

【地域リハビリテーション活動支援事業】（高齢福祉介護課）

専門職種（理学療法士、作業療法士）を活用し、高齢者自身の自立した日常生活の維持、向上を目指すとともに、高齢者の介護予防を支援している従事者の資質向上を図ります。自宅リハビリテーション及びサロンリハビリテーション事業を行います。

【健康維持支援事業】（高齢福祉介護課）

「ちがさき体操」及び「ちがさき体操ダイジェスト版」等の普及啓発用DVDやCDの貸し出し、リーフレットの配布等を行います。また、ケーブルテレビ等を活用して介護予防に関する情報提供をします。

【介護予防・生活支援サービス事業（介護予防・日常生活支援総合事業）】（高齢福祉介護課）

要支援者や介護予防・生活支援サービス事業対象者に対して、訪問型サービス、通所型サービス、生活支援サービス及び介護予防ケアマネジメントを実施します。

【介護予防従事者及び高齢者支援リーダー等研修事業】（高齢福祉介護課）

高齢者の介護予防を支援するボランティア（高齢者支援リーダー、歌体操ボランティア、フレイルサポーター）の養成講座や介護予防従事者等の資質の向上や意欲を高めるための研修会を開催します。養成講座を受講した高齢者支援リーダーは転倒予防教室や地区サロン等に参加し、「ちがさき体操」を高齢者等といっしょに実施することにより介護予防を推進します。歌体操ボランティアは歌体操教室を運営します。フレイルサポーターはフレイルチェック事業を運営します。

【介護保険認定非該当高齢者への支援事業】（高齢福祉介護課）

介護認定の結果、非該当となった高齢者を保健師等が訪問等を行い、介護・健康・生活上の困り事等の相談を受け、必要に応じて一般介護予防や各種サービス利用につなげていきます。

【（仮）高齢者の活動支援事業】＜再掲＞（高齢福祉介護課）

関係者等へのアンケートや関係機関・関係者等の意見交換を通して、地域住民、高齢者同士が支え合える地域づくり及び、高齢者自身の社会参加及び介護予防等に資するボランティア制度のあり方を研究します。

（3）生活支援サービスの充実・強化

在宅における自立した日常生活の維持・継続を支援するため、様々な主体と協力し、多様なサービスが利用できる地域づくりを目指します。

事業名	事業内容	評価の指標
介護用品支給サービス事業（紙おむつ等の支給） （高齢福祉介護課）	市民税非課税世帯で要介護4または5に相当する高齢者を主に介護している家族に紙おむつ等を支給することにより、家族の身体的・精神的・経済的負担の軽減を図るとともに、高齢者が在宅で衛生的かつ快適な日常生活を送れるよう支援します。	利用件数： 各年度960件 （28年度実績 700件）

事業名	事業内容	評価の指標
緊急通報装置貸与事業 (高齢福祉介護課)	ひとり暮らし高齢者等で、現病歴・既往歴等により日常生活に注意を要する方に対して、緊急通報装置を貸与することにより、急病等の緊急事態発生時に即座に近隣者等と連絡の取れる環境を整備します。 また、受信センターからの定期的な「お伺い電話」により、受報、発報の両面から見守りを行います。	貸与台数（利用者数）： 30年度：250台 （月延べ3,000台） 31年度：255台 （月延べ3,060台） 32年度：260台 （月延べ3,120台） (28年度実績 222台 （月延べ2,844台）)
寝具類等洗濯乾燥消毒サービス事業（寝具乾燥・丸洗い） (高齢福祉介護課)	寝たきり高齢者や認知症高齢者で失禁のある方に対して、寝具類の衛生を保持し、快適な生活環境を整えるため、月に1回、寝具類の乾燥、若しくは、丸洗いを実施します。	利用件数（組数）： 各年度316件 (28年度実績 225件)
安心まごころ収集 (環境事業センター)	ごみや資源物を指定の集積場所まで持ち出すことが困難な高齢者や障害者の世帯を対象に、ごみや資源物の戸別収集（無料）を行います。また、収集の際は必ず利用者へ声をお掛けすることで、安否の確認も行います。	利用世帯数： 30年度：340世帯 31年度：350世帯 32年度：360世帯 (28年度実績 328世帯)

【生活支援体制整備事業】（高齢福祉介護課）

介護予防・日常生活支援総合事業を円滑に実施するため、地域のニーズや社会資源を見える化するとともに、インフォーマルサービスの担い手の育成及びサービス開発等を担う「地域支え合い推進員」を配置します。

【在日外国人高齢者・障害者等福祉給付金支給事業】（高齢福祉介護課）

外国籍の高齢者等で、国民年金を受けるための要件を制度上満たすことができない方に、福祉給付金を支給します。

6-3 基本方針3 高齢者が安心して暮らせるまちづくり

高齢者が安心して暮らせるまちを目指し、住環境の整備、防犯や交通安全対策、災害等の緊急時への備え、各種相談対応の充実などを推進します。また、高齢者が地域に生き続けることができるよう、住まいの確保に取り組みます。

【基本方針に基づく施策の方向性】

- (1) 高齢社会に対応した住環境づくり
- (2) 安心・安全なまちづくり
- (3) 災害に強いまちづくり
- (4) 高齢者の住まいの確保

「高齢者が安心して暮らせるまちづくり」に関する評価に関して、次のとおり指標、目標を設定します。

【基本方針に関連する指標】

指標	・避難行動要支援者支援制度（旧 災害時要援護者支援制度）の認知度 ・災害時や緊急時に身近で手助けしてくれる人の有無
目標 （平成31年度）	・避難行動要支援者支援制度（旧 災害時要援護者支援制度）の認知度 14.2%以上 ・災害時や緊急時に身近で手助けしてくれる人がいる 79%以上

(1) 高齢社会に対応した住環境づくり

道路や公園の整備など、高齢者が外出しやすい地域を作るための取組を推進します。

また、今後も高齢化のさらなる進行が予想されるなか、生活の利便性向上にも取り組みます。

事業名	事業内容	評価の指標
自転車駐車場施設整備事業 (安全対策課)	自転車を駐車しやすい環境づくりにより、高齢者の外出機会が増加するよう支援します。	茅ヶ崎駅南口の自転車駐車場整備台数： 各年度4,500台 (28年度実績 4,617台)
商店街の魅力とにぎわいの創出事業 (産業振興課)	商業の活性化を図るために地域商店街を支援し、魅力とにぎわいのある商店街を創出する。	補助金交付件数： 各年度35件 (28年度実績 33件)

事業名	事業内容	評価の指標
バリアフリー基本構想の推進 (都市政策課)	高齢者、障害者等の自立した日常・社会生活を確保するため、茅ヶ崎市バリアフリー基本構想に位置付けた特定事業を推進するとともに、高齢者、障害者等への理解促進などのソフト面のバリアフリー化を推進します。	茅ヶ崎市バリアフリー基本構想推進協議会及び部会の開催回数： 各年度：5回 (28年度実績 4回)
住環境整備事業の調査・研究 (都市政策課)	高齢者を含む市民の快適な住環境の形成を確保するため、茅ヶ崎市住まいづくりアクションプランに位置づけた個別施策の推進を行います。また福祉部局等と連携した高齢者などが安心して居住継続できるための方策を検討します。	茅ヶ崎市住まいづくり推進委員会開催回数： 各年度：3回 (28年度実績 3回)
ちがさき自転車プラン推進事業 (都市政策課)	平成26年4月に策定した「第2次ちがさき自転車プラン」の将来像である「人と環境にやさしい自転車のまち茅ヶ崎」を実現するため、高齢者も安全に自転車を利用できる環境をつくれます。	ちがさき自転車プラン推進委員会： 各年度：2回 (28年度実績 2回)
JR茅ヶ崎駅ホームの拡幅要請 (都市政策課)	神奈川県及び県内市町で構成する神奈川県鉄道輸送力増強促進会議を通じて、国やJR東日本に対して茅ヶ崎駅ホーム拡幅等の要望活動を行います。	要望活動回数： 各年度：1回 (28年度実績 1回)
コミュニティバス運行事業 (都市政策課)	コミュニティバス及び予約型乗合バスの運行管理を行う一方、利用促進のための企画を実施します。	コミュニティバス及び予約型乗合バスの利用者数： 30年度：464,620人 31年度：471,386人 32年度：478,153人 (28年度実績451,088人)

事業名	事業内容	評価の指標
茅ヶ崎市乗合交通整備 計画推進事業 (都市政策課)	コミュニティバス及び予約型乗合バスのさらなる利便性向上のため、改善策を検討しつつ、公共交通全体のバランスを考え地域に最適な交通モードとは何かを導き出します	地域公共交通会議の開催回数： 各年度：2回 (28年度実績 1回)

【住み慣れた地域内での良好な住宅の整備促進】(企画経営課)

高齢期の住まいの選択肢として、住み慣れた地域内での住み替えを示し、そのモデルとなる質の高い高齢者向け住宅（サービス付き高齢者向け住宅等）の整備誘導を行います。加えて、質の高い高齢者向け住宅等への需要喚起、意識改革に努めます。

【JR 相模線北茅ヶ崎駅等整備事業】(都市政策課)

移動等円滑化の促進に関する基本方針に基づき、1日当たり3千人以上の駅にはバリアフリー化が義務づけられているため、段差解消等のバリアフリー化とあわせて自由通路設置、駅舎橋上化等の整備の検討を行い、当駅利用者の安全性・利便性の向上、公共交通利用促進を図ります。

【「神奈川みんなのバリアフリーまちづくり条例」に基づく施設整備の推進】(建築指導課)

誰もが利用できる施設整備を推進するため、公共的施設等について、「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」に基づいた協議・指導を行います。

【バリアフリー化や福祉のまちづくりを推進】(建築指導課)

高齢者等が活動しやすいまちづくりを促進するため、不特定多数の利用する特定建築物等に対して「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき指導を進めます。

(2) 安心・安全なまちづくり

高齢者が安心して生活できるよう、地域における防犯への取組促進などを通じ、安全なまちづくりを推進します。また、近年では高齢者が関係する交通事故が多発していることから、高齢者の交通安全に関する取組を進めます。

事業名	事業内容	評価の指標
地域防犯活動推進事業 (安全対策課)	地域防犯活動団体を中心とした防犯ネットワーク会議における防犯に関する情報提供や、地域防犯活動団体への防犯活動に使用する帽子、ベスト、腕章の貸与等により、地域防犯活動団体を育成・支援し、地域の防犯力を高め、高齢者が安心して暮らせるまちづくりを推進します。	地域防犯活動団体数： 30年度：81団体 31年度：83団体 32年度：85団体 (28年度実績 77団体)
犯罪の未然防止 (安全対策課)	茅ヶ崎・寒川犯罪ゼロ推進会議、自転車盗難撲滅ダブルロック推進キャンペーンのほか、ちがさきメール配信サービスによる犯罪発生情報の配信、広報ちがさきへの記事掲載、防災無線による犯罪発生情報の放送など、茅ヶ崎警察署、寒川町、行政及び関係団体等と連携してさまざまな防犯対策を図ります。	チラシ配布、メール配信等啓発活動数： 各年度280回 (28年度実績 341回)
交通安全に関する啓発活動の推進 (安全対策課)	各季4回の交通安全運動、市民総ぐるみ運動推進大会やグレースボール大会のほか、毎月10日には自転車無灯火撲滅キャンペーンを地域、ちがさき自転車プラン・アクション22、茅ヶ崎警察署、茅ヶ崎地区交通安全協会、行政及び関係機関等と連携して実施します。	街頭キャンペーン実施回数： 各年度20回 (28年度実績 26回)

事業名	事業内容	評価の指標
シルバーセーフティ ドライビングスクール (安全対策課)	茅ヶ崎警察署、茅ヶ崎市、寒川町で共催し、茅ヶ崎市と寒川町の高齢者ドライバーを対象に、安全な自動車の乗り方について指導するほか、自転車の車道走行への理解、歩行時や自転車利用時に係る交通安全や、交通事故の状況、対応方法などの講話を行うなど、高齢者が事故の当事者にならないよう、交通安全対策を図ります。	参加者数（茅ヶ崎市・寒川町）： 各年度 12人 (28年度実績（茅ヶ崎市・寒川町）12人)
歩道段差改良工事事業 (道路管理課)	道路空間の利便性及び安全性の向上、高齢者・身障者等の移動に際しての負担軽減を目的に、歩道の段差解消や道路空間のバリアフリー化を実施していきます。	工事か所（累積）： 30年度：384箇所 31年度：394箇所 32年度：404箇所 (28年度実績 374箇所)
狭あい道路及び生活道路整備事業 (道路管理課)	狭あい道路については、建築に伴う後退用地を取得し、周辺については積極的に自主後退の協力要請を行っていきます。また、拡幅整備により、交通・災害等の都市機能の向上を図り、高齢者が外出しやすい、安全・安心なまちづくりを推進していきます。	狭あい道路の整備延長率： 30年度：40.08% 31年度：40.77% 32年度：41.47% (28年度実績 38.69%)
道路改良事業・街路事業・歩道設置事業 (道路建設課)	高齢者をはじめ、誰でも安心して外出できるよう、道路、歩道の計画的整備を進めます。	道路の歩道整備延長（累計）： 30年度：7.4 k m 31年度：7.8 k m 32年度：8.1 k m (28年度実績 8.2 k m)

【自転車教室の開催】（安全対策課）

高齢者を対象とした自転車教室を実施し、交通ルールの再確認及び運転マナーの向上のほか、自らの運転能力や反射神経について認識する機会を提供します。

【相談業務事業】（市民相談課）

市民が抱えるさまざまな悩みや不安を解消し、安心して生活ができるよう各種相談窓口を開設するなど相談体制を整備します。

【消費者啓発事業】（市民相談課）

出前講座や講演会を開催して消費者問題に関する情報提供や啓発をすることにより、消費者被害の未然防止に努めます。

【消費生活相談事業】（市民相談課）

社会環境の変化とともに多様化・複雑化してきている消費生活問題について、消費生活相談での助言やあっせん、情報提供を行います。

(3) 災害に強いまちづくり

災害等の緊急事態が発生した際に、高齢者の支援を円滑に行うことができるような仕組みの構築に努めます。

事業名	事業内容	評価の指標
災害時に支援が必要な方の情報の一元化（避難行動要支援者名簿） （障害福祉課、高齢福祉介護課）	災害対策基本法の一部を改正する法律の施行に伴い、災害時に支援が必要な方の情報として作成する避難行動要支援者名簿の更新作業を行います。また、災害時の要支援者支援は、地域における日頃の顔の見える関係づくりと避難支援方策の検討が必要であることから、避難行動要支援者名簿の対象者のうち、事前に地域に情報を提供することに同意した方の情報を定期的に自治会・自主防災組織等へ提供します。	避難行動要支援者名簿の更新： 各年度12回 (28年度実績 12回)
高齢者及び支援者に対する防災知識の普及・啓発 （防災対策課）	高齢者及び支援者に対し、市民まなび講座や各種ハザードマップ等の資料により、防災知識の普及・啓発を図ります。	市民まなび講座の開催回数： 30年度：30回 31年度：32回 32年度：34回 (28年度実績 30回)
災害情報の伝達体制の充実 （防災対策課）	防災行政用無線をはじめ、テレドーム、メール配信サービス、エリアメール、ツイッター、tvk（地上デジタル放送によるデータ文字放送）、防災ラジオ等を活用した情報伝達体制を整備するとともに、高齢者が多様な広報媒体を、災害発生時に有効に活用できるよう、広く周知を図ります。	防災ラジオの購入者に占める70歳以上の方の割合： 30年度：52% 31年度：53% 32年度：54% (28年度実績 51.6%)

事業名	事業内容	評価の指標
地域で助け合える体制の充実 (防災対策課)	地域住民の共助による安否確認や避難支援を進めるための取組である避難行動要支援者制度が地域の中で有効に活用されるよう支援を行います。	避難行動要支援者名簿を活用した訓練の支援： 30年度：3回 31年度：6回 32年度：9回 (28年度実績 0回 ※避難行動要支援名簿の配布が平成29年度開始のため)
高齢者に配慮した避難所運営体制の整備 (防災対策課)	高齢者が避難生活の負担を軽減できるような配慮をした避難所の運営が行われるよう避難所運営マニュアルを継続的に見直します。	高齢者への配慮に関する内容を盛り込んだ避難所運営マニュアル： 各年度32校 (28年度実績 32校)
高齢者に配慮した生活必需物資等の確保 (防災対策課)	高齢者に配慮した生活必需物資等の検討を行い、備蓄の整備を進めるとともに、自己備蓄の推進と、流通備蓄の確保に努めます。	備蓄している生活必需物資等の高齢者に配慮したものへの更新 各年度1回 (28年度実績 0回)
耐震改修促進計画事業 (建築指導課)	国の基本方針及び県の耐震改修促進計画を勘案して、平成20年3月に策定した茅ヶ崎市耐震改修促進計画（茅ヶ崎たいあっぷ95）により、計画的な耐震化の推進を行います。高齢者の世帯が建物の耐震診断・耐震補強を導入しやすい環境を整備するために、高齢者等への割増補助を設け、効果的かつ効率的に建築物の耐震化を推進します。また、家具転倒防止が初期避難に重要であることから、高齢者等の避難弱者を対象に金具取付支援を行います。	高齢者世帯等に関する耐震診断・補強補助金の割増（件数）： 各年度 耐震診断6件 耐震補強22件 (28年度実績 耐震診断8件 耐震補強23件)

【地域におけるネットワークづくりの支援】（高齢福祉介護課）

講演会や研修会の開催により、各地域での要支援者支援体制づくりを支援するとともに、平常時からの顔の見える関係づくりを進めることが災害時の迅速な避難支援につながることをため、地域における要支援者を対象とした交流会の開催を支援します。

【災害時における継続的な介護サービス提供のあり方の検討】（高齢福祉介護課）

介護サービスを利用している方が、災害時においても継続してサービスを利用できるよう介護サービス事業者と協議を進め、災害時における継続的な介護サービス提供のあり方を検討することでその仕組みや支援の考え方を共有します。

【高齢者のための福祉避難所の確保】（防災対策課、障害福祉課、高齢福祉介護課）

災害対策地区防災拠点（公立小中学校）での避難生活が困難で、福祉措置等が必要な高齢者の受け入れ先として、福祉避難所の充足を図ります。

【避難行動要支援者支援制度の周知】（防災対策課、障害福祉課、高齢福祉介護課）

災害時に支援が必要な方の迅速な対応を進めるために、自治会・自主防災組織、民生委員・児童委員等の協力を得ながら、避難行動要支援者名簿を活用した避難支援体制づくりを進めるとともに、制度の周知を図ります。

【都市防災推進事業】（都市政策課）

「地震による地域危険度測定調査」（H20）を踏まえ、個人・地域から進める防災都市づくりをテーマとした「防災“も”まちづくりワークショップ」を実施しています。引き続き各地域における自主的な防災まちづくりに関する仕組みと効果的な支援のあり方について、地域住民と検証します。

（4）高齢者の住まいの確保

高齢者が住み慣れた地域で生活が続けることができるよう、住まいの確保に関する支援を行います。

事業名	事業内容	評価の指標
高齢者住宅生活援助員派遣事業 （高齢福祉介護課）	住宅施策と福祉施策の連携により高齢者の生活特性に配慮した市営松林住宅の入居者に対し生活援助員を派遣し、自立した安全かつ快適な生活を営めるよう見守りを行います。	相談件数：各年度160件 （28年度実績 209件）

事業名	事業内容	評価の指標
高齢者等居住支援事業 (高齢福祉介護課)	高齢者の居住の安定を確保するために、高齢者であることを理由に入居を拒まない賃貸住宅を斡旋促進する住まい探し相談会を開催します。	相談回数・来場件数： 各年度6回 12件 (28年度実績 6回10件)
市営住宅の整備（借上型市営住宅） (建築課)	住宅に困窮するファミリー世帯や高齢者のいる世帯等の居住の安定を確保するため、平成25年3月に策定した「茅ヶ崎市営住宅ストック総合活用計画」に基づき、民間の土地所有者等が建設した、バリアフリー対応等の良質な住宅を借上げ、計画的に供給していきます。	整備数：31年度44戸 (第6期実績 20戸)

【高齢者福祉団体負担金・補助金事業】（高齢福祉介護課）

茅ヶ崎市・藤沢市・寒川町で設立した、社会福祉法人湘南広域社会福祉協会の運営費等を負担するとともに、養護老人ホーム湘風園の再整備について検討します。

【養護老人ホームへの入所措置】（高齢福祉介護課）

老人福祉法の規定に基づき、環境上の理由及び経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難な高齢者を養護老人ホームに入所措置し、生活を支援します。

【居住支援協議会の検討】（都市政策課）

高齢者などが安心して居住継続するための、住まいと暮らしのセーフティネットの構築を検討します。

6-4 基本方針4 地域における高齢者の支援体制づくり

高齢者を地域で支えていくことが求められているなか、地域に存在する多様な主体の連携や基盤の整備を通じ、高齢者を地域が支える体制の構築を推進します。

【基本方針に基づく施策の方向性】

- (1) 地域の相談窓口の周知と機能強化
- (2) 地域における見守り及び支援体制づくりの推進
- (3) 高齢者を介護している方に対する支援
- (4) 高齢者の権利擁護
- (5) 在宅医療及び医療と介護の連携の推進

「地域における高齢者の支援体制づくり」に関する評価に関して、次のとおり指標、目標を設定します。

【基本方針に関連する指標】

指標	・ 地域包括支援センターの周知度 ・ 在宅医療と介護の連携度 ・ 成年後見制度の認知度
目標 (平成31年度)	・ 地域包括支援センターを知っている 55%以上 ・ 在宅医療と介護の連携推進が進んでいると思う 80%以上 ・ 成年後見制度の内容を知っている 39.5%以上

(1) 地域の相談窓口の周知と機能強化

高齢者の抱える様々な不安の解消のため、地域包括支援センターをはじめとする地域の相談窓口の周知及び機能強化に努めます。

事業名	事業内容	評価の指標
地域包括支援センター運営事業 (高齢福祉介護課)	地域包括支援センター運営事業を受託する法人間の連携及び市との連携を密にするために設置した管理責任者会の効果的な運営を図ります。また、その下部組織である社会福祉士部会、主任介護支援専門員部会、保健師部会の専門性を活かし、包括的支援事業の業務を効果的に推進します。	管理責任者会及び専門職部会の開催数： 各年度42回 (28年度実績 42回)

事業名	事業内容	評価の指標
介護サービス相談員 派遣事業 (高齢福祉介護課)	介護サービス利用者の疑問や不満、不安の解消を図るとともに、介護サービスの質的向上を図るため、市から委嘱を受けた相談員がサービス提供の場に訪問し、利用者からの相談に応じます。	対応件数： 各年度施設4,800件 (28年度実績 在宅777件 施設4,791件)
高齢者安心電話相談 事業 (高齢福祉介護課)	看護師やケアマネジャー等の資格を持つ専門の相談員が24時間365日、介護、健康、医療等に関する電話相談に対応します。地域包括支援センターの総合相談業務と円滑に連携することで、重層的な相談体制を構築し、相談業務の充実を図ります。	相談件数：各年度750件 (28年度実績 694件)
成年後見支援センター の運営 (福祉政策課)	市民からの成年後見制度に係る相談を専門的に受け付ける「成年後見支援センター」を設置・運営します。 成年後見制度に係る関係機関等の連携を推進するため、「成年後見支援ネットワーク連絡協議会」を開催し、事例検討や情報交換を行います。	成年後見支援ネットワーク連絡協議会の開催回数： 各年度：6回 (28年度実績 6回)

【生活支援体制整備事業】＜再掲＞（高齢福祉介護課）

介護予防・日常生活支援総合事業を円滑に実施するため、地域のニーズや社会資源を見える化するとともに、インフォーマルサービスの担い手の育成及びサービス開発等を担う「地域支え合い推進員」を配置します。

【地域包括ケア充実のための人材育成システム推進事業】（高齢福祉介護課）

高齢者を支援する者の対人援助技術や対応力を効果的に向上させるため、第6期計画に位置付け実施した「地域包括ケア充実のための人材育成システム構築事業」により構築した人材育成や人材活用の仕組みの継続及び効果的な運用を行い、地域包括ケアの充実を図ります。

【高齢者への情報提供の充実】（高齢福祉介護課）

高齢者が利用できるサービスをまとめた「高齢者のためのガイド」の充実を図り、市内各所へ配架します。また、高齢者に必要な情報について広報紙やホームページ等を活用して積極的に周知を図ります。

【（仮称）茅ヶ崎市営小和田住宅外複合施設整備事業（地域包括支援センターの移転・併設）】（高齢福祉介護課）

小和田三丁目に建設が予定されている市営住宅外複合施設について、庁内関係課及び関係機関等と管理運営体制等の調整を進め、地域包括支援センターの移転・併設を推進し、利便性の向上を図ります。

【地域包括支援センターの担当区域の見直し】（高齢福祉介護課）

地域コミュニティの再編に伴い、1つのコミュニティ（茅ヶ崎南地区まちぢから協議会）を複数の委託型地域包括支援センターが担当する変則的な状況が生じています。

茅ヶ崎南地区は一定程度の高齢者人口を有することから、この変則的な状況の解消及び地域包括支援センターが担当する高齢者人口の平準化の課題に取り組むため、担当地区の一部見直しを行い、第7期計画期間中に新たな委託型地域包括支援センターを1か所整備します。

【地域福祉総合相談室運営事業】（福祉政策課）

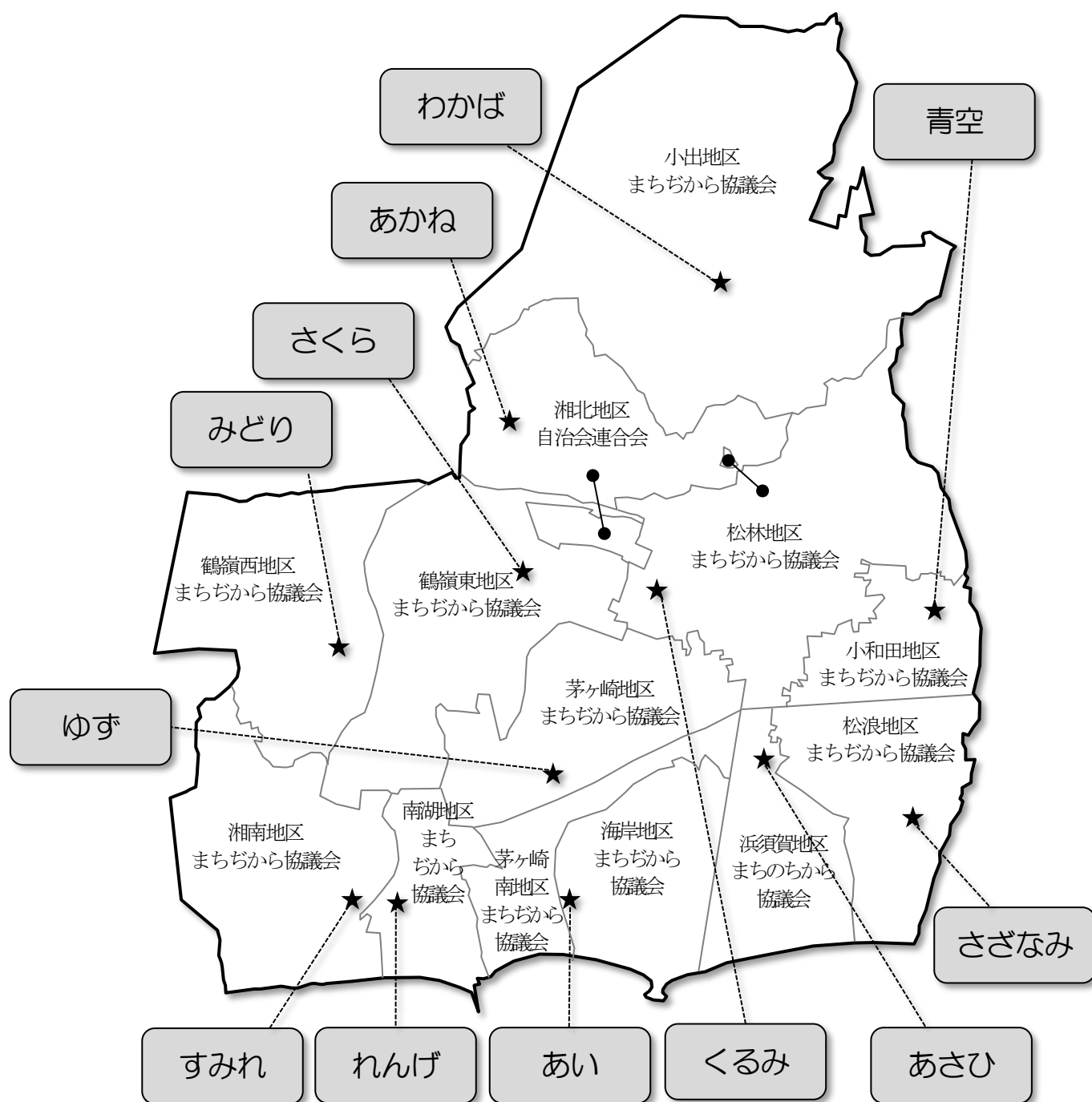
地域包括支援センター内に「福祉相談室」を設置し、福祉相談支援員が、すべての地域住民からの保健・医療・福祉に関する、分野にとらわれない初期相談等に対応します。

また、地域包括支援センターの担当区域の見直しに伴い、新たに整備される地域包括支援センター内に「福祉相談室」を設置します。

【コーディネーター配置事業】（福祉政策課）

地区ボランティアセンターを起点に、茅ヶ崎市社会福祉協議会の地区担当職員及び福祉相談室の福祉相談支援員が地区支援チームを結成し、地域での相談支援を行います。

○茅ヶ崎市地域包括支援センター



○茅ヶ崎市地域包括支援センター担当地区

地区名	名称	該当する自治会名
茅ヶ崎	ゆ ず	本町第一 本町第二 本町第四 茅ヶ崎グリーンハイツ パークタウン茅ヶ崎 パークタウン茅ヶ崎第二住宅 元町第一 元町第二 新栄町第一 新栄町第二 十間坂 矢畑南 ニューライフ 茅ヶ崎グランドハイツ 藤和茅ヶ崎ハイタウン 藤和ハイタウン湘南茅ヶ崎 パークスクエア湘南茅ヶ崎 レクセルマンション茅ヶ崎 ザ・パークハウス茅ヶ崎
茅ヶ崎南	第7期計画期間中 に開設予定	若松町幸 共恵中央 共恵東 幸町 共恵海岸通り 中海岸
海 岸	あ い	東海岸北一丁目 東海岸北二丁目 東海岸北三丁目 東海岸北四丁目 東海岸北五丁目 東海岸南一丁目 東海岸南二丁目 東海岸南三丁目 東海岸南四丁目 東海岸南五丁目 東海岸南六丁目 パシフィックガーデン茅ヶ崎
南 湖	れ ん げ	茶屋町 鳥井戸 上町 中町 下町 新南湖
湘 南	す み れ	中島 柳島 松尾 浜見平団地 松風 茅ヶ崎ガーデンハウス エクシード茅ヶ崎 ベルパーク湘南茅ヶ崎 グランヴァーグ茅ヶ崎
鶴嶺東	さ く ら	円蔵 矢畑 西久保 浜之郷 下町屋 TBS サニータウン茅ヶ崎 ホームタウン茅ヶ崎 ライオンズ茅ヶ崎ザ・アイランズ
鶴嶺西	み ど り	萩園 新田 今宿 今宿グリーンハイム コスモ茅ヶ崎プレシオ 萩園サンハイム ファミール茅ヶ崎 第一ハイツ茅ヶ崎 ライオンズマンション茅ヶ崎第三 リステージ茅ヶ崎ツインマークス
松 林	く る み	菱沼 室田 上赤羽根 中赤羽根 下赤羽根 高田 ニュータウン茅ヶ崎 ショクサンビラ オクトス湘南茅ヶ崎
小和田	青 空	新宿 本宿 赤松町 赤松 菱沼小和田 プランヴェール湘南茅ヶ崎
松 浪	さ ざ な み	浜竹一丁目 浜竹二丁目 浜竹三丁目 浜竹四丁目 松浪一丁目 松浪二丁目 富士見町 LG富士見町 常盤町 緑が浜 汐見台 出口町 ひばりが丘 美住町
浜須賀	あ さ ひ	三が丘 菱沼南部 菱沼海岸緑 平和町 松浜 浜須賀 浜須賀住宅 翠松会 菱沼海岸 松濤会 松が丘ハイツ オーベル茅ヶ崎ラチエン通り
湘 北	あ か ね	甘沼 香川 松風台 鶴が台団地 鶴が台一街区 ライトタウン茅ヶ崎 みずき
小 出	わ か ば	堤上 堤下 下寺尾 行谷 芹沢西部 芹沢久組 芹沢中部 芹沢東部 二本松 八王子原 芹沢ひかりが丘 芹沢清水台 湘南ライフタウンB地区茅ヶ崎 湘南ライフタウンF地区茅ヶ崎 湘南ライフタウン羽根沢第一住宅 やよい会 芹沢細谷紺谷村

(2) 地域における見守り及び支援体制づくりの推進

家の中での急病や不慮の事故等に備えるとともに、徘徊高齢者の安全を確保するため、高齢者を地域で見守る体制の強化が求められます。

また、家庭での生活実態の把握や、保健師等の専門的な知識や技術を持った方による訪問指導など、在宅での生活を支えるためのサービスの整備にも努めます。

事業名	事業内容	評価の指標
高齢者住宅生活援助員派遣事業<再掲> (高齢福祉介護課)	住宅施策と福祉施策の連携により高齢者の生活特性に配慮した市営松林住宅の入居者に対し生活援助員を派遣し、自立した安全かつ快適な生活を営めるよう見守りをを行います。	相談件数：各年度160件 (28年度実績 209件)
緊急通報装置貸与事業<再掲> (高齢福祉介護課)	ひとり暮らし高齢者等で、現病歴・既往歴等により日常生活に注意を要する方に対して、緊急通報装置を貸与することにより、急病等の緊急事態発生時に即座に近隣者等と連絡の取れる環境を整備します。 また、受信センターからの定期的な「お伺い電話」により、受報、発報の両面から見守りをを行います。	貸与台数（利用者数）： 30年度：250台 (月延べ3,000台) 31年度：255台 (月延べ3,060台) 32年度：260台 (月延べ3,120台) (28年度実績 222台 (月延べ2,844台))
徘徊高齢者のためのSOSネットワーク事業 (高齢福祉介護課)	認知症等のために徘徊し行方不明となっている高齢者をできるだけ早期に家族等のもとに帰れるように支援するものです。 徘徊し行方不明となっている高齢者等の方をより早期に捜索できるよう、高齢者の特徴等を事前に登録するよう周知しています。 認知症高齢者等を支援する関係機関や協力事業者等のネットワークの強化・拡大に努めます。 徘徊高齢者等を発見したものの家族等が分からずに、帰宅できない高齢者等を委託契約先で一時保護します。	SOSネットワーク協力事業者数：100事業者 (28年度実績 37事業者)

事業名	事業内容	評価の指標
徘徊高齢者早期発見位置お知らせサービス事業（GPS装置の貸与）（高齢福祉介護課）	徘徊のみられる認知症高齢者を介護している家族等に対し、所在確認用の探索機器（GPS装置）を貸与し、徘徊時に早期に発見できる環境を整えることにより、家族等の身体的・精神的負担の軽減を図ります。	貸与台数（利用者数）： 各年度25台 （月延べ300台） （28年度実績 14台 （月延べ218台））
安心カプセル・安心カード推進事業（警防救命課）	ひとり暮らしの高齢者や障害者世帯等の方を主な対象として、必要情報を記入する「安心カード」と収納する容器「安心カプセル」を配布し、万一の緊急時に救急隊員や医療関係者等が必要な情報を得ることにより、迅速な救急医療活動に結びつけます。	年間のカプセル配布数： 各年度2,000個 （28年度実績 3,263個） 年間のカード配布数： 各年度10,000枚 （28年度実績 12,000枚）

【地域ケア会議の推進事業】（高齢福祉介護課）

地域包括支援センターが主催する、個別レベル・担当地区レベルの地域ケア会議を通じて、担当地区内の課題を把握・整理するとともに、課題の解決に向けてインフォーマルサービスや地域の見守りネットワークなど、必要な資源を地域で開発します。また、各地区内で共通する課題を持ち寄り、市全体として取り組むべき課題を明らかにし、事業化・施策化について検討を行う場として、市レベルの地域ケア会議を開催します。

【在宅高齢者実態調査】（高齢福祉介護課）

住民基本台帳に基づく市内在住の75歳以上の方に対し、各地区担当の民生委員・児童委員が高齢者宅を一軒ごとに訪問し、調査を行います。この調査により、ひとり暮らしの高齢者及び高齢者の夫婦のみ世帯の状況や緊急時の連絡先等を把握し、民生委員・児童委員と情報を共有することで日頃の地域における見守り活動の促進や緊急時の対応に活用します。調査は3年に1回実施します。

【介護予防従事者及び高齢者支援リーダー等研修事業】＜再掲＞（高齢福祉介護課）

高齢者の介護予防を支援するボランティア（高齢者支援リーダー、歌体操ボランティア、フレイルサポーター）の養成講座や介護予防従事者等の資質の向上や意欲を高めるための研修会を開催します。養成講座を受講した高齢者支援リーダーは転倒予防教室や地区サロン等に参加し、「ちがさき体操」を高齢者等といっしょに実施することにより介護予防を推進します。歌体操ボランティアは歌体操教室を運営します。フレイルサポーターはフレイルチェック事業を運営します。

【市民活動団体・NPO 等への支援】（市民自治推進課）

市の福祉活動を担う市民活動団体のデータベースを作成し、高齢者を含めた市民に周知します。

【地域福祉活動支援事業】（福祉政策課）

地域福祉活動の拠点である地区ボランティアセンターについて、各地区の独自性の確保及び全体調整を図りながら、相談機能及び情報発信機能を拡充するほか、地区ボランティア講座の開催を支援し、地域福祉活動の担い手の育成を継続して実施します。また、各地区でのサロン活動の立ち上げや地区別懇談会の開催を支援します。

【民生委員・児童委員による支援】（福祉政策課）

行政と市民の架け橋となる民生委員・児童委員とともに、在宅高齢者実態調査、避難行動要支援者制度や安心カプセル事業など行い、一人暮らしの高齢者などの見守りや支援を行います。また、ボランティアセンターや地域包括支援センターと連携するなど地域とのつながりを図りながら、身近な見守りや相談を行い、高齢者の地域での生活を支援します。

【民生委員・児童委員と関係機関との連携強化】（福祉政策課）

市民のニーズの発見からサービスの提供・改善までを円滑に行うために、民生委員・児童委員をはじめ社会福祉協議会等の関係機関との情報共有に努めます。

【高齢者生活保護受給世帯訪問調査】（生活支援課）

高齢者の生活保護受給世帯に対し、地域で孤立しないよう、安心して生活が送れるよう支援しています。家庭訪問時に、高齢福祉介護課が行う高齢者生きがい対策事業や地域の自治会等が行う行事の情報を提供し、参加を促すことにより、地域社会との接点を作り日常生活における自立した生活を送ることができるように支援を行います。

(3) 高齢者を介護している方に対する支援

高齢者を介護している方の中には、健康状態が思わしくない方や不安を抱えている方も少なくありません。高齢者を介護している方に対しても、負担軽減のための支援を行います。

事業名	事業内容	評価の指標
介護用品支給サービス事業（紙おむつ等の支給） ＜再掲＞ （高齢福祉介護課）	市民税非課税世帯で要介護4または5に相当する高齢者を主に介護している家族に紙おむつ等を支給することにより、家族の身体的・精神的・経済的負担の軽減を図るとともに、高齢者が在宅で衛生的かつ快適な日常生活を送れるよう支援します。	利用件数： 各年度960件 （28年度実績 700件）

事業名	事業内容	評価の指標
家族介護教室 (高齢福祉介護課)	高齢者を介護している家族に対し、介護方法や介護予防、介護者の健康づくり等についての知識や技術を習得するための教室を実施します。	参加実人数： 各年度：250人 (28年度 263人)
若年性認知症家族会 (保健予防課)	若年性認知症の家族、支援者で情報共有を行い介護負担の軽減やよりよい介護を目指します。	参加者数（茅ヶ崎市、藤沢市、寒川町）（延べ）： 各年度80人 (28年度神奈川県茅ヶ崎保健福祉事務所管内 (茅ヶ崎市・寒川町) 実績 78人)

(4) 高齢者の権利擁護

高齢者が住み慣れた地域で日常生活を送るにあたり、権利を脅かされたり、財産を侵害されたりすることがないように、高齢者の権利擁護に努めます。

事業名	事業内容	評価の指標
高齢者虐待防止対策事業 (高齢福祉介護課)	「高齢者虐待防止法」の規定等に基づき、高齢者や養護者に対する相談、助言、指導を行います。 また、高齢者の権利擁護や虐待防止の意識を高めていくため、関係機関・団体のネットワークを構築するとともに、市民への周知・啓発を図ります。	普及啓発研修の開催回数： 各年度1回 (28年度実績 1回)

事業名	事業内容	評価の指標
成年後見支援センターの運営<再掲> (福祉政策課)	市民からの成年後見制度に係る相談を専門的に受け付ける「成年後見支援センター」を設置・運営します。 成年後見制度に係る関係機関等の連携を推進するため、「成年後見支援ネットワーク連絡協議会」を開催し、事例検討や情報交換を行います。	成年後見支援ネットワーク連絡協議会の開催回数： 各年度：6回 (28年度実績 6回)
市民後見人養成事業 (福祉政策課)	認知症高齢者等の増加に伴う成年後見制度のニーズの増加に適切に対応することができるよう、また、認知症高齢者等の地域生活を市民が支えていくことができるよう「市民後見人」を確保できる体制を整備・強化します。	市民後見人候補（法人後見サポーター）の養成人数（累計）： 30年度：5人 31年度：10人 32年度：10人 (28年度実績 0人)

【エンディングノート活用事業】（高齢福祉介護課）

作成したエンディングノート（わたしの覚え書き～希望のわだち～）の周知を行います。また、書き方講座等を開催し、実際に活用できるようにします。

※エンディングノートは、「自分らしい生き方」を選択するために、将来意思表示が出来なくなった時に備えて、介護・医療などについての希望を記入できるノートとなっています。

【成年後見制度利用支援事業】（障害福祉課、高齢福祉介護課）

判断能力が不十分な認知症高齢者等のうち、身寄りがない場合等、当事者による申立てが期待できない状況にある方について、市長が後見等の審判請求を行います。

また、認知症高齢者等が成年後見制度を利用するにあたり、必要となる費用を負担することが困難である方に対し、当該費用の全部または一部を市が助成します。

(5) 在宅医療及び医療と介護の連携の推進

住み慣れた自宅で、医療や介護を受けながら、できるだけ長く生活し続けたいと思っている方も多数います。在宅で、質の高い医療や介護を受けながら生活できるよう、在宅医療及び医療と介護の連携推進のための仕組みづくり、医療福祉介護の関係者の人材育成等を図ります。

【地域医療福祉連携懇談会】（高齢福祉介護課）

地域における医療・福祉の効果的な推進を図るとともに、市内の医療・福祉関係機関等との連携を強化するため、研修会等を開催します。

【在宅医療介護連携推進事業】（高齢福祉介護課、地域保健課）

高齢者等が在宅で、医療や介護を受けながら、安心して生活し続けられるように、「在宅医療」と「医療と介護の連携」の推進のための仕組みづくり及び関係者等の人材育成等を行います。また、在宅ケア相談窓口で、住民や関係者等からの相談を受けます。

【かかりつけ医制度の推進】（地域保健課）

市民が自らの健康管理や健康状態を相談し、適切なアドバイスを受けられるかかりつけ医制度の定着を促進します。



6-5 基本方針5 認知症の早期発見と認知症高齢者を支える体制づくり

認知症の予防に努めるとともに、認知症の症状が現れた後も地域で生活できるよう、認知症に対する周囲の方々の正しい理解の促進や、認知症高齢者を支えるための体制づくりに努めます。

【基本方針に基づく施策の方向性】

- (1) 認知症の早期発見・早期対応に向けた取組
- (2) 認知症に対する正しい知識・理解の普及啓発
- (3) 認知症に関する相談窓口の充実強化
- (4) 認知症高齢者の支援体制づくり

「認知症の早期発見と認知症高齢者を支える体制づくり」に関する評価に関して、次のとおり指標、目標を設定します。

【基本方針に関連する指標】

指標	・ 認知症サポーターの養成人数 ・ SOSネットワーク協力事業者数 ・ 認知症対応型共同生活介護事業所の整備
目標 (平成31年度)	・ 認知症サポーター養成講座受講者数 1,000人 ・ SOSネットワーク協力事業者数 100事業者 ・ 認知症対応型共同生活介護事業所の整備 1 か所

(1) 認知症の早期発見・早期対応に向けた取組

認知症高齢者の早期発見及び適切な対応を行うための支援体制の構築に努めます。

事業名	事業内容	評価の指標
認知症疾患相談・訪問事業 (保健予防課)	専門医及び保健師による認知症の心配がある方やその家族、支援者の相談及び訪問を行います。	相談・訪問件数（茅ヶ崎市、寒川町）（延べ）： 各年度90件 （28年度神奈川県茅ヶ崎保健福祉事務所管内（茅ヶ崎市・寒川町）実績 81件）

【認知症初期集中支援事業】（高齢福祉介護課）

認知症の方やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を設置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築し、認知症の可能性のある方を認知症初期集中支援チームで訪問します。訪問の状況等をもとに、チーム員会議を開催し支援方針を検討し、その方針に基づいてそれぞれの立場で具体的な支援を行います。

（2）認知症に対する正しい知識・理解の普及啓発

認知症高齢者を地域で支える体制の構築に向け、地域の住民に対し認知症の正しい知識や理解を広めるための取組を進めます。

事業名	事業内容	評価の指標
認知症サポーター養成講座 （高齢福祉介護課）	認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らせるよう認知症キャラバンメイトが中心となり、市民に広く認知症に関する講座を行い、認知症サポーターを養成します。	受講者延人数： 各年度1,000人 （28年度 1,563人）
若年性認知症支援者研修 （保健予防課）	若年性認知症の方の支援者向けに、対応や情報提供、情報交換を行い、支援者のスキルアップを目指します。	参加者数（茅ヶ崎市、寒川町）： 各年度30人 （28年度神奈川県茅ヶ崎保健福祉事務所管内（茅ヶ崎市・寒川町）実績 21人）

【認知症サポーターステップアップ講座】（高齢福祉介護課）

認知症サポーター養成講座を受講した方を対象に、認知症の病気や対応についての知識や理解を深め、具体的に、認知症の方にできることを考えていただくきっかけとします。

(3) 認知症に関する相談窓口の充実強化

認知症となっても、できる限り住み慣れた地域で暮らせるよう、認知症高齢者及びその家族に対する支援を行います。

事業名	事業内容	評価の指標
成年後見支援センターの運営<再掲> (福祉政策課)	市民からの成年後見制度に係る相談を専門的に受け付ける「成年後見支援センター」を設置・運営します。 成年後見制度に係る関係機関等の連携を推進するため、「成年後見支援ネットワーク連絡協議会」を開催し、事例検討や情報交換を行います。	成年後見支援ネットワーク連絡協議会の開催回数： 各年度：6回 (28年度実績 6回)
認知症疾患相談・訪問事業<再掲> (保健予防課)	専門医及び保健師による認知症の心配がある方やその家族、支援者の相談及び訪問を行います。	相談・訪問件数（茅ヶ崎市、寒川町）（延べ）： 各年度90件 (28年度神奈川県茅ヶ崎保健福祉事務所管内（茅ヶ崎市・寒川町）実績 81件)

(4) 認知症高齢者の支援体制づくり

認知症となっても、できる限り住み慣れた地域で暮らせるよう、認知症高齢者及びその家族に対する支援を行います。

事業名	事業内容	評価の指標
徘徊高齢者のためのSOSネットワーク事業 ＜再掲＞ (高齢福祉介護課)	認知症等のために徘徊し行方不明となっている高齢者をできるだけ早期に家族等のもとに帰れるように支援するものです。 徘徊し行方不明となっている高齢者等の方をより早期に捜索できるよう、高齢者の特徴等を事前に登録するよう周知しています。 認知症高齢者等を支援する関係機関や協力事業者等のネットワークの強化・拡大に努めます。 徘徊高齢者等を発見したものの家族等が分からずに、帰宅できない高齢者等を委託契約先で一時保護します。	SOSネットワーク協力事業者数：100事業者 (28年度実績 37事業者)
徘徊高齢者早期発見位置お知らせサービス事業 (GPS装置の貸与) ＜再掲＞ (高齢福祉介護課)	徘徊のみられる認知症高齢者を介護している家族等に対し、所在確認用の探索機器 (GPS装置) を貸与し、徘徊時に早期に発見できる環境を整えることにより、家族等の身体的・精神的負担の軽減を図ります。	貸与台数 (利用者数) : 各年度25台 (月延べ300台) (28年度実績 14台 (月延べ218台))
認知症サポーター養成講座＜再掲＞ (高齢福祉介護課)	認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らせるよう認知症キャラバンメイトが中心となり、市民に広く認知症に関する講座を行い、認知症サポーターを養成します。	受講者延人数 : 各年度1,000人 (28年度実績 1,563人)
認知症対応型共同生活介護事業所の整備 (高齢福祉介護課)	より身近な地域で認知症高齢者が暮らしているよう、認知症対応型共同生活介護事業所の整備を行います。	整備数 : 31年度1か所 (第6期実績 1か所)

事業名	事業内容	評価の指標
若年性認知症家族会 ＜再掲＞ (保健予防課)	若年性認知症の家族、支援者で情報共有をおこない介護負担の軽減やよりよい介護を目指します。	参加者数（茅ヶ崎市、藤沢市、寒川町）（延べ）： 各年度80人 （28年度神奈川県茅ヶ崎保健福祉事務所管内（茅ヶ崎市・寒川町）実績 78人）

【認知症ケアパス作成事業】（高齢福祉介護課）

認知症の方の病状や生活機能障害の進行に合わせて、医療・介護サービス等を円滑に受けられるように、作成されている認知症ケアパス（茅ヶ崎認知症あんしんガイド）の周知を行います。また、内容の改訂を行います。認知機能自己チェックシートを周知し、だれでもが自分の認知機能の状態に気づくことができるようにします。

【認知症地域支援推進員配置事業】（高齢福祉介護課）

認知症地域支援推進員を配置し、医療機関、介護サービス事業所や地域の支援機関をつなぐ連携支援や認知症の方やその家族を支援する相談業務を行います。

【認知症施策検討会】（高齢福祉介護課）

認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進や認知症の容態に応じた適時・適切な医療介護等の提供、その他認知症施策の推進に関することについて検討します。

【認知症サポーターステップアップ講座】＜再掲＞（高齢福祉介護課）

認知症サポーター養成講座を受講した方を対象に、認知症の病気や対応についての知識や理解を深め、具体的に、認知症の方にできることを考えていただくきっかけとします。

【キャラバンメイト支援事業】（高齢福祉介護課）

キャラバンメイトが、自主的に認知症サポーター養成講座を開催できるよう、キャラバンメイト同士の交流や研修等を開催します。

6-6 基本方針6 介護保険サービス及び介護予防・生活支援サービス事業の充実

要支援及び要介護の認定者が介護保険及び介護予防・生活支援サービス事業の利用を通じて、自立した日常生活を送ることができるように、サービスの充実に取り組みます。

【基本方針に基づく施策の方向性】

- (1) 保険給付等の見込量の設定
- (2) 介護保険施設等の整備
- (3) 給付の適正化と人材育成
- (4) 介護保険事業者への支援
- (5) 制度周知のための取組
- (6) 保険給付費等と介護保険料

「介護保険サービス及び介護予防・生活支援サービス事業の充実」に関する評価に関して、次のとおり指標、目標を設定します。

【基本方針に関連する指標】

指標	・ 介護保険サービスの利用を通じて生活に張りができた、または心身の状態が良くなってきたと感じる人の割合
目標 (平成31年度)	・ 生活に張りができた 32.0%以上 ・ 心身の状態が良くなった 37.1%以上

(1) 保険給付等の見込量の設定

平成30年度から32年度までのサービス種類ごとに保険給付等の見込量を算定します。

① 予防給付の見込量について

要支援認定者に対する介護予防を推進するため、実績と要支援認定者数の推計に基づいた予防給付見込み（計画）量を設定します。

ア) 介護予防サービス

(単位 人／年)

介護予防訪問介護		介護福祉士等が要支援認定者宅を訪問し、介護予防を目的として、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援を行います。				
年度	27	28	29	30	31	32
計画量	12,180	12,156	5,326	介護予防・生活支援サービスへ移行		
実績量	11,505	11,283	6,272			

(単位 回／年)

介護予防訪問入浴介護		要支援認定者宅を訪問し、介護予防を目的として、事業者が浴槽を用意して入浴の介護を行います。				
年度	27	28	29	30	31	32
計画量	424	554	707	386	580	745
実績量	177	194	179			

(単位 回／年)

介護予防訪問看護		医師の指示に基づき、看護師や理学療法士、作業療法士などが要支援認定者宅を訪問し、介護予防を目的として、療養上の世話または診療の補助を行います。				
年度	27	28	29	30	31	32
計画量	11,585	14,563	17,980	21,670	24,943	28,932
実績量	8,590	10,781	12,098			

(単位 回／年)

介護予防 訪問リハビリテーション		医師の指示に基づき理学療法士、作業療法士などが要支援認定者宅を訪問し、介護予防を目的として、理学療法、作業療法等のリハビリテーションを行います。				
年度	27	28	29	30	31	32
計画量	2,858	3,325	3,839	3,978	4,576	5,350
実績量	1,110	1,055	1,263			

(単位 人／年)

介護予防 居宅療養管理指導		医師、歯科医師、薬剤師等が要支援認定者宅を訪問し、介護予防を目的として、療養上の管理及び指導を行います。				
年度	27	28	29	30	31	32
計画量	2,052	2,328	2,604	1,968	2,076	2,172
実績量	3,079	3,040	3,339			

(単位 人／年)

介護予防通所介護		要支援認定者が特別養護老人ホームやデイサービスセンターなどに通い、介護予防を目的として、入浴・排泄・食事等の支援を受けるとともに、レクリエーションや機能訓練を行います。				
年度	27	28	29	30	31	32
計画量	11,808	13,008	6,289	介護予防・生活支援サービスへ移行		
実績量	11,481	11,219	6,078			

(単位 人／年)

介護予防 通所リハビリテーション	医師の指示に基づき、要支援認定者が介護老人保健施設や医療機関などに通い、介護予防を目的として、理学療法、作業療法等のリハビリテーションを行います。					
年度	27	28	29	30	31	32
計画量	5,064	5,172	5,268	4,848	4,968	5,124
実績量	4,570	4,659	4,712			

(単位 日／年)

介護予防 短期入所生活介護	要支援認定者が特別養護老人ホームなどの施設に短期間入所し、介護予防を目的として、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の支援と機能訓練を行います。					
年度	27	28	29	30	31	32
計画量	2,497	2,621	2,744	3,173	3,671	4,212
実績量	2,045	2,491	2,223			

(単位 日／年)

介護予防 短期入所療養介護	要支援認定者が介護老人保健施設等に短期間入所し、介護予防を目的として、看護や医学的管理のもとで、介護・機能訓練等その他必要な医療や日常生活上の支援を行います。					
年度	27	28	29	30	31	32
計画量	420	433	448	74	74	74
実績量	220	84	318			

(単位 人／年)

介護予防特定施設入居者生活介護	有料老人ホーム等に入居している要支援者に対し、介護予防を目的として、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の支援、機能訓練、療養上の世話をを行います。					
年度	27	28	29	30	31	32
計画量	1,560	1,560	1,560	1,464	1,428	1,440
実績量	1,631	1,556	1,409			

(単位 人／年)

介護予防福祉用具貸与	要支援認定者の介護予防に資する用具を貸与します。					
年度	27	28	29	30	31	32
計画量	10,008	11,220	12,504	13,548	14,892	16,356
実績量	10,291	11,335	12,438			

(単位 人／年)

特定介護予防 福祉用具販売		福祉用具で、介護予防に資する用具のうち入浴や排泄のための用具の販売について、購入費の一部を支給します。				
年度	27	28	29	30	31	32
計画量	288	300	300	348	396	456
実績量	271	272	300			

イ) 地域密着型介護予防サービス

(単位 回／年)

介護予防 認知症対応型通所介護		認知症の要支援認定者がデイサービスセンターなどに通い、介護予防を目的として、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の支援や機能訓練を行います。				
年度	27	28	29	30	31	32
計画量	10	5	1	48	48	48
実績量	28	0	0			

(単位 人／年)

介護予防 小規模多機能型居宅介護		居宅の要支援認定者の心身の状況や置かれている環境等に応じ、居宅・通所または短期間の宿泊により、介護予防を目的として入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の支援や機能訓練を行います。				
年度	27	28	29	30	31	32
計画量	36	36	36	24	24	24
実績量	50	29	6			

(単位 人／年)

介護予防認知症対応型 共同生活介護		認知症の要支援認定者が共同生活を営む住居で、介護予防を目的として、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の支援と機能訓練を行います。				
年度	27	28	29	30	31	32
計画量	36	48	60	0	0	0
実績量	19	12	0			

ウ) 介護予防住宅改修費

(単位 人／年)

介護予防住宅改修		要支援認定者が居宅で自立した生活を送ることができるように支援するため、必要となる住宅改修費の一部を支給します。				
年度	27	28	29	30	31	32
計画量	360	420	468	372	444	504
実績量	326	307	357			

エ) 介護予防支援

(単位 人／年)

介護予防支援		要支援認定者が介護予防サービス等を適正に利用できるよう、地域包括支援センターの職員が本人の心身の状況や希望を踏まえて、介護予防サービス計画（ケアプラン）の作成業務や、サービスの実施状況把握などの給付管理業務を行います。				
年度	27	28	29	30	31	32
計画量	26,244	26,196	19,694	26,316	27,000	27,840
実績量	26,976	27,334	23,379			

②介護給付の見込み量について

要介護認定者に対する介護を推進するため、実績と要介護認定者数の推計に基づいた介護給付見込み（計画）量を設定します。

ア) 居宅サービス

(単位 回／年)

訪問介護		介護福祉士等が要介護認定者宅を訪問し、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話を行います。				
年度	27	28	29	30	31	32
計画量	365,144	381,997	407,303	405,049	434,989	471,673
実績量	233,504	239,059	246,159			

(単位 回／年)

訪問入浴介護		要介護認定者宅を訪問し、事業者が浴槽を用意して入浴の介護を行います。				
年度	27	28	29	30	31	32
計画量	11,742	11,292	11,309	10,355	11,531	13,031
実績量	9,970	9,023	9,131			

(単位 回／年)

訪問看護		医師の指示に基づき、看護師や理学療法士、作業療法士などが要介護者宅を訪問し、療養上の世話または診療の補助を行います。				
年度	27	28	29	30	31	32
計画量	53,020	59,915	69,083	68,024	73,026	79,274
実績量	38,734	44,033	47,490			

(単位 回／年)

訪問リハビリテーション		医師の指示に基づき、理学療法士、作業療法士等が要介護認定者宅を訪問し、心身の機能の維持回復、日常生活の自立援助のため、理学療法、作業療法等のリハビリテーションを行います。				
年度	27	28	29	30	31	32
計画量	20,213	21,976	24,395	18,487	21,860	25,109
実績量	7,069	5,251	5,768			

(単位 人／年)

居宅療養管理指導		医師、歯科医師、薬剤師等が要介護認定者宅を訪問し、療養上の管理及び指導を行います。				
年度	27	28	29	30	31	32
計画量	12,984	14,556	16,512	15,144	16,500	18,120
実績量	20,335	23,001	28,208			

(単位 回／年)

通所介護		要介護認定者が特別養護老人ホームやデイサービスセンターなどに通い、入浴、排泄、食事等の介護を受けるとともに、レクリエーションや機能訓練を行います。				
年度	27	28	29	30	31	32
計画量	205,927	144,150	160,076	160,642	176,285	193,628
実績量	207,845	157,441	159,452			

(単位 回／年)

通所リハビリテーション		医師の指示に基づき、要介護者認定者が介護老人保健施設や医療機関などに通い、心身の機能の維持回復、日常生活の自立支援のため、理学療法、作業療法のリハビリテーションを行います。				
年度	27	28	29	30	31	32
計画量	49,700	50,310	51,070	55,418	60,619	66,959
実績量	51,956	53,845	52,014			

(単位 日／年)

短期入所生活介護		要介護者が特別養護老人ホームなどの施設に短期間入所し、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話と機能訓練を行います。				
年度	27	28	29	30	31	32
計画量	54,364	57,612	61,852	62,573	71,312	82,098
実績量	49,701	51,668	52,208			

(単位 日／年)

短期入所療養介護		要介護認定者が介護老人保健施設などに短期間入所し、看護及び医学的管理のもとで、介護及び機能訓練その他必要な医療及び日常生活上の世話を行います。				
年度	27	28	29	30	31	32
計画量	3,026	2,140	1,439	2,778	2,843	2,908
実績量	3,679	3,299	2,838			

(単位 人／年)

特定施設入居者生活介護		有料老人ホーム等に入居している要介護認定者に対し、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行います。				
年度	27	28	29	30	31	32
計画量	5,160	5,388	5,568	4,956	5,028	5,052
実績量	4,994	4,968	4,968			

(単位 人／年)

福祉用具貸与		要介護認定者の日常生活上の便宜を図るため及び日常生活の自立を助けるための用具を貸与します。				
年度	27	28	29	30	31	32
計画量	25,296	27,096	29,304	27,420	29,112	31,200
実績量	25,006	26,370	27,078			

(単位 人／年)

特定福祉用具販売		福祉用具で、入浴や排泄のための用具の販売について、購入費の一部を支給します。				
年度	27	28	29	30	31	32
計画量	552	600	636	612	732	876
実績量	440	460	480			

イ) 地域密着型サービス

(単位 人／年)

定期巡回・随時対応型 訪問介護看護		要介護認定者宅の定期的な巡回訪問や随時通報により訪問し、入浴、排泄、食事等の介護や日常生活上の世話をを行います。また、医師の指示により、看護師等が要介護認定者宅で療養上の世話または診療の補助を行います。				
年度	27	28	29	30	31	32
計画量	0	252	360	240	360	480
実績量	0	3	12			

(単位 人／年)

夜間対応型訪問介護		夜間において、定期的な巡回訪問や随時通報により介護福祉士等が訪問し、要介護認定者宅において、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話をを行います。				
年度	27	28	29	30	31	32
計画量	60	0	0	0	0	0
実績量	108	90	56			

(単位 回／年)

地域密着型通所介護		要介護認定者がデイサービスセンターなどに通い、入浴、排泄、食事等の介護を受けるとともに、レクリエーションや機能訓練を行います。				
年度	27	28	29	30	31	32
計画量	0	84,660	94,013	90,185	99,143	109,092
実績量	0	79,557	79,257			

(単位 回／年)

認知症対応型通所介護		認知症の要介護認定者がデイサービスセンターなどに通い、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話や機能訓練を行います。				
年度	27	28	29	30	31	32
計画量	7,644	7,202	6,800	1,273	1,547	2,002
実績量	4,355	921	1,040			

(単位 人／年)

小規模多機能型居宅介護		居宅の要介護認定者の心身の状況や置かれている環境等に応じ、居宅、通所または短期間の宿泊により、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話や機能訓練を行います。				
年度	27	28	29	30	31	32
計画量	2,064	2,064	2,064	2,016	2,016	2,016
実績量	1,928	1,985	2,142			

(単位 人／年)

認知症対応型 共同生活介護		認知症の要介護認定者が共同生活を営む住居で、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話と機能訓練を行います。				
年度	27	28	29	30	31	32
計画量	2,136	2,340	2,328	2,136	2,352	2,352
実績量	2,217	2,101	2,220			

(単位 人／年)

地域密着型 特定施設入居者生活介護		入居定員が29名以下の有料老人ホーム等に入居している要介護認定者に対して、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話を行います。				
年度	27	28	29	30	31	32
計画量	348	348	348	360	360	360
実績量	338	343	339			

(単位 人／年)

地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護		常に介護が必要であり、自宅で生活することが困難な要介護認定者で地域密着型介護老人福祉施設に入所している方に対して、入浴、排泄、食事等の日常生活上の世話や機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行います。				
年度	27	28	29	30	31	32
計画量	360	360	360	360	360	360
実績量	358	357	359			

(単位 人／年)

看護小規模多機能型居宅介護	要介護認定者に対して、訪問看護及び小規模多機能型居宅介護を組み合わせ一体的に提供することにより、効果的かつ効率的となるサービスを行います。					
年度	27	28	29	30	31	32
計画量	300	600	900	564	840	912
実績量	0	0	33			

ウ) 住宅改修費

(単位 人／年)

住宅改修	要介護認定者が居宅で自立した生活を送ることができるように支援するため、必要となる住宅改修費の一部を支給します。					
年度	27	28	29	30	31	32
計画量	372	396	420	444	516	576
実績量	360	395	402			

エ) 居宅介護支援

(単位 人／年)

居宅介護支援	要介護認定者が居宅サービス等を適切に利用することができるよう、居宅介護支援事業者が本人の心身の状況や希望を踏まえて居宅サービス計画（ケアプラン）の作成業務や、サービスの実施状況の把握などの給付管理業務を行います。					
年度	27	28	29	30	31	32
計画量	36,612	37,824	39,252	41,088	43,356	46,056
実績量	36,749	39,084	40,154			

オ) 施設サービス

(単位 人／年)

介護老人福祉施設サービス	特別養護老人ホームに入所する要介護認定者に対して、入浴、排泄、食事等の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行います。					
年度	27	28	29	30	31	32
計画量	7,452	8,532	8,532	8,364	8,400	8,436
実績量	7,391	7,644	8,483			

(単位 人／年)

介護老人保健施設 サービス	介護老人保健施設に入所する要介護認定者に対して、介護及び機能訓練 その他必要な医療並びに日常生活の世話をを行います。					
年度	27	28	29	30	31	32
計画量	5,052	5,052	5,952	6,240	6,240	6,240
実績量	4,959	5,059	5,162			

(単位 人／年)

介護療養型医療施設 サービス	要介護認定者に対して、療養上の管理、看護、医学的管理のもとで介護 その他の世話及び機能訓練、その他必要な医療を行います。					
年度	27	28	29	30	31	32
計画量	576	576	576	372	372	216
実績量	359	363	399			

(単位 人／年)

介護医療院	要介護認定者に対して、長期療養のための医療と日常生活上の世話（介 護）を一体的に行います。					
年度	27	28	29	30	31	32
計画量	—	—	—	0	0	156
実績量	—	—	—			

③介護予防・生活支援サービス事業の見込み量について

要支援認定相当者及び事業対象者に対する介護予防を推進するため、実績と要支援相当者数及び事業対象者数の推計に基づいた事業見込み（計画）量を設定します。

(単位 人／年)

訪問型サービス (国基準型・サービスA)	ホームヘルパー等が要支援認定相当者宅を訪問し、介護予防を目的とし て、入浴、排せつ、食事等の支援その他の日常生活上の支援を行います。					
年度	27	28	29	30	31	32
計画量	—	—	6,746	12,870	13,205	13,601
実績量	—	—	7,058			

(単位 人／年)

通所型サービス (国基準型・サービスA)		要支援認定相当者がデイサービスセンターなどに通い、介護予防を目的として、入浴・排泄・食事等の支援を受けるとともに、レクリエーションや機能訓練を行います。				
年度	27	28	29	30	31	32
計画量	—	—	7,979	13,772	14,130	14,554
実績量	—	—	7,558			

(単位 人／年)

介護予防ケアマネジメント		要支援認定相当者及び事業対象者が介護予防・生活支援サービスを適正に利用できるよう、地域包括支援センターの職員が本人の心身の状況や希望を踏まえて、介護予防サービス支援計画（ケアプラン）の作成業務や、サービスの実施状況把握などの管理業務を行います。				
年度	27	28	29	30	31	32
計画量	—	—	6,346	11,751	11,981	12,442
実績量	—	—	6,399			

(2) 介護保険施設等の整備

平成30年度から32年度までの介護保険施設等の整備目標を算定します。

【施設・居住系サービスの整備目標】（高齢福祉介護課）

区分	項目	第6期計画実績	第7期計画整備目標			
		平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	
介護老人福祉施設	か所数	11か所	11か所	11か所	11か所	
	床数	790人	790人	790人	790人	
介護老人保健施設	か所数	6か所	6か所	6か所	6か所	
	床数	626人	626人	626人	626人	
介護療養型医療施設	か所数	1か所	1か所	1か所	1か所	
	床数	56人	56人	56人	60人	
介護専用型特定施設	か所数	1か所	1か所	1か所	1か所	
	床数	70人	70人	70人	70人	
介護専用型以外の特定施設	か所数	11か所	11か所	11か所	11か所	
	床数	557人	557人	557人	557人	

※平成30年度～32年度は、年度末か所数及び定員。29年度は、年度末見込み。

【地域密着型サービスの整備】（高齢福祉介護課）

要介護・要支援の認定を受けている方が、できる限り住み慣れた自宅又は地域で生活を継続できるようにするため、3つの日常生活圏域ごとに必要なサービスの整備を進めます。

区分	圏域	第6期計画実績	第7期計画整備目標			
		平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	—	0か所	1か所	1か所	1か所	
夜間対応型訪問介護	—	1か所	0か所	0か所	0か所	
地域密着型通所介護	第1生活圏域	7か所	—	—	—	
	第2生活圏域	21か所	—	—	—	
	第3生活圏域	13か所	—	—	—	
認知症対応型通所介護	第1生活圏域	1か所	—	—	—	
	第2生活圏域	0か所	—	—	—	
	第3生活圏域	0か所	—	—	—	
小規模多機能型居宅介護	第1生活圏域	1か所	1か所	1か所	1か所	
	第2生活圏域	4か所	4か所	4か所	4か所	
	第3生活圏域	3か所	3か所	3か所	3か所	
認知症対応型共同生活介護	第1生活圏域	3か所	3か所	3か所	3か所	
		54人	54人	54人	54人	
	第2生活圏域	4か所	4か所	5か所	5か所	
		72人	72人	90人	90人	
	第3生活圏域	4か所	4か所	4か所	4か所	
		63人	63人	63人	63人	
	定員数合計	189人	189人	207人	207人	
地域密着型特定施設入居者生活介護	第1生活圏域	1か所	1か所	1か所	1か所	
		29人	29人	29人	29人	
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	第3生活圏域	1か所	1か所	1か所	1か所	
		29人	29人	29人	29人	
看護小規模多機能型居宅介護	第1生活圏域	1か所	1か所	1か所	1か所	
	第2生活圏域	0か所	0か所	1か所	1か所	
	第3生活圏域	0か所	1か所	1か所	1か所	

※地域密着型通所介護及び認知症対応型通所介護については、指定事業所数を制限しないため第7期計画整備目標を設定しません。

※平成30年度～32年度は、年度末か所数及び定員。29年度は、年度末見込みを記載しています。

日常生活圏域

第1生活圏域	茅ヶ崎・元町・新栄町・本村・十間坂・萩園・平太夫新田・今宿・西久保・円蔵・矢畑・浜之郷・下町屋
第2生活圏域	中島・松尾・柳島・柳島海岸・浜見平・南湖・共恵・中海岸・幸町・若松町・東海岸北・東海岸南・旭が丘・平和町・菱沼海岸・白浜町・浜須賀・松が丘・出口町・ひばりが丘・美住町・常盤町・富士見町・緑が浜・汐見台・浜竹・松浪
第3生活圏域	行谷・芹沢・堤・下寺尾・香川・みずき・甘沼・松風台・鶴が台・赤羽根・高田・室田・松林・菱沼・小和田・赤松町・本宿町・代官町・小桜町

【居宅介護支援事業者の指定事務】（高齢福祉介護課）

平成30年4月から、居宅介護支援事業者の指定事務を行います。

【ケアセンター管理事業】（高齢福祉介護課）

介護を必要とする在宅の高齢者及びその家族の福祉の向上を図るため、ケアセンターを3か所開設し、指定管理者制度のもとデイサービス事業を行います。

（3）給付の適正化と人材育成

介護保険では、サービスを利用するために要介護等の認定を受け、居宅サービス計画等を作成するという手順があります。これらが適正に行われることがサービス利用の前提となります。介護保険給付が適正に行われるよう、要介護等の認定や居宅サービス計画の点検を実施します。

また、介護予防・日常生活支援総合事業に新たに従事する方のための研修を実施します。

事業名	事業内容	評価の指標
要介護認定調査の適正化の推進 （高齢福祉介護課）	委託事業所等の認定調査員が、国の調査基準に沿った適正な要介護認定調査を実施できるよう、神奈川県主催の研修の受講調整を行います。 また、市主催による実務に即した研修会を実施するとともに、委託した認定調査票の提出の際にも適切な助言及び指導を積極的に行います。	神奈川県または茅ヶ崎市主催の研修会受講者数：各年度100人 （28年度実績 89人）

事業名	事業内容	評価の指標
給付適正化の推進 (高齢福祉介護課)	居宅介護支援事業所のケアプラン点検や住宅改修等の点検、給付情報に基づく医療情報との突合・縦覧点検を実施し、介護給付の適正化を図ります。	ケアプランの点検件数： 各年度15件 (28年度実績 18件)
介護保険事業者に対する人材育成 (高齢福祉介護課)	介護支援専門員をはじめとする介護保険事業者の質を向上させるために、介護予防・重度化防止等の取組に関する研修会を開催します。	研修会等の開催回数： 各年度2回 (28年度実績 2回)
介護予防・日常生活支援総合事業サービスA担い手研修の実施 (高齢福祉介護課)	介護予防・日常生活支援総合事業サービスAに従事する者に必要な基礎知識の理解及び支援技術を習得するために研修を実施します。	研修の開催回数： 各年度2回 (28年度実績 1回)
指定居宅介護支援事業者の指導・監督等 (高齢福祉介護課)	居宅介護支援事業者が質の高い運営を行うよう集団指導、実地指導及びケアプラン点検等を行います。また、必要に応じて監査を行います。	集団指導・実地指導の回数： 各年度3回 ケアプランの点検件数： 各年度15件 (28年度実績 18件) (「給付適正化の推進」と併せて実施)
指定地域密着型介護（予防）サービス事業者等及び介護予防・生活支援サービス事業者の指導・監督等 (高齢福祉介護課)	指定地域密着型介護サービス事業者及び介護予防・生活支援サービス事業者の適正なサービスの確保と質の向上を図るため、人員、設備及び運営に関する基準について、集団指導を通して制度の周知を徹底していきます。また、実地指導や利用者等から寄せられた意見等を踏まえ、必要に応じて監査を行います。	集団指導・実地指導の回数：各年度10回 (28年度実績 11回)

(4) 介護保険事業者への支援

改正の多い介護保険制度では、その内容を適時に事業者へ伝えることが重要です。介護保険に関する最新情報等に関して、随時ホームページに掲載するとともに、特に事業者に対して直接伝える必要があるものについて、茅ヶ崎介護サービス事業者連絡協議会の定例会等の機会を利用して情報を提供します。

【事業者支援のための情報提供】（高齢福祉介護課）

介護保険に関する最新情報等に関して、随時ホームページに掲載するとともに、茅ヶ崎介護サービス事業者連絡協議会の定例会等を利用して情報提供します。

特に介護人材の確保及び定着に資する情報については、積極的な情報収集を行い、幅広い提供に努めます。

【事故報告の徹底と再発防止のための指導】（高齢福祉介護課）

介護サービスの提供により発生した事故に関しては、随時報告させ、再発防止に関する取組状況をチェックし、不適切な場合は指導します。

(5) 制度周知のための取組

身近に介護を必要とする人がいないと理解が進まないのが介護保険です。被保険者の方々に制度の理解を深めてもらうため、介護保険制度を紹介したパンフレットを作成します。また、文化生涯学習課の市民まなび講座に事業を登録し、講師として職員を派遣し市民の皆さまへの制度の周知を進めます。

加えて、介護に関する悩みや不安の軽減のために、介護保険制度や介護サービス利用に関する情報を提供します。また、介護サービスに関する苦情に対して、地域包括支援センターや介護保険事業者、神奈川県国民健康保険団体連合会との連携をとりながら、解決を目指します。

【介護保険制度周知のためのパンフレット作成】（高齢福祉介護課）

被保険者の方々に制度の理解を深めてもらうため、介護保険制度を紹介したパンフレットを作成します。

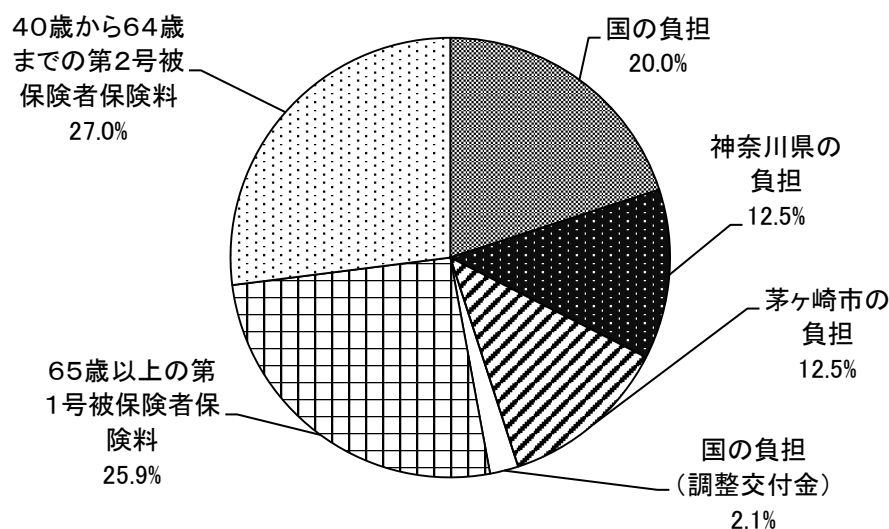
【苦情相談に関する事務（苦情相談窓口）】（高齢福祉介護課）

介護サービスに関する苦情に対して、地域包括支援センターや介護保険事業者、神奈川県国民健康保険団体連合会と連携をとりながら、解決を目指します。

(6) 保険給付費等と介護保険料

介護保険給付の見込み量は、この章に記載のとおりですが、要支援、要介護の認定者数、介護保険の利用の実績などを基に推計しています。保険給付は、介護保険サービスの利用にあたり、介護保険事業者からの請求に基づいて給付費として介護サービスの対価として支払われます。保険給付費の財源は、保険料が50%（65歳以上の第1号被保険者が市へ納める保険料及び40歳以上65歳未満の第2号被保険者の方が加入する医療保険へ納める保険料）、国、神奈川県、茅ヶ崎市の負担が50%という割合を基本としています。この割合は、法令により定められています。これを図に表わすと、次のとおりとなります。

図31 介護（予防）給付費の財源構成（平成30年度～32年度）



(注) 施設サービスの場合、国の負担は15.0%、神奈川県の負担は17.5%です。

調整交付金は、その総額を各市町村の保険給付費の総額の5.0%に相当する額とし、第1号被保険者の年齢各級別の分布の状況、所得の分布の状況を考慮して決定されます。茅ヶ崎市では、過去の交付金の交付状況から、その交付割合を2.1%と見込みました。5.0%との差の部分は、第1号被保険者の保険料を充てます。

介護が必要となる高齢者を広く社会全体で支えることを基本として介護保険制度が成り立っており、市では納入された保険料を介護保険の給付費支払いに充てます。なお、65歳以上の第1号被保険者の介護保険料は、第1号被保険者とその方の属する世帯の市町村民税の課税状況により設定された所得段階区分に応じてご負担いただいています。

《第1号被保険者保険料の算出方法》

- ① 標準給付見込額と地域支援事業費から、第1号被保険者負担分を算出します。
- ② 調整交付金交付見込額、準備基金取崩額を差し引き、保険料収納必要額を算出します。
- ③ 保険料収納必要額を予定保険料収納率で割り、さらに所得段階を考慮して補正した被保険者数で割り、最後に12で割り10円未満の端数を調整して保険料基準月額を算出します。
- ④ ③の月額に12をかけて、年額を算出します。

第1号被保険者保険料の見込み

		(単位 百万円)			
		平成30年度	平成31年度	平成32年度	合計
標準給付見込額	居宅サービス給付費 A	5,674	6,121	6,639	18,433
	地域密着型サービス給付費 B	2,120	2,339	2,460	6,918
	住宅改修給付費 C	33	39	44	116
	居宅介護支援給付費 D	622	658	700	1,981
	施設サービス給付費 E	4,011	4,023	4,032	12,067
	介護予防サービス給付費 F	500	532	574	1,606
	地域密着型介護予防サービス給付費 G	1	1	1	4
	介護予防住宅改修給付費 H	30	36	40	106
	介護予防支援給付費 I	128	132	136	396
	総給付費① $J=A+B+C+D+E+F+G+H+I$	13,121	13,881	14,627	41,629
	一定以上所得者の利用者負担割合の見直しに伴う影響額 K	12	21	22	
	消費税率等の見直しを勘案した影響額 L		167	351	
	総給付費② $M=J-K+L$	13,108	14,027	14,956	42,091
	特定入所者介護サービス費給付額 N	294	312	322	928
地域支援事業	高額介護サービス費給付額 O1	278	295	305	878
	高額医療合算介護サービス費給付額 O2	40	42	44	126
	審査支払手数料 P	11	12	13	36
	標準給付費の見込額 $Q=M+N+O1+O2+P$	13,730	14,689	15,640	44,060
地域支援事業	包括的支援事業費(地域包括支援センター分)+任意事業費 R1	290	306	322	918
	包括的支援事業費(その他分) R2	104	104	104	311
	介護予防・日常生活支援総合事業費 S	567	598	628	1,792
	地域支援事業費 $T=R1+R2+S$	961	1,008	1,054	3,021
第1号被保険者保険料	標準給付費に対する第1号被保険者保険料負担分相当額及び調整交付金合計相当額 $U=Q \times 28\%$	3,873	4,143	4,411	12,426
	地域支援事業の第1号被保険者保険料負担分相当額 $V=(R1+R2) \times 23\%+S \times 28\%$	221	232	242	694
	調整交付金の交付見込額 $W=(Q+S) \times W1$	300	321	342	963
	調整交付金の交付見込割合 W1	2.1%	2.1%	2.1%	
	準備基金取崩額 X				700
	保険料収納必要額 $Y=U+V-W-X$				11,458
	予定保険料収納率 a	98.8%			
	所得段階別加入者割合補正後被保険者数 b	65,458	66,143	66,706	198,307
		(単位 円)			
保険料額(月額) $c=Y \div a \div b \div 12$					4,880
保険料額(年額) $d=c \times 12$					58,560

※端数処理(四捨五入)のため、合計と内訳が一致しない場合があります。

第7章 進行管理

7-1 計画の推進体制

計画を推進するためには、行政、市民（高齢者）、市民活動団体（NPO）、事業者等の適切な役割分担と相互の連携による取組が必要です。それぞれがその立場に合わせて、それぞれの責任を果たしていくことで、高齢者ができるだけ健康で、自らの能力を最大限に発揮し、生きがいを持ちつつ生活への意欲を高めていくことのできる地域づくりは実現されます。

高齢者を取り巻く地域・各種団体が高齢者を支える一方で、高齢者には、豊富な知識や技術によって、「まちづくり」を豊かに進めるための担い手としての活躍が期待されています。

行政はそれぞれの活動を支援するとともに、連携を強化することで、高齢者の暮らしを支援します。

なお、本市では、高齢者福祉や介護保険事業に対する幅広い意見を聴くため、公募市民、学識経験者、サービス事業者、医師会、歯科医師会、行政関係機関の代表者等で構成される「茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進委員会」を設置し、計画の進捗状況や取組、計画を推進する上での課題等について審議していきます。

また、庁内においては、関係課の課長級職員で構成される「茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画連絡調整会議」を設置し、全庁的にこの計画が推進されるよう、進捗状況や課題、取組方針等について協議していきます。



7-2 計画の進行管理

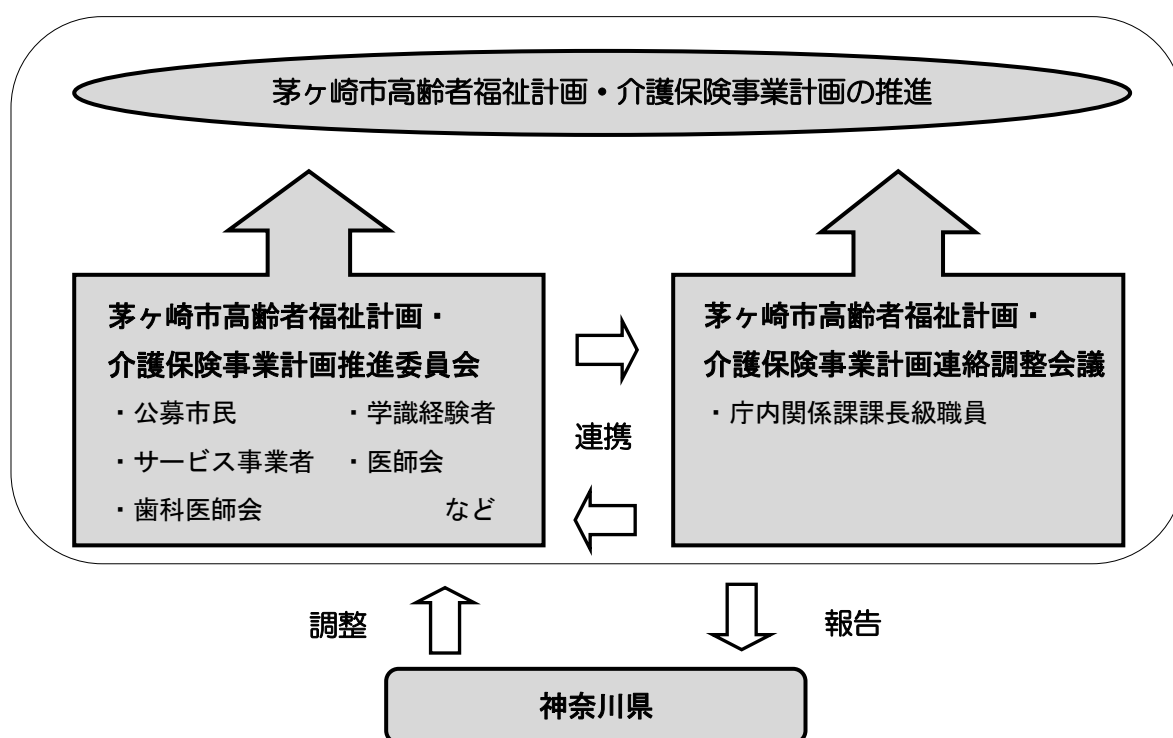
(1) 個別事業の進行管理

個別事業については、第7期茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の計画期間である平成30年度から32年度までの3年間の目標を設定しています。

年度ごとに進捗状況を管理し、その結果を茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画連絡調整会議において協議します。

また、茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進委員会に報告し、意見を聴取するとともに、ホームページ等で公表します。

図32 計画の進行管理図



(2) 計画全体の評価

関係各課が個別事業を適正に実施し、茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進委員会や茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画連絡調整会議によって全ての事業を横断的に進行管理することにより、基本方針に基づく推進と、計画の実現に向けた取組が確認されます。

本市では、3年に一度、無作為抽出の一般高齢者及び要支援・要介護認定者に対してアンケート調査を実施し、本市の高齢者福祉施策や介護保険事業に対する周知度や満足度を調査します。

調査結果を分析することで、各基本方針に対する課題を抽出し、計画全体の評価を行い、次期計画へとつなげていきます。

(3) 高齢者の自立支援・重度化防止等の取組に関する市町村向け評価指標について

平成29年6月に公布された「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」により、介護保険法第117条第2項に「被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付等に要する費用の適正化に関し、市町村が取り組むべき施策に関する事項」が新たに設けられました。

また、介護保険法第122条の3において、国は、市町村による自立支援・重度化防止等の取組を支援し一層推進するため、市町村に対し、予算の範囲内において、保険者機能強化推進交付金を交付することとされました。

交付金を交付するにあたり、国は、平成30年2月28日付厚生労働省老健局介護保険計画課事務連絡「平成30年度における保険者機能強化推進交付金（市町村分）について」の中で、保険者に対し、次の3つの分野・61項目の評価指標を提示しています。

- I P D C Aサイクルの活用による保険者機能の強化に向けた体制等の構築
- II 自立支援、重度化防止等に資する施策の推進
- III 介護保険運営の安定化に資する施策の推進

本市は、国が提示した評価指標の趣旨を踏まえ、本計画に達成目標を位置付けた事業について、適切に進行管理を行っていきます。

資料編

1. 茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進委員会

1-1 茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進委員会規則

平成16年3月26日

規則第21号

(趣旨)

第1条 この規則は、茅ヶ崎市附属機関設置条例(平成10年茅ヶ崎市条例第44号)に基づき設置された茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進委員会(以下「委員会」という。)の所掌事項、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(平20規則11・平21規則23・一部改正)

(所掌事項)

第2条 委員会は、茅ヶ崎市高齢者福祉計画及び茅ヶ崎市介護保険事業計画の策定及び変更並びにこれらの計画に基づく事業の推進に関する事項につき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は建議するものとする。

(平20規則11・平21規則23・平28規則38・一部改正)

(委員)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 茅ヶ崎市の介護保険の被保険者
- (2) 市の区域内の公共的団体等の代表者
- (3) 高齢福祉に関する活動を行う団体の代表者
- (4) 市の区域内の介護サービス事業者
- (5) 学識経験を有する者

2 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(平18規則13・平21規則23・平29規則8・一部改正)

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第6条 委員会は、その任務を行うため必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉部高齢福祉介護課において処理する。

(平19規則5・平29規則8・一部改正)

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日の前日において現に茅ヶ崎市高齢者保健福祉計画推進委員会の委員であった者は、第3条第1項に規定する委員の区分にかかわらず、この規則による委員とする。この場合において、当該委員の任期は、同条第2項本文の規定にかかわらず、平成18年2月26日までとする。

附 則(平成18年規則第13号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年規則第5号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年規則第11号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年規則第23号)

- 1 この規則は、平成21年9月1日から施行する。
- 2 茅ヶ崎市介護保険運営協議会規則(平成12年茅ヶ崎市規則第18号)は、廃止する。

附 則(平成28年規則第38号)

この規則は、平成28年7月1日から施行する。

附 則(平成29年規則第8号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

1-2 茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進委員会名簿

※◎：委員長、○：副委員長

区分	氏名	任期
市民	田中 久夫	平成24年10月11日～平成27年11月10日
	今野 かほる	平成24年10月11日～平成27年11月10日
	加納 洋子	平成27年11月11日～
	木村 辰郎	平成27年11月11日～
公共の団体等代表者	三上 秀明	平成25年8月22日～平成29年7月27日
	大木 教久	平成29年7月28日～
	外池 仁	平成24年10月11日～平成27年11月10日
	西 耕一	平成27年11月11日～平成29年7月27日
	下里 隆史	平成29年7月28日～
	寺田 洋	平成24年10月11日～
	篠原 徳守	平成24年10月11日～
	青木 三郎	平成26年5月29日～平成28年5月24日
	杳澤 幸子	平成28年5月25日～平成29年5月29日
	鈴木 健司	平成29年5月30日～
	小谷 勲	平成26年5月29日～平成27年11月10日
	齋藤 直樹	平成27年11月11日～平成28年5月24日
	鈴鹿 隆司	平成28年5月25日～平成29年5月29日
	坂井 修一	平成29年5月30日～
学識経験者	鈴木 忠義	平成24年10月11日～平成27年11月10日
	◎大崎 逸朗	平成27年11月11日～
高齢者福祉団体代表者	柏崎 周一	平成25年5月23日～
	武見 正利	平成24年10月11日～平成28年5月24日
	中戸川 正	平成28年5月25日～
	高田 麗	平成27年3月19日～平成27年11月10日
	福岡 祐子	平成27年11月11日～
介護サービス事業者	米山 康之	平成24年10月11日～
関係行政機関職員	村越 重芳	平成24年10月11日～平成27年11月10日
	○水島 修一	平成27年11月11日～
	橋本 久美子	平成25年5月23日～平成28年5月24日
	山田 典子	平成28年5月25日～平成29年3月31日

1-3 茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進委員会の審議会等の経過

《平成28年度》

回	開催日	検討事項等
第1回	平成28年5月25日	●平成28年度高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進委員会のスケジュールについて ●地域密着型サービスの条例改正に係るパブリックコメントの実施について ●平成27年度要介護認定状況、介護給付費の推移について
第2回	平成28年7月27日	●総合事業パブリックコメントの実施について
第3回	平成28年9月28日	●第7期茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画に係る意向調査（案）について ●介護予防・日常生活支援総合事業に向けて整備する基準に係るパブリックコメントのとりまとめについて ●指定地域密着型サービスの条例改正に係るパブリックコメントのとりまとめについて
第4回	平成28年11月16日	●第6期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の平成27年度事業評価について ●第6期茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画における地域密着型サービスの整備について ●第7期茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画に係る意向調査の実施について
第5回	平成29年1月24日	●第7期茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画に係る意向調査の進捗について
第6回	平成29年3月21日	●第6期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の評価について ●第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定に係る意向調査の結果報告等について ●介護予防・日常生活支援総合事業に係る指定第1号事業所指定について

《平成29年度》

回	開催日	検討事項等
第1回	平成29年5月30日	●平成29年度高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進委員会のスケジュールについて ●第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の基本方針及び課題について
第2回	平成29年7月28日	●第6期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の評価及び第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画への事業の位置づけ並びに課題について ●平成28年度要介護認定状況、介護給付費の推移について
第3回	平成29年10月4日	●第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画について
第4回	平成30年1月30日	●第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画について

2. 茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画連絡調整会議

2-1 茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画連絡調整会議要綱

(設置)

第1条 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8に基づく「市町村老人福祉計画」、及び介護保険法（平成9年法律第123号）第117条第1項に基づく「介護保険事業計画」を一体のものとして茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（以下「計画」という。）を策定し、及び変更し、並びに当該計画に基づく施策を推進するに当たり、関係各課が連携して、福祉、保健、まちづくりその他の高齢者福祉の推進にかかわる施策との調整を図るため茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画連絡調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 調整会議は、「高齢者福祉計画」及び「介護保険事業計画」の策定、変更、及び推進にかかわる諸施策の総合的調整をはかる。

(組織)

第3条 調整会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、福祉部長をもって充て、副会長は、高齢福祉介護課長及び介護保険担当課長をもって充てる。
- 3 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(会長及び副会長)

第4条 会長は、調整会議の会務を総理し、調整会議を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 調整会議の会議は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

(意見の聴取等)

第6条 調整会議は、必要があると認めるときは、会議に関係職員の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 調整会議の庶務は、福祉部高齢福祉介護課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項は、会長が調整会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成22年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

市民自治推進課長 長寿社会推進担当課長 防災対策課長 安全対策課長 市民相談課長 雇用労働課長 文化生涯学習課長 スポーツ推進課長 福祉政策課長 障害福祉課長 都市政策課長 建築指導課長 公園緑地課長 建築課長 地域保健課長 健康増進課長

2-2 茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画連絡調整会議の審議会等の経過

《平成28年度》

回	開催日	検討事項等
第1回	平成28年10月6日	●第7期茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画に係る意向調査（案）について ●第6期茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の進行管理（評価）について
第2回	平成29年3月13日	●第6期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の評価について ●第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定に係る意向調査の結果報告等について ●茅ヶ崎市介護予防・日常生活支援総合事業について

《平成29年度》

回	開催日	検討事項等
第1回	平成29年7月18日	●第6期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の評価及び第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画への事業の位置づけ並びに課題について
第2回	平成29年9月26日	●第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画について
第3回	平成30年1月25日	●第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画について

3. パブリックコメントの実施結果

「第7期茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画平成30年度～平成32年度（素案）」についてのパブリックコメント実施結果

－ご協力ありがとうございました。－

1 募集期間 平成29年11月24日（金）～ 平成29年12月26日（火）

2 意見の件数 17件

3 意見提出者数 2人

4 内容別の意見件数

	項 目	件数
1	全般に関する意見	3件
2	第6章「基本方針1 高齢者の多様な生きがいの支援」に関する意見	1件
3	第6章「基本方針2 高齢者の健康づくりと介護予防の充実」に関する意見	1件
4	第6章「基本方針3 高齢者が安心して暮らせるまちづくり」に関する意見	1件
5	第6章「基本方針4 地域における高齢者の支援体制づくり」に関する意見	2件
6	第6章「基本方針6 介護保険サービス及び介護予防・生活支援サービス事業の充実」に関する意見	3件
7	パブリックコメントに関する意見	4件
8	その他の意見	2件
合計		17件

修正を加えた項目はありません。

茅ヶ崎市福祉部高齢福祉介護課生きがい創出担当
電 話：0467-82-1111（内線2122～3）
e-mail: koureikaigo @city.chigasaki.kanagawa.jp

4. 用語の解説

あ

アウトカム指標

成果（outcome）という意味の英語で、施策、事業の実施による本質的な成果を測る指標。

アウトプット指標

公共サービスなどの産出量（output）という意味の英語で、事業の具体的な活動量や活動実績を測る指標。

一般高齢者

65 歳以上の高齢者で、介護保険の要介護等の認定を受けていない人のこと。

インフォーマルサービス

公的機関や専門職による制度に基づくサービスや支援（フォーマルサービス）以外の支援のこと。具体的には、家族、近隣、友人、民生委員・児童委員、ボランティア、非営利団体（NPO）などの制度に基づかない援助などが挙げられる。

か

介護給付

介護保険の保険給付のうち、「要介護 1～5」に認定された被保険者への給付のこと。居宅での利用に対する給付、施設の利用に対する給付、地域密着型サービスの利用に対する給付に区分にされる。

介護予防事業

介護予防は、介護保険制度に取り入れられた概念で、高齢者が要支援・要介護状態にならないようにしようとする。それを実践するものを介護予防事業という。

介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防訪問介護、介護予防通所介護を地域支援事業に移行し、要支援者等に対して必要な支援を行う介護予防・生活支援サービス事業と 65 歳以上の高齢者に対して運動教室等の介護予防を行う一般介護予防事業からなる。

市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制作りを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援を可能とすることを目指す。

介護療養型医療施設

介護老人福祉施設、介護老人保健施設と比べて、医療面での手当てに重点を置いた入所施設のこと。病院内に併設される。介護老人保健施設等への転換を進め、平成 24 年 3 月 31 日までに廃止することが決まっていたが、廃止の時期が平成 29 年度末まで 6 年間延長された。その後も、増大する医療の必要性の高い中・重度要介護者の看取りやターミナルケアの機能を担う施設として存続が検討され、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」で「介護医療院」の創設が明記されるとともに、現行の介護療養型医療施設の経過措置期間が更に 6 年間延長されることとなった。

介護老人福祉施設

常時介護を必要とする要介護認定者が入所し、介護を受けながら日常生活を送る施設のこと。老人福祉法では特別養護老人ホームというが、介護保険法では介護老人福祉施設という。

介護老人保健施設

病院での治療が終了した要介護認定者が入所し、在宅生活への復帰を目指して機能訓練や看護、介護を受けながら生活する施設のこと。

協働

市、市民活動を行うもの、市民及び事業者が共通する目的の実現に向けて、それぞれの果たすべき役割と責任を理解し、互いの特性を生かして協力し行動することをいう。

緊急通報装置

急病等の緊急事態が起こった際に、ボタンを押すとコールセンターへ通報できる装置のこと。

ケア

介護や看護などの世話のこと。

ケアプラン

要介護等の認定を受けた人を対象として、心身状況やおかれている環境、本人や家族の希望を取り入れながら、利用しようとする介護保険のサービスの種類や内容、担当者その他厚生労働省令で定める事項を定めた計画書のこと。

ケアマネジメント

要介護者とその家族等の希望に応じて、保健、医療、福祉の各サービスを組み合わせ、適切な身体的・精神的・社会的なケアプランを作成し、継続的に援助すること。

健康診査

高齢者の医療の確保に関する法律による保健事業の一つ。自治体が地域住民の健康状況を調査し、疾病予防や生活習慣病の早期発見のために保健指導に役立てるために行う検査のこと。

健康診断

診察及び各種の検査で健康状態を評価し、健康の維持や疾病予防・早期発見に役立てるものの総称。特に、行政が法律にしたがって実施する健康診査と区別できる。特定の疾病の発見を目的としたものは、検診と呼ばれている。

後期高齢者

高齢者のうち 75 歳以上の人のこと。

高齢化率

総人口に占める高齢者人口の割合。一般に、この割合が 7%を超えると高齢化社会、14%を超えると高齢社会、21%を超えると超高齢社会と呼んでいる。

国勢調査

我が国に住んでいるすべての人と世帯を対象とする国の最も重要な統計調査のこと。

コグニサイズ

認知症予防のために運動と認知機能の両方を同時に行う運動プログラムのこと。

コミュニティバス

既存の乗り合い交通が対応できない地域の手段として、地域住民の移動手段を確保するために運行するバス。

さ

サービス付き高齢者向け住宅

高齢者の単身世帯、高齢者の夫婦のみの世帯の人が生活できる賃貸借等の住まいのこと。平成 23 年に高齢者の居住の安定確保に関する法律の改正により生まれた形態。都道府県に登録し、その基準として、バリアフリー構造であること、床面積が 25 ㎡以上であること、少なくとも安否確認、生活支援サービスを提供することなどがある。

住民基本台帳

氏名、生年月日、性別、住所などが記載された住民票を編成したもの。

生活習慣病

食事、運動、喫煙、飲酒などの毎日の生活習慣の積み重ねによって引き起こされる病気のこと。糖尿病、脳卒中、心臓病、高血圧、肥満などがある。

成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害などによって物事を判断する能力が十分でない方について、本人の権利を守る援助者（「成年後見人」等）を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度のこと。

前期高齢者

65 歳から 74 歳までの高齢者のこと。

た

ターミナルケア

終末（期）の医療や看護のこと。最近では医療だけではなく、「看取り」のケアとして介護の領域でも積極的に取り上げられるようになった。

団塊の世代

第 1 次ベビーブーム世代、昭和 22 年から昭和 24 年までに生まれた世代をいう。

地域ケア会議

高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法のこと。

地域支援事業

介護予防と介護予防のケアマネジメントが中心となる介護保険制度の中の一事業。平成 18 年度からの介護保険制度の改正の時に導入された。

地域福祉計画

社会福祉法の規定に基づいて策定される計画。市町村で策定する計画には、福祉サービスの適切な利用の推進、社会福祉事業の健全な発達、住民参加の促進の 3 点を盛り込むように規定されている。

地域包括支援センター

市町村が設置主体となり、保健師等・社会福祉士・主任介護支援専門員を配置して、3 職種のチームアプローチにより、住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする機関のこと。

地域密着型サービス

認知症やひとり暮らしの高齢者が可能な限り住み慣れた地域で生活できるよう、平成 18 年 4 月に創設された予防給付及び介護給付サービス。茅ヶ崎市が事業者を指定し、利用者は茅ヶ崎市民に限定される。

地区ボランティアセンター

日常生活の困り事などを気軽に持ち込める、住民同士の身近な相談窓口。草取り、ゴミ出し、掃除など日常生活の「ちょっとした困り事」に同じ地域に住むボランティアが対応している。

な

ネットワーク化

網の目のように結びつなぐこと。サービスの提供に関して、その機関同士の情報交換を促し、情報の共有化を通じて協力、連携体制を作り上げていくことを表す。

は

バリアフリー

高齢者や障害者の行動を妨げる物理的な障壁がないこと。車いすが通ることができる通路幅を確保したり、段差の解消、手すりの設置、点字案内板の設置などが該当する。

PDCAサイクル

事業活動における管理業務を円滑に進める手法の一つ。PDCAは、サイクルを構成する頭文字をつなげたもので、Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価・点検）→Action（改善・見直し）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善するという考え方。

被保険者

介護保険のサービスを受ける者のこと。

保険者

介護保険事業の運営主体のこと。茅ヶ崎市の介護保険事業の運営主体は茅ヶ崎市。

ま

マネジメント

管理、支援すること。

養護者

高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外のもの。養護者は在宅で高齢者の介護等をする家族、親族、同居人をいう。

予防給付

介護保険の保険給付のうち、「要支援１～２」に認定された被保険者への給付のこと。居宅での利用に対する給付、地域密着型サービスの利用に対する給付に区分される。

5. 事業の一覧

基本方針1 高齢者の多様な生きがいがづくりの支援

(1) 高齢者の社会参加の促進と地域活動の支援

事業	担当	掲載頁
セカンドライフのプラットフォーム (高齢期における社会参加の仕組みづくり)	企画経営課	59
中高年齢者就業支援事業	雇用労働課	60
まなび人材事業	文化生涯学習課	60
住区基幹型公園等整備事業	公園緑地課	60
ちがさき丸ごとふるさと発見博物館事業	社会教育課	60
高齢者が活躍する事業	公民館	60
(仮) 高齢者の活動支援事業	高齢福祉介護課	61
地域における多様な居場所づくりへの取組支援	市民自治推進課、 福祉政策課、高齢 福祉介護課	61
自治会及びまちぢから協議会等地域活動への 参画促進支援	市民自治推進課	61
長寿社会における共助のきっかけづくり	企画経営課	61

(2) 趣味、レクリエーション、生きがいがづくりの支援

事業	担当	掲載頁
老人クラブ等助成事業	高齢福祉介護課	61
老人憩の家の管理・運営	高齢福祉介護課	61
老人福祉センターの管理・運営	高齢福祉介護課	62
生きがいと健康づくり推進事業	高齢福祉介護課	62
生きがいふれあいバス運行事業	高齢福祉介護課	62
多様な主体による高齢者の外出の機会の提供事業 (高齢者のための優待サービス事業)	高齢福祉介護課	62
敬老祝金贈呈事業	高齢福祉介護課	62

(3) 生涯学習の促進

事業	担当	掲載頁
高齢者の学びの機会創出事業	高齢福祉介護課	63
パソコン体験コーナー運営管理	文化生涯学習課	63
映画会の開催	図書館	63
大活字資料の提供	図書館	63
各種講座の開催	公民館	63
高齢者読書支援事業	図書館	64

(4) 世代間交流の促進

事業	担当	掲載頁
ファミリーサポートセンター事業	子育て支援課	64
世代間交流を推進する事業	保育課	64
公民館まつり等の開催	公民館	64

(5) 就労支援の充実

事業	担当	掲載頁
シルバー人材センター運営費補助事業	高齢福祉介護課	65
セカンドライフのプラットフォーム (高齢期における社会参加の仕組みづくり)(再掲)	企画経営課	65
中高年齢者就業支援事業(再掲)	雇用労働課	65

基本方針２ 高齢者の健康づくりと介護予防の充実

（１）健康づくり、健康増進

事業	担当	掲載頁
フレイルチェック事業	高齢福祉介護課	66
介護予防講演会	高齢福祉介護課	67
各種体育大会等の開催	スポーツ推進課	67
総合型地域スポーツクラブの育成	スポーツ推進課	67
体力テストの開催	スポーツ推進課	67
歯科保健事業	健康増進課	67
健康診査事業	健康増進課	67
高齢者インフルエンザ予防接種事業	健康増進課	68
高齢者肺炎球菌ワクチン接種事業	健康増進課	68
栄養改善事業	健康増進課	68
短期集中通所型サービス	高齢福祉介護課	68
短期集中通所型サービスフォロー事業	高齢福祉介護課	68
短期集中訪問型サービス	高齢福祉介護課	68

（２）介護予防のための効果的な取組の支援及び介護予防に対する意識の啓発

事業	担当	掲載頁
介護予防・健康づくり事業（60歳からのフィットネス教室）	高齢福祉介護課	69
脳の健康教室	高齢福祉介護課	69
介護予防講演会（再掲）	高齢福祉介護課	69
転倒予防教室	高齢福祉介護課	69
歌体操教室ねぼし（寝防止）	高齢福祉介護課	69
地区組織活動支援事業	高齢福祉介護課	70
短期集中通所型サービス（再掲）	高齢福祉介護課	70
短期集中通所型サービスフォロー事業（再掲）	高齢福祉介護課	70
短期集中訪問型サービス（再掲）	高齢福祉介護課	70
地域リハビリテーション活動支援事業	高齢福祉介護課	70
健康維持支援事業	高齢福祉介護課	70
介護予防・生活支援サービス事業 （介護予防・日常生活支援総合事業）	高齢福祉介護課	71
介護予防従事者及び高齢者支援リーダー等研修事業	高齢福祉介護課	71
介護保険認定非該当高齢者への支援事業	高齢福祉介護課	71
（仮）高齢者の活動支援事業（再掲）	高齢福祉介護課	71

(3) 生活支援サービスの充実・強化

事業	担当	掲載頁
介護用品支給サービス事業（紙おむつ等の支給）	高齢福祉介護課	71
緊急通報装置貸与事業	高齢福祉介護課	72
寝具類等洗濯乾燥消毒サービス事業（寝具乾燥・丸洗い）	高齢福祉介護課	72
安心まごころ収集	環境事業センター	72
生活支援体制整備事業	高齢福祉介護課	72
在日外国人高齢者・障害者等福祉給付金支給事業	高齢福祉介護課	72

基本方針3 高齢者が安心して暮らせるまちづくり

(1) 高齢社会に対応した住環境づくり

事業	担当	掲載頁
自転車駐車場施設整備事業	安全対策課	73
商店街の魅力とにぎわいの創出事業	産業振興課	73
バリアフリー基本構想の推進	都市政策課	74
住環境整備事業の調査・研究	都市政策課	74
ちがさき自転車プラン推進事業	都市政策課	74
JR茅ヶ崎駅ホームの拡幅要請	都市政策課	74
コミュニティバス運行事業	都市政策課	74
茅ヶ崎市乗合交通整備計画推進事業	都市政策課	75
住み慣れた地域内での良好な住宅の整備促進	企画経営課	75
JR相模線北茅ヶ崎駅整備事業	都市政策課	75
「神奈川みんなのバリアフリーまちづくり条例」 に基づく施設整備の推進	建築指導課	75
バリアフリー化や福祉のまちづくりを推進	建築指導課	75

(2) 安心・安全なまちづくり

事業	担当	掲載頁
地域防犯活動推進事業	安全対策課	76
犯罪の未然防止	安全対策課	76
交通安全に関する啓発活動の推進	安全対策課	76
シルバーセーフティドライビングスクール	安全対策課	77
歩道段差改良工事事業	道路管理課	77
狭あい道路及び生活道路整備事業	道路管理課	77
道路改良事業・街路事業・歩道設置事業	道路建設課	77
自転車教室の開催	安全対策課	77
相談業務事業	市民相談課	77
消費者啓発事業	市民相談課	78
消費生活相談事業	市民相談課	78

(3) 災害に強いまちづくり

事業	担当	掲載頁
災害時に支援が必要な方の情報の一元化 (避難行動要支援者名簿)	障害福祉課、 高齢福祉介護課	78
高齢者及び支援者に対する防災知識の普及・啓発	防災対策課	78
災害情報の伝達体制の充実	防災対策課	78
地域で助け合える体制の充実	防災対策課	79
高齢者に配慮した避難所運営体制の整備	防災対策課	79
高齢者に配慮した生活必需物資等の確保	防災対策課	79
耐震改修促進計画事業	建築指導課	79
地域におけるネットワークづくりの支援	高齢福祉介護課	80
災害時における継続的な介護サービス提供のあり方の検討	高齢福祉介護課	80
高齢者のための福祉避難所の確保	防災対策課、障害 福祉課、高齢福祉 介護課	80
避難行動要支援者支援制度の周知	防災対策課、障害 福祉課、高齢福祉 介護課	80
都市防災推進事業	都市政策課	80

(4) 高齢者の住まいの確保

事業	担当	掲載頁
高齢者住宅生活援助員派遣事業	高齢福祉介護課	80
高齢者等居住支援事業	高齢福祉介護課	81
市営住宅の整備(借上型市営住宅)	建築課	81
高齢者福祉団体負担金・補助金事業	高齢福祉介護課	81
養護老人ホームへの入所措置	高齢福祉介護課	81
居住支援協議会の検討	都市政策課	81

基本方針４ 地域における高齢者の支援体制づくり

（１）地域の相談窓口の周知と機能強化

事業	担当	掲載頁
地域包括支援センター運営事業	高齢福祉介護課	82
介護サービス相談員派遣事業	高齢福祉介護課	83
高齢者安心電話相談事業	高齢福祉介護課	83
成年後見支援センターの運営	福祉政策課	83
生活支援体制整備事業（再掲）	高齢福祉介護課	83
地域包括ケア充実のための人材育成システム推進事業	高齢福祉介護課	83
高齢者への情報提供の充実	高齢福祉介護課	84
（仮称）茅ヶ崎市営小和田住宅外複合施設整備事業（地域包括支援センターの移転・併設）	高齢福祉介護課	84
地域包括支援センターの担当区域の見直し	高齢福祉介護課	84
地域福祉総合相談室運営事業	福祉政策課	84
コーディネーター配置事業	福祉政策課	84

（２）地域における見守り及び支援体制づくりの推進

事業	担当	掲載頁
高齢者住宅生活援助員派遣事業（再掲）	高齢福祉介護課	87
緊急通報装置貸与事業（再掲）	高齢福祉介護課	87
徘徊高齢者のためのSOSネットワーク事業	高齢福祉介護課	87
徘徊高齢者早期発見位置お知らせサービス事業（GPS装置の貸与）	高齢福祉介護課	88
安心カプセル・安心カード推進事業	警防救命課	88
地域ケア会議の推進事業	高齢福祉介護課	88
在宅高齢者実態調査	高齢福祉介護課	88
介護予防従事者及び高齢者支援リーダー等研修事業（再掲）	高齢福祉介護課	88
市民活動団体・NPO等への支援	市民自治推進課	89
地域福祉活動支援事業	福祉政策課	89
民生委員・児童委員による支援	福祉政策課	89
民生委員・児童委員と関係機関との連携強化	福祉政策課	89
高齢者生活保護受給世帯訪問調査	生活支援課	89

(3) 高齢者を介護している方に対する支援

事業	担当	掲載頁
介護用品支給サービス事業（紙おむつ等の支給）（再掲）	高齢福祉介護課	89
家族介護教室	高齢福祉介護課	90
若年性認知症家族会	保健予防課	90

(4) 高齢者の権利擁護

事業	担当	掲載頁
高齢者虐待防止対策事業	高齢福祉介護課	90
成年後見支援センターの運営（再掲）	福祉政策課	91
市民後見人養成事業	福祉政策課	91
エンディングノート活用事業	高齢福祉介護課	91
成年後見制度利用支援事業	障害福祉課、 高齢福祉介護課	91

(5) 在宅医療及び医療と介護の連携の推進

事業	担当	掲載頁
地域医療福祉連携懇談会	高齢福祉介護課	92
在宅医療介護連携推進事業	高齢福祉介護課、 地域保健課	92
かかりつけ医制度の推進	地域保健課	92

基本方針5 認知症の早期発見と認知症高齢者を支える体制づくり

(1) 認知症の早期発見・早期対応に向けた取組

事業	担当	掲載頁
認知症疾患相談・訪問事業	保健予防課	93
認知症初期集中支援事業	高齢福祉介護課	94

(2) 認知症に対する正しい知識・理解の普及啓発

事業	担当	掲載頁
認知症サポーター養成講座	高齢福祉介護課	94
若年性認知症支援者研修	保健予防課	94
認知症サポーターステップアップ講座	高齢福祉介護課	94

(3) 認知症に関する相談窓口の充実強化

事業	担当	掲載頁
成年後見支援センターの運営（再掲）	福祉政策課	95
認知症疾患相談・訪問事業（再掲）	保健予防課	95

(4) 認知症高齢者の支援体制づくり

事業	担当	掲載頁
徘徊高齢者のためのSOSネットワーク事業（再掲）	高齢福祉介護課	96
徘徊高齢者早期発見位置お知らせサービス事業 （GPS装置の貸与）（再掲）	高齢福祉介護課	96
認知症サポーター養成講座（再掲）	高齢福祉介護課	96
認知症対応型共同生活介護事業所の整備	高齢福祉介護課	96
若年性認知症家族会（再掲）	保健予防課	97
認知症ケアパス作成事業	高齢福祉介護課	97
認知症地域支援推進員配置事業	高齢福祉介護課	97
認知症施策検討会	高齢福祉介護課	97
認知症サポーターステップアップ講座（再掲）	高齢福祉介護課	97
キャラバンメイト支援事業	高齢福祉介護課	97

基本方針6 介護保険サービス及び介護予防・生活支援サービス事業の充実

(2) 介護保険施設等の整備

事業	担当	掲載頁
居宅介護支援事業者の指定事務	高齢福祉介護課	111
ケアセンター管理事業	高齢福祉介護課	111

(3) 給付の適正化と人材育成

事業	担当	掲載頁
要介護認定調査の適正化の推進	高齢福祉介護課	111
給付適正化の推進	高齢福祉介護課	112
介護保険事業者に対する人材育成	高齢福祉介護課	112
介護予防・日常生活支援総合事業サービスA担い手研修の実施	高齢福祉介護課	112
指定居宅介護支援事業者の指導・監督等	高齢福祉介護課	112
指定地域密着型介護（予防）サービス事業者等及び介護予防・生活支援サービス事業者の指導・監督等	高齢福祉介護課	112

(4) 介護保険事業者への支援

事業	担当	掲載頁
事業者支援のための情報提供	高齢福祉介護課	113
事故報告の徹底と再発防止のための指導	高齢福祉介護課	113

(5) 制度周知のための取組

事業	担当	掲載頁
介護保険制度周知のためのパンフレット作成	高齢福祉介護課	113
苦情相談に関する事務（苦情相談窓口）	高齢福祉介護課	113

6. 平成30年度保険者機能強化推進交付金（市町村分）に係る評価指標

I PDCAサイクルの活用による保険者機能の強化に向けた体制等の構築

	指標（案）	趣旨・考え方
①	地域包括ケア「見える化」システムを活用して他の保険者と比較する等、当該地域の介護保険事業の特徴を把握しているか。 ア 地域包括ケア「見える化」システムを活用して、他の保険者と比較する等、当該地域の介護保険事業の特徴を把握している。 その上で、HPによる周知等の住民や関係者と共通理解を持つ取組を行っている。 イ 地域包括ケア「見える化」システムは活用していないが、代替手段（独自システム等）により当該地域の介護保険事業の特徴を把握している。その上で、HPによる周知等の住民や関係者と共通理解を持つ取組を行っている。 ウ 地域包括ケア「見える化」システムを活用して、他の保険者と比較する等、当該地域の介護保険事業の特徴を把握している エ 地域包括ケア「見える化」システムは活用していないが、代替手段（独自システム等）により当該地域の介護保険事業の特徴を把握している。	介護保険事業計画の策定等に当たって、地域包括ケア「見える化」システム等を活用し、地域の特徴、課題を把握していることを評価するもの。
②	日常生活圏域ごとの65歳以上人口を把握しているか。	日常生活圏域ごとの65歳以上人口の把握を評価するもの。
③	以下の将来推計を実施しているか。 ア 2025年度における要介護者数・要支援者数 イ 2025年度における介護保険料 ウ 2025年度における日常生活圏域単位の65歳以上人口 エ 2025年度における認知症高齢者数 オ 2025年度における一人暮らし高齢者数 カ 2025年度に必要な介護人材の数	2025年に向けて、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの構築を推進するために重要な指標の将来推計の把握を評価するもの。
④	介護保険事業に関する現状や将来推計に基づき、2025年度に向けて、自立支援、重度化防止等に資する施策について目標及び目標を実現するための重点施策を決定しているか。	2025年に向けた着実な取組を推進するため、重点施策や目標の設定を評価するもの。
⑤	人口動態による自然増減による推計に加え、自立支援・介護予防に資する施策など、保険者としての取組を勘案した要介護者数及び要支援者数の推計を行っているか。	保険者において実施する各種取組について、定量的な効果を見込んでいることを評価するもの。
⑥	地域医療構想を含む医療計画も踏まえつつ、地域の在宅医療の利用者や、在宅医療の整備目標等を参照しつつ、介護サービスの量の見込みを定めているか。	第7期介護保険事業計画は医療計画との同時期に策定されること等を踏まえ、医療計画との整合性のある見込み量設定を評価するもの。
⑦	認定者数、受給者数、サービスの種類別の給付実績を定期的にモニタリング（点検）しているか。 ア 定期的にモニタリングするとともに、運営協議会等で公表している イ 定期的にモニタリングしている	地域の課題に対応できるよう、介護保険給付に係る各種実績により、地域の動向を定期的に把握することを評価するもの。

	指標（案）	趣旨・考え方
⑧	介護保険事業計画の目標が未達成であった場合に、具体的な改善策や、理由の提示と目標の見直しといった取組を講じているか。	・ PDCAサイクルにより、具体的な改善策が講じられていることを評価するもの。

Ⅱ 自立支援、重度化防止等に資する施策の推進

（１）地域密着型サービス

	指標（案）	趣旨・考え方
①	介護保険事業計画の目標が未達成であった場合に、具体的な改善策や、理由の提示と目標の見直しといった取組を講じているか。	・ PDCAサイクルにより、具体的な改善策が講じられていることを評価するもの。
②	地域密着型サービス事業所の運営状況を把握し、それを踏まえ、運営協議会等で必要な事項を検討しているか。	・ 地域の状況の変化に応じた対応を推進するため、点検の取組を評価するもの。
③	所管する介護サービス事業所について、指定の有効期間中に一回以上の割合（16.6％）で実地指導を実施しているか。	・ 指定権限が保険者にある地域密着型サービス等について、保険者としての計画的な指導監督を評価するもの。
④	地域密着型通所介護事業所における機能訓練・口腔機能向上・栄養改善を推進するための取組を行っているか。	・ 地域密着型通所介護事業所において、機能訓練・口腔機能向上・栄養改善が推進されるための、保険者としての取組を評価するもの。

（２）介護支援専門員・介護サービス事業所

	指標（案）	趣旨・考え方
①	保険者として、ケアマネジメントに関する保険者の基本方針を、介護支援専門員に対して伝えているか。 ア 保険者のケアマネジメントに関する基本方針を伝えるためのガイドライン又は文書を作成した上で、事業者連絡会議、研修又は集団指導等において周知している イ ケアマネジメントに関する保険者の基本方針を、介護支援専門員に対して伝えている	・ 高齢者の自立支援、重度化防止等に資することを目的として、ケアマネジメントが行われるよう、介護支援専門員に対して、保険者の基本方針を伝えていることを評価するもの。
②	介護サービス事業所（居宅介護支援事業所を含む。）の質の向上に向けて、具体的なテーマを設定した研修等の具体的な取組を行っているか。	・ 介護サービス事業所の質の向上に向けた保険者の取組を評価するもの。

(3) 地域包括支援センター

	指標（案）	趣旨・考え方
①	＜地域包括支援センターの体制に関するもの＞ 地域包括支援センターに対して、介護保険法施行規則に定める原則基準に基づく3職種の配置を義務付けているか。	・ 地域包括支援センターにおいて必要なサービスが提供されるよう体制が確保されていることを評価するもの。
②	地域包括支援センターの3職種（準ずる者を含む）一人当たり高齢者数（圏域内の65歳以上高齢者数/センター人員）の状況が1,500人以下 ※小規模の担当圏域における地域包括支援センターについては配置基準が異なるため以下の指標とする。 担当圏域における 第1号被保険者の数が概ね2,000人以上3,000人未満：1,250人以下 第1号被保険者の数が概ね1,000人以上2,000人未満：750人以下 第1号被保険者の数が概ね1,000人未満：500人以下	・ 地域包括支援センターの人員配置状況を評価するもの。
③	地域包括支援センターが受けた介護サービスに関する相談について、地域包括支援センターから保険者に対して報告や協議を受ける仕組みを設けているか。	・ 委託型の地域包括支援センターが多い中で、保険者と地域包括支援センターの連携を評価するもの。
④	介護サービス情報公表システム等において、管内の全地域包括支援センター事業内容・運営状況に関する情報を公表しているか。	・ 住民による地域包括支援センターの活用を促進するため、情報公表の取組を評価するもの。
⑤	毎年度、地域包括支援センター運営協議会での議論を踏まえ、地域包括支援センターの運営方針、支援、指導の内容を検討し改善しているか。 ア 運営協議会での議論を踏まえ、地域包括支援センターの運営方針、支援、指導の内容を検討し改善している イ 運営協議会での議論を踏まえ、地域包括支援センターの運営方針、支援、指導の内容について改善点を検討している	・ 地域包括支援センターの業務や体制等の課題に適切に対応するため、毎年度の検討・改善のサイクルを評価するもの。
⑥	＜ケアマネジメント支援に関するもの＞ 地域包括支援センターと協議の上、地域包括支援センターが開催する介護支援専門員を対象にした研修会・事例検討会等の開催計画を作成しているか。	・ 適切に保険者と連携（協議）した上で、計画的な介護支援専門員向け研修等の開催計画の作成を評価するもの。
⑦	介護支援専門員のニーズに基づいて、多様な関係機関・関係者（例：医療機関や地域における様々な社会資源など）との意見交換の場を設けているか。	・ 介護支援専門員のニーズに基づく、介護支援専門員と医療機関等の関係者の連携を推進するための場の設定を評価するもの。
⑧	管内の各地域包括支援センターが介護支援専門員から受けた相談事例の内容を整理・分類した上で、経年的に件数を把握しているか。	・ 介護支援専門員からの相談に基づき、適切に地域課題を解決していくことを促進するため、まずは相談事例の内容整理や把握の状況を評価するもの。
⑨	＜地域ケア会議に関するもの＞ 地域ケア会議について、地域ケア会議が発揮すべき機能、構成員、スケジュールを盛り込んだ開催計画を策定しているか。	・ 地域ケア会議の機能（①個別課題の解決、②地域包括支援ネットワークの構築、③地域課題の発見、④地域づくり・資源開発、⑤政策の形成）を踏まえ、当該地域の地域ケア個別会議及び地域ケア推進会議それぞれの機能、構成員、開催頻度を決定し、計画的に開催していることを評価するもの。

	指標（案）	趣旨・考え方
⑩	地域ケア会議において多職種と連携して、自立支援・重度化防止等に資する観点から個別事例の検討を行い、対応策を講じているか。	・ 地域ケア会議において、多職種連携や個別事例の検討、対応策の実施を評価するもの。
⑪	個別事例の検討等を行う地域ケア会議における個別事例の検討件数割合はどの程度か。（個別ケースの検討件数／受給者数） ア 個別ケースの検討件数／受給者数〇件以上（全保険者の上位3割） イ 個別ケースの検討件数／受給者数〇件以上（全保険者の上位5割）	・ 当該保険者において開催される地域ケア会議での個別ケースの検討頻度を評価するもの。
⑫	生活援助の訪問回数の多いケアプラン（生活援助ケアプラン）の地域ケア会議等での検証について、実施体制を確保しているか。	・ 当該保険者が開催する地域ケア会議等において、平成30年度介護報酬改定によりケアマネジャーに届出が義務付けられた生活援助ケアプランを検証することになるが、その実施体制を確保しているかを評価するもの。
⑬	地域ケア会議で検討した個別事例について、その後の変化等をモニタリングするルールや仕組みを構築し、かつ実行しているか。	・ 個別事例の検討を行ったのち、フォローアップをしていること等を評価するもの。
⑭	複数の個別事例から地域課題を明らかにし、これを解決するための政策を市町村へ提言しているか。 ア 複数の個別事例から地域課題を明らかにし、これを解決するための政策を市町村に提言している イ 複数の個別事例から地域課題を明らかにしているが、解決するための政策を市町村に提言してはいない	・ 地域ケア会議における検討が、地域課題の解決につながる仕組みとなっていることを評価するもの。
⑮	地域ケア会議の議事録や決定事項を構成員全員が共有するための仕組みを講じているか。	・ 多職種による課題共有を評価するもの。

（４）在宅医療・介護連携

	指標（案）	趣旨・考え方
①	地域の医療・介護関係者等が参画する会議において、市町村が所持するデータのほか、都道府県等や郡市区医師会等関係団体から提供されるデータ等も活用し、在宅医療・介護連携に関する課題を検討し、対応策が具体化されているか。 ア 市町村が所持するデータに加え、都道府県等や郡市区医師会等関係団体から提供されるデータ等も活用し、課題を検討し、対応策を具体化している。 イ 市町村が所持するデータを活用して課題を検討し、対応策を具体化している。	・ 在宅医療・介護連携推進事業の（ア）（イ）の事業項目に関連して、対応策を検討するだけでなく、適切に具体化されていることを評価するもの。
②	医療・介護関係者の協力を得ながら、切れ目なく在宅医療と在宅介護が一体的に提供される体制の構築に向けて必要に応じて、都道府県等からの支援を受けつつ、(4)①での検討内容を考慮して、必要となる具体的取組を企画・立案した上で、具体的に実行するとともに、実施状況の検証や取組の改善を行っているか。	・ 在宅医療・介護連携推進事業の（ウ）の事業項目に関連して、具体的な実施状況とそのPDCAサイクルの実施を評価するもの。
③	医療・介護関係者間の情報共有ツールの整備又は普及について具体的な取組を行っているか。	・ 在宅医療・介護連携推進事業の（エ）の事業項目に関連して、具体的な取組状況を評価するもの

	指標（案）	趣旨・考え方
④	地域の医療・介護関係者、地域包括支援センター等からの在宅医療・介護連携に関する相談に対応するための相談窓口を設置し、在宅医療・介護連携に関する相談内容を、郡市区医師会等の医療関係団体との会議等に報告しているか。	・ 在宅医療・介護連携推進事業の（オ）の事業項目について、地域における在宅医療・介護連携に関する相談事例について、医療関係団体と共有することを評価するもの。
⑤	医療・介護関係の多職種が合同で参加するグループワークや事例検討など参加型の研修会を、保険者として開催または開催支援しているか。	・ 在宅医療・介護連携推進事業の（カ）の事業項目について、介護支援専門員をはじめとする介護関係者と、医療関係者が合同で行う研修会等により、お互いの連携を推進するための取組を評価するもの。
⑥	関係市区町村や郡市区医師会等関係団体、都道府県等と連携し、退院支援ルール等、広域的な医療介護連携に関する取組を企画・立案し、実行しているか。	・ 在宅医療・介護連携推進事業の（ク）の事業項目に関連する指標。 ・ 入院時、退院時の医療・介護連携に係る具体的な取組を評価するもの。
⑦	居宅介護支援の受給者における「入院時情報連携加算」又は「退院・退所加算」の取得率の状況はどうか。 ア 〇%以上（全保険者の上位5割）	・ 在宅医療・介護連携推進事業の（ク）の事業項目に関連する指標。 ・ 入院時、退院時の医療・介護連携に係る介護報酬上の加算の取得率を評価するもの。

（５）認知症総合支援

	指標（案）	趣旨・考え方
①	市町村介護保険事業計画又は市町村が定めるその他の計画等において、認知症施策の取組（「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」第二の三の1の（二）に掲げる取組）について、各年度における具体的な計画（事業内容、実施（配置）予定数、受講予定人数等）を定め、毎年度その進捗状況について評価しているか。 ア 計画に定めており、かつ、進捗状況の評価を行っている イ 計画に定めているが、進捗状況の評価は行っていない	・ 認知症総合支援策に係る、具体的な計画及びそのPDCAを評価するもの。
②	認知症初期集中支援チームは、認知症地域支援推進員に支援事例について情報提供し、具体的な支援方法の検討を行う等、定期的に情報連携する体制を構築しているか。	・ 認知症支援に係る適切な体制を評価するもの。
③	地区医師会等の医療関係団体と調整し、認知症のおそれがある人に対して、かかりつけ医と認知症疾患医療センター等専門医療機関との連携により、早期診断・早期対応に繋げる体制を構築しているか。	・ 認知症支援に係る医療との連携の重要性に鑑み、医療関係者との連携を評価するもの。
④	認知症支援に携わるボランティアの定期的な養成など認知症支援に関する介護保険外サービスの整備を行っているか	・ 地域の実情に応じた、様々な認知症支援の体制づくりに向けた取組を評価するもの。

(6) 介護予防／日常生活支援

	指標（案）	趣旨・考え方
①	介護予防・日常生活支援総合事業の創設やその趣旨について、地域の住民やサービス事業者等地域の関係者に対して周知を行っているか。	住民及びサービス事業者等地域の関係者に対する総合事業に係る狙いや趣旨等の正しい理解や周知を促進することを評価するもの。
②	介護保険事業計画において、介護予防・生活支援サービス事業における多様なサービス（基準を緩和したサービス、住民主体による支援、短期集中予防サービス、移動支援を指し、予防給付で実施されてきた旧介護予防訪問介護相当サービス・旧介護予防通所介護相当サービスに相当するサービスは含まない。以下同じ。）及びその他の生活支援サービスの量の見込みを立てるとともに、その見込み量の確保に向けた具体策を記載しているか。	基本指針を踏まえ、多様なサービス等の計画的な整備に向けた取組を評価するもの。
③	介護予防・生活支援サービス事業における多様なサービスやその他の生活支援サービスの開始にあたり、生活支援コーディネーターや協議体、その他地域の関係者との協議を行うとともに、開始後の実施状況の検証の機会を設けているか。	多様なサービス等の実施に係るPDCAサイクルの活用を評価するもの。
④	高齢者のニーズを踏まえ、介護予防・生活支援サービス事業における多様なサービス、その他生活支援サービスを創設しているか。	地域の高齢者のニーズを前提として、総合事業における多様なサービスの創設実績を評価するもの。
⑤	介護予防に資する住民主体の通いの場への65歳以上の方の参加者数はどの程度か（【通いの場への参加率＝通いの場の参加者実人数／高齢者人口】等） ア 通いの場への参加率が○%（上位3割） イ 通いの場への参加率が○%（上位5割）	介護予防に資する通いの場への参加状況を評価するもの。
⑥	地域包括支援センター、介護支援専門員、生活支援コーディネーター、協議体に対して、総合事業を含む多様な地域の社会資源に関する情報を提供しているか。	介護支援専門員等が地域資源等に関する情報を共有することにより、住民に適切なサービスの提供ができるよう、情報提供の取組を評価するもの。
⑦	地域リハビリテーション活動支援事業（リハビリテーション専門職等が技術的助言等を行う事業）等により、介護予防の場にリハビリテーション専門職等が関与する仕組みを設け実行しているか。	自立支援、重度化防止等に向けた取組において重要となる、リハビリテーション専門職等との連携を評価するもの。 ※地域支援事業における地域リハビリテーション活動支援事業のみでなく、都道府県が都道府県医師会等関係団体と構築している地域リハビリテーション支援体制の活用により、介護予防におけるリハビリテーション専門職等の関与が促進できる仕組みとなっている場合なども含む
⑧	住民の介護予防活動への積極的な参加を促進する取組を推進しているか（単なる周知広報を除く。）	住民の参加を促進する仕組みの創設、高齢者の地域における役割の創設等、地域の実情に応じた様々な工夫により、高齢者の積極的な介護予防への参加を推進していることを評価するもの。

(7) 生活支援体制の整備

	指標（案）	趣旨・考え方
①	生活支援コーディネーターに対して市町村としての活動方針を提示し、支援を行っているか。	・ 生活支援コーディネーターについて、地域の実情に応じた、効果的な活動が行われるよう、市町村としての方針の決定や支援を評価するもの。
②	生活支援コーディネーターが地域資源の開発に向けた具体的取組（地域ニーズ、地域資源の把握、問題提起等）を行っているか。	・ 生活支援コーディネーターについて、単なる配置にとどまるのではなく、具体的な取組を行っていることを評価するもの。
③	協議体が地域資源の開発に向けた具体的取組（地域ニーズ、地域資源の把握等）を行っているか。	・ 協議体について、単なる設置にとどまるのではなく、具体的な取組を行っていることを評価するもの。
④	生活支援コーディネーター、協議体の活動を通じて高齢者のニーズに対応した具体的な資源の開発（既存の活動やサービスの強化を含む。）が行われているか。	・ 生活支援コーディネーターや協議体の活動による社会資源の開発実績を評価するもの。

(8) 要介護状態の維持・改善の状況等

	指標（案）	趣旨・考え方
①	（要介護認定等基準時間の変化） 一定期間における、要介護認定者の要介護認定等基準時間の変化率の状況はどのようになっているか。 ア 時点（1）の場合○%（全保険者の上位5割を評価） イ 時点（2）の場合○%（全保険者の上位5割を評価）	・ 要介護状態の維持・改善の状況として、認定を受けた者について要介護認定等基準時間の変化率を測定するもの
②	（要介護認定の変化） 一定期間における要介護認定者の要介護認定の変化率の状況はどのようになっているか。 ア 時点（1）の場合○%（全保険者の上位5割を評価） イ 時点（2）の場合○%（全保険者の上位5割を評価）	・ 要介護状態の維持・改善の状況として、認定を受けた者について要介護認定の変化率を測定するもの

Ⅲ 介護保険運営の安定化に資する施策の推進

(1) 介護給付の適正化

	指標（案）	趣旨・考え方
①	介護給付の適正化事業の主要5事業のうち、3事業以上を実施しているか。	・ 「介護給付適正化計画に関する指針」（平成29年7月7日老介発第0707第1号別紙）を踏まえた、介護給付の適正化事業の実施を評価するもの。
②	ケアプラン点検をどの程度実施しているか。 ア ケアプラン数に対するケアプランの点検件数の割合が〇%（全国平均）以上 イ ケアプラン数に対するケアプランの点検件数の割合が〇%（全国平均）未満	・ ケアプラン点検の実施状況を評価するもの。
③	医療情報との突合・縦覧点検を実施しているか。	・ 医療情報との突合・縦覧点検は、特に適正化効果が高いため、実施を評価するもの。
④	福祉用具の利用に関しリハビリテーション専門職が関与する仕組みを設けているか。 ・ 地域ケア会議の構成員としてリハビリテーション専門職を任命し、会議の際に福祉用具貸与計画も合わせて点検を行う ・ 福祉用具専門相談員による福祉用具貸与計画の作成時に、リハビリテーション専門職が点検を行う仕組みがある ・ 貸与開始後、用具が適切に利用されているか否かをリハビリテーション専門職が点検する仕組みがある	・ 福祉用具について、リハビリテーション専門職が関与した適切な利用を推進するため、保険者の取組を評価するもの。
⑤	住宅改修の利用に際して、建築専門職、リハビリテーション専門職等が適切に関与する仕組みを設けているか。 ・ 被保険者から提出された住宅改修費支給申請書の市町村における審査の際に、建築専門職、リハビリテーション専門職等により点検を行う仕組みがある ・ 住宅改修の実施前又は実施の際に、実際に改修を行う住宅をリハビリテーション専門職が訪問し、点検を行わせる仕組みがある	・ 住宅改修について、建築専門職やリハビリテーション専門職が関与した適切な利用を推進するため、保険者の取組を評価するもの。
⑥	給付実績を活用した適正化事業を実施しているか。	・ 「介護給付適正化計画に関する指針」（29年7月7日老介発第0707第1号別紙）を踏まえ、給付実績の活用による適正化事業の実施を評価するもの

(2) 介護人材の確保化

	指標（案）	趣旨・考え方
①	必要な介護人材を確保するための具体的な取組を行っているか。	・ 第7期介護保険事業計画から、市町村介護保険事業計画への任意記載事項となった介護人材の確保に向けた取組について、保険者の取組を評価するもの。

第7期茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画 平成30年度～平成32年度		
平成30（2018）年 3月発行 第1版 300部作成		
発行	茅ヶ崎市	
編集	福祉部高齢福祉介護課	
〒253-8686		
神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号		
電話	0467-82-1111（代表）	
ホームページ	http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/	QRコード
携帯サイト	http://mobile.city.chigasaki.kanagawa.jp/	